



いのち
支える

いのち支える 第2次浦添市 自殺対策行動計画

～誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現を目指して～

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月

 浦添市

はじめに

自殺に追い込まれる背景には、精神疾患などの精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など、様々な社会的要因があることが知られており、誰にでも起こりうる身近な問題です。

我が国の自殺者数は、平成10年から14年連続で、年間3万人台で推移してきましたが、国や地方自治体が、自殺者の増加を社会的問題と捉え、懸命に対策に取り組んだ結果、平成24年度には3万人台を下回り、以後年々減少傾向にありました。



本市におきましても、これまで自殺に関する知識の普及・啓発、ゲートキーパー養成講座の開催、保健師等の専門職によるこころの健康相談などに取り組むとともに、平成31年3月には「いのち支える浦添市自殺対策行動計画」を策定し、総合的に対策を推進してきました。その結果、平成27年に23人であった自殺者数が、令和元年には10人に減少しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行というこれまでに経験したことのない事態に、市民の暮らしは大きく変わり、新たなストレスも生じることとなりました。様々な生活環境の変化などの影響により、令和2年度から自殺者数は再び増加に転じています。

この度、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とする「いのち支える第2次浦添市自殺対策行動計画」を策定いたしました。誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現を目指し、市民の皆様とともに保健、医療、福祉、教育、労働、その他関係機関・団体と連携を図りながら、この計画に掲げる取組を推進してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に際し、熱心にご審議いただきました浦添市自殺対策推進専門部会、浦添市健康づくり推進協議会の各委員の皆様をはじめ、市民アンケートにおいて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

浦添市長 松本哲治

目次

● 第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景	P2
第2節 計画の位置づけ	P3
第3節 計画の期間	P4
第4節 計画の評価	P4
第5節 計画の策定体制	P4

● 第2章 浦添市の現状と課題

第1節 統計データからみる現状	P8
第2節 第1次計画の進捗と課題	P18
第3節 市民アンケート調査結果からみる現状	P24

● 第3章 計画の基本的な方向性

第1節 基本理念	P54
第2節 自殺対策の基本認識	P54
第3節 自殺対策の基本方針	P55
第4節 自殺対策における連携の考え方	P56
第5節 計画の数値目標	P57
第6節 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進	P58
第7節 施策の体系	P59

● 第4章 基本施策

基本施策1 地域におけるネットワークの強化	P63
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	P65
基本施策3 市民への普及啓発	P68
基本施策4 生きることの促進要因への支援	P70
基本施策5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進	P76

● 第5章 重点施策

重点施策1 勤務者・経営者対策	P81
重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者対策	P83
重点施策3 高齢者対策	P86
重点施策4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)	P90
重点施策5 女性への対策	P94

● 第6章 自殺対策の推進体制

第1節 計画の周知	P98
第2節 自殺対策の推進体制	P98
第3節 国や県との連携	P98

● 資料編

1. 浦添市自殺対策推進専門部会設置要綱	P100
2. 浦添市自殺対策推進専門部会名簿	P101
3. 浦添市健康づくり推進協議会規則	P102
4. 浦添市健康づくり推進協議会名簿	P104
5. 浦添市自殺対策推進本部設置規程	P105
6. 浦添市自殺対策推進検討委員会設置要綱	P107
7. 浦添市生きる支援関連施策事業一覧	P110
8. 令和6年度浦添市こころの健康に関するアンケート調査	P123
9. 評価項目一覧	P131
10. 計画策定の経過	P132
11. 浦添市地域の困りごと相談窓口一覧表	P133

第1章

計画の概要

- *****
- 第1節 計画策定の背景
 - 第2節 計画の位置づけ
 - 第3節 計画の期間
 - 第4節 計画の評価
 - 第5節 計画の策定体制
- *****

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

我が国の自殺者の年次推移は減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの影響を強く受けた令和2年は、11年ぶりに増加に転じました。自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺による死亡率)は、主要先進国7か国の中で最も高く、自殺者数は毎年2万人を超えて推移しており、社会的な問題となっています。

自殺は「個人の問題」とされてきましたが、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行されたことにより、「社会の問題」として広く認識されることになりました。その後、平成28年に「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとなりました。

また、「自殺対策基本法」に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱」が平成19年6月に策定されたのち、令和4年10月に自殺対策における基本認識や重点施策を掲げる「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」として見直され、閣議決定されました。この見直しでは、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などが新たに追加され、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を目指すものとされました。

浦添市では、平成31年3月に「いのち支える浦添市自殺対策行動計画」を策定し、自殺対策に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けた令和2年以降、自殺者数は増加傾向にあります。そのため、浦添市全体で自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、現行の計画を総合的に見直し、誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現を目指して、「いのち支える第2次浦添市自殺対策行動計画」を策定しました。

■ 自死、自殺の表現について(本計画における考え方)

「自死」「自殺」の表現については、自死・自殺の実態やそれに関わる人々の間で、多様な考えや思いがあり、「自殺」という言葉は、亡くなられた遺族の尊厳を傷つけることがあると指摘する意見もあります。

以下に示したものは、様々な意見がある中で、現段階における使い分けとして、令和6年9月改訂の「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引き(改訂版)」(厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター作成)の考え方に準拠し、本計画において、行為を表現するときは「自殺」、遺族や遺児に関する表現は「自死」を用います。

(1) 自死、自殺の使い分け

- 法令や医療などに関する用語……………自殺(例:自殺対策、自殺未遂)
- 身近な人を自死・自殺で亡くした人や子どもなどに関する用語……………自死(例:自死遺族等支援)
- そのほかの用語……………自死・自殺(例:自死・自殺で亡くなった)

(2) 自死遺族等

本計画における「自死遺族等」とは、主に以下の身近な人の自死・自殺により影響を受けた、または受ける可能性のある人を指します。

例:親族(血族、姻族)、内縁関係にある人、婚約者、友人、同僚など

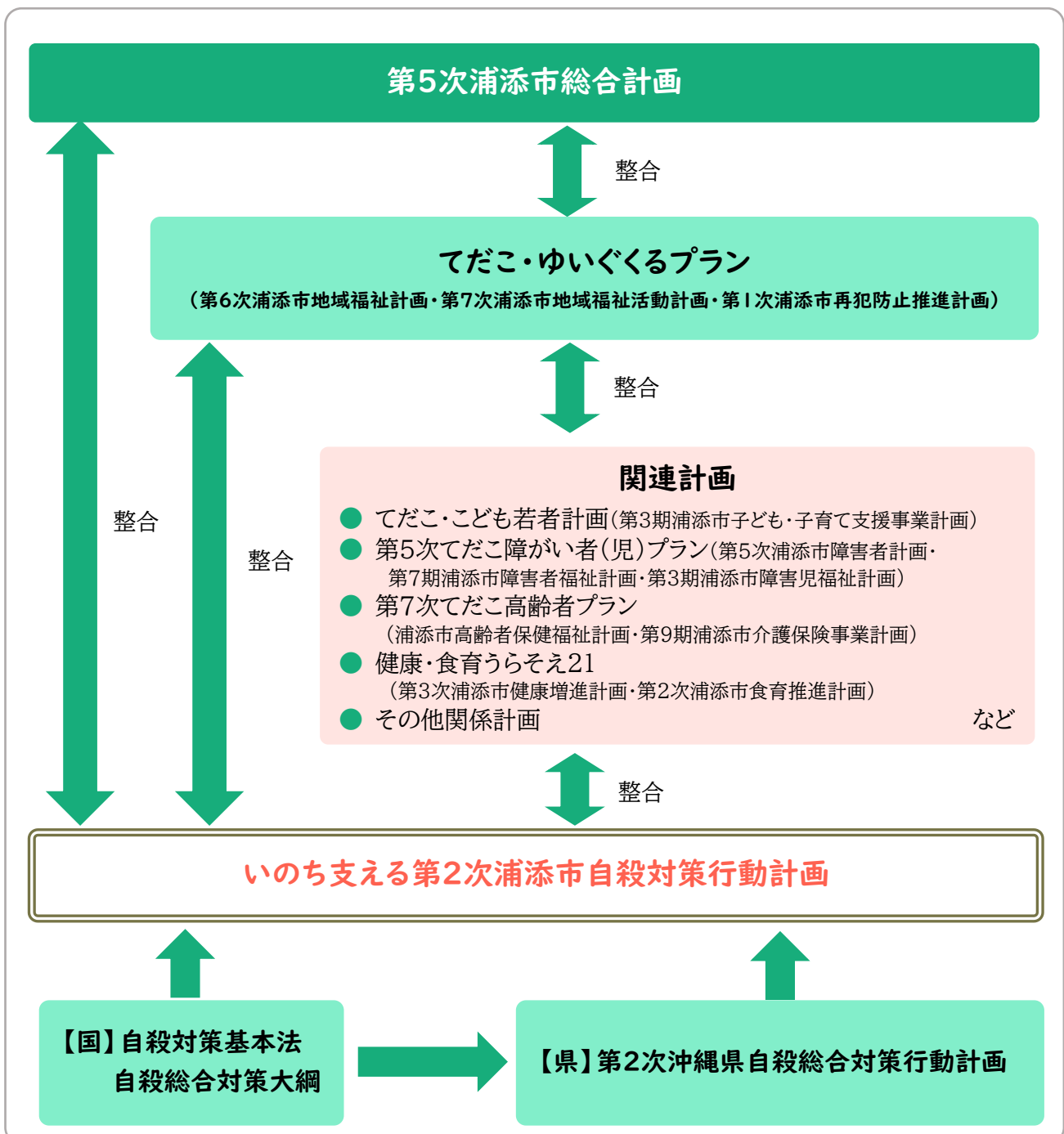
資料:「自死遺族等を支えるために 総合的支援の手引き(改訂版)」

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺対策基本法」の基本理念や「自殺総合対策大綱」の基本認識や方針を踏まえて、浦添市の自殺対策に係る行動指針を示すものです。

市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための「第5次浦添市総合計画」、及び「てだこ・ゆいぐるプラン」を上位計画とした浦添市の自殺対策の基本となる計画です。

沖縄県の「第2次沖縄県自殺総合対策行動計画」のほか、関連性の高い「健康・食育うらそえ21」をはじめとした諸計画との整合を図ります。



第3節 計画の期間

本計画は、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、本計画は「自殺対策基本法」または「自殺総合対策大綱」が改正された場合に、必要に応じて見直しを行います。

いのち支える第2次浦添市自殺対策行動計画の期間
令和7年度(2025年度) → 令和11年度(2029年度)

第4節 計画の評価

本計画で示す目標を達成するためには、市民、関係機関などの理解と協力を得ながら、着実に各種施策の推進を図ることが重要です。このため、目標設定にあたっては、できるだけ数値化した指標を用いて計画の進捗状況が目に見えるように工夫し、進捗状況については、令和7年度以降、浦添市自殺対策推進本部および浦添市健康づくり推進協議会等において毎年度確認評価を行います。最終年度には、施策の推進に反映させるため総合的な評価を行います。なお、評価にあたっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを行います。

第5節 計画の策定体制

自殺対策の基本方針を踏まえ、市民参画や庁内連携体制などにより、本計画を策定しました。

1 市民参画

(1) 浦添市健康づくり推進協議会

学識経験者や各種団体の代表からなる保健部会で、市長からの諮問に応じ、計画に関する事項について調査審議を行いました。

(2) 浦添市自殺対策推進専門部会

浦添市健康づくり推進協議会から委任された地域の関係分野の代表者で構成される専門部会で、自殺対策を総合的、かつ、効果的に推進するため、必要な事項について協議し、計画に反映しました。

(3) 市民アンケート調査

計画策定にあたり、市民アンケートを実施し計画に反映しました。(調査結果の詳細は24ページ)

(4) 意見・提言募集(パブリックコメント)

計画に関する意見や提言を募集し、寄せられた意見などに対する市の考え方を公表するとともに、可能な限り計画に反映しました。

2 庁内連携体制

庁内における計画策定作業にあたっては、浦添市が生き心地の良いまちとなる計画であることを認識し、組織や枠組みにとらわれることなく、策定しました。

(1)浦添市自殺対策推進本部

計画に関する審議・調査は、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、市長が任命した部長等によって構成される浦添市自殺対策推進本部において行い、必要な調整を図りました。

(2)浦添市自殺対策推進検討委員会

計画策定にあたり、浦添市自殺対策推進本部が付託した事案や、あらかじめ研究及び調整を必要とする事案については、市長が任命した課長等から構成される浦添市自殺対策推進検討委員会において調査や検討を行いました。

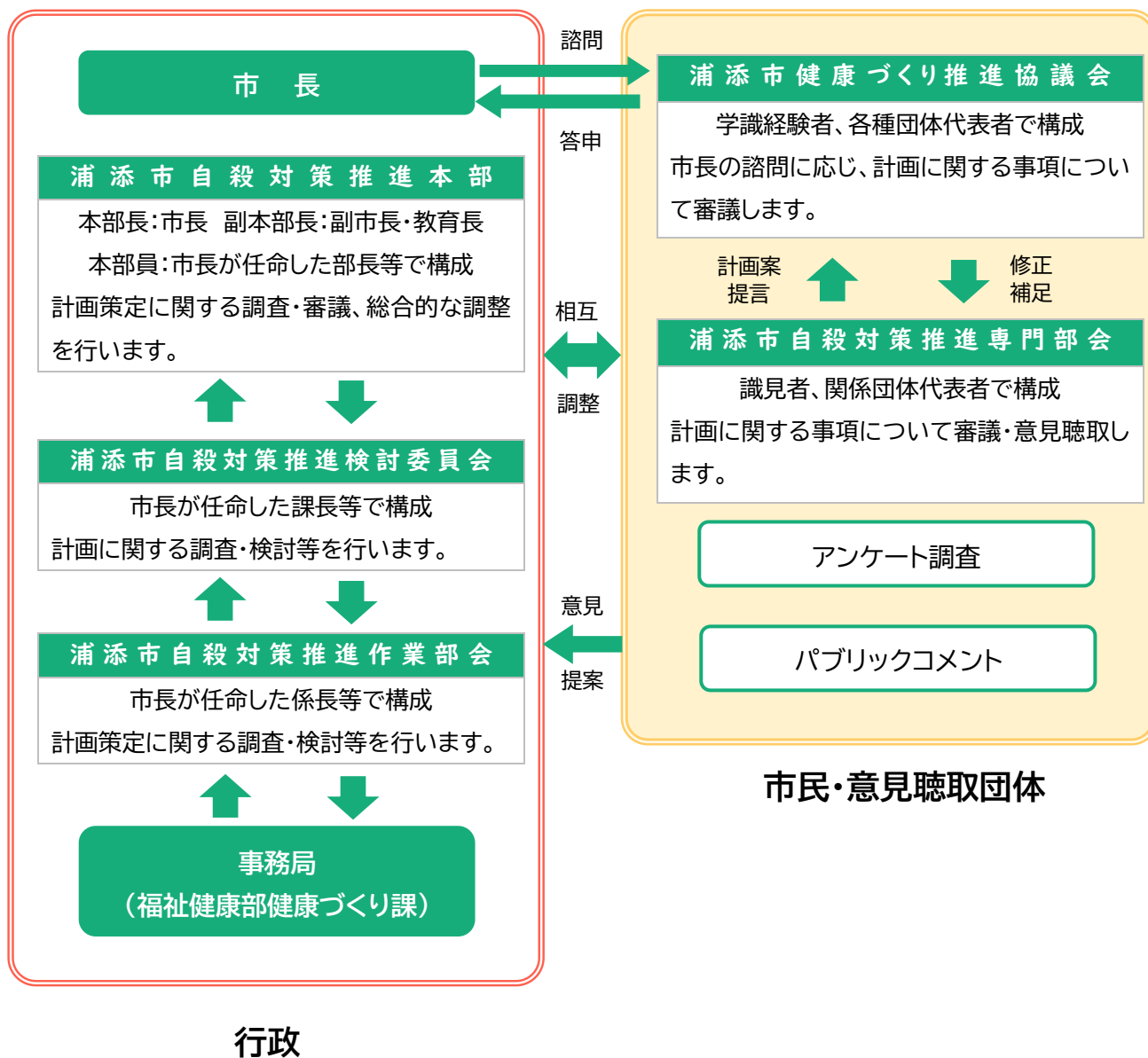
(3)浦添市自殺対策推進作業部会

全庁的な自殺対策を推進するため、市長が任命した係長等から構成される浦添市自殺対策推進作業部会において計画策定に関する調査や検討を行いました。

3 事務局

事務局は福祉健康部健康づくり課に置き、計画策定に関する全般の調査と庶務を行いました。

〈計画策定体制図〉



第2章

浦添市の現状と課題

第1節 統計データからみる現状

第2節 第1次計画の進捗と課題

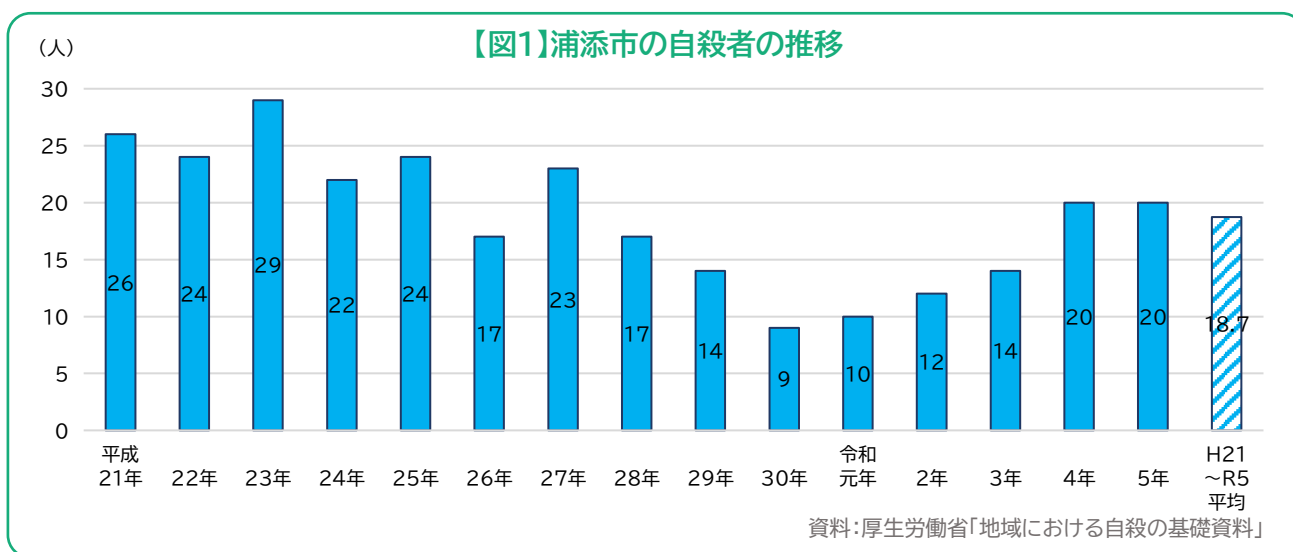
第3節 市民アンケート調査結果からみる現状

第2章 浦添市の現状と課題

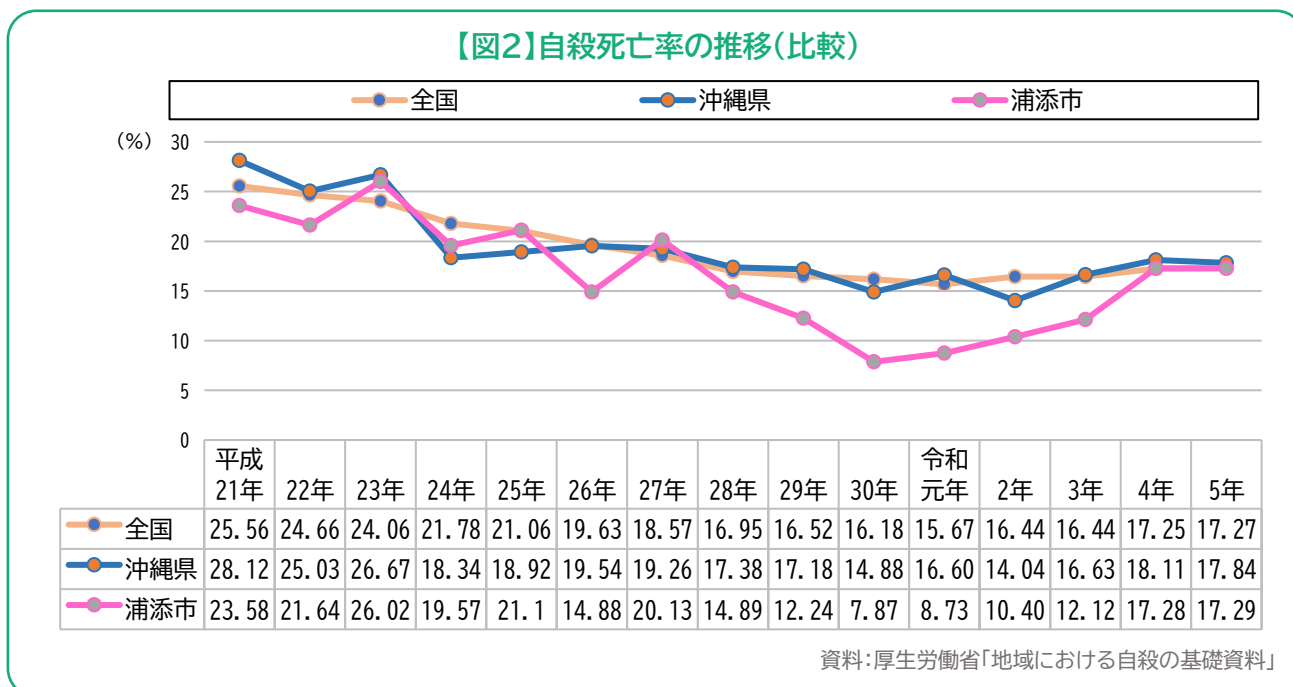
第1節 統計データからみる現状

1 自殺者数・自殺死亡率

年間自殺者数は、新型コロナウイルス感染症による影響を強く受けた令和2年以降、自殺者数は増加傾向にあり、令和4年、5年において20人となっています。平成21年～令和5年までの15年間の平均自殺者数は18.7人となっています(図1)。



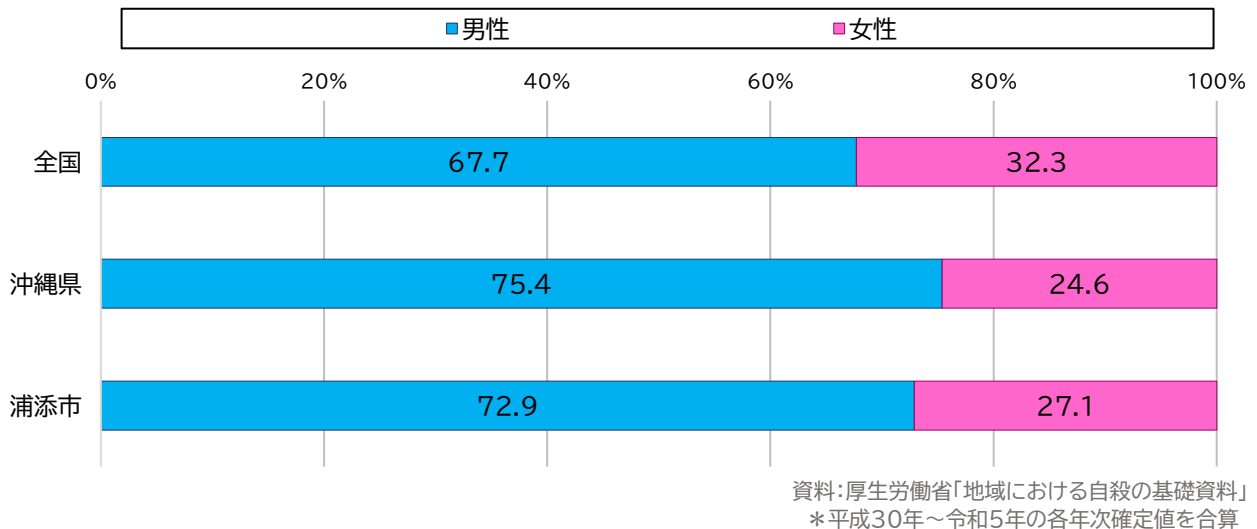
人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、平成28年以降は概ね15以下で推移していましたが、令和2年以降上昇傾向に転じ、令和4年、5年は全国平均を上回っています(図2)。



2 性別・年代別

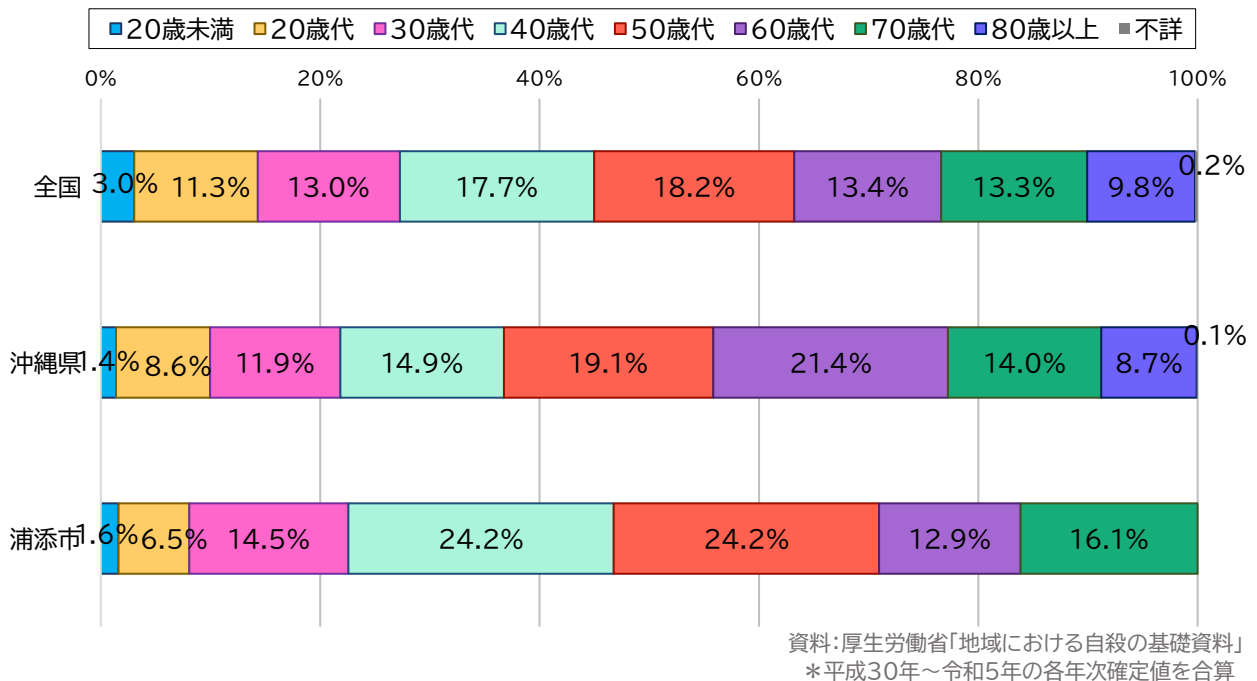
自殺者の性別の割合は、平成30年～令和5年の合算で見ると、男性は62人で72.9%、女性は23人で27.1%となっており、沖縄県の平均と比較すると、女性の割合が高い傾向にあります(図3)。

【図3】自殺者の性別構成比(比較)



男性自殺者の年代別割合は、沖縄県や全国と比べ30～50歳代、70歳代が高く、特に40歳代では沖縄県より約10ポイント高い結果となっています。30～50歳代の働き盛り世代が占める割合は全国(48.9%)、沖縄県(45.9%)と比較し、浦添市は6割以上(62.9%)と高くなっています(図4)。

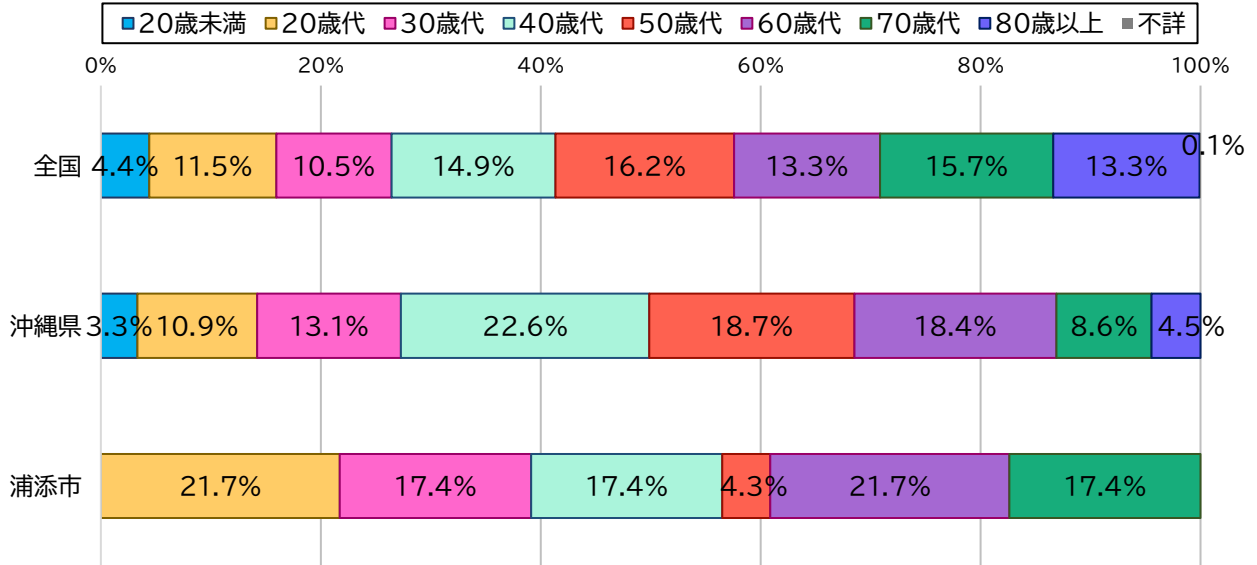
【図4】男性自殺者の年代別構成比(比較)



第2章 ● 浦添市の現状と課題

女性自殺者の年代別割合は、沖縄県や全国と比べ20～30歳代の若い世代と60～70歳代で高く、特に20歳代では10%ポイント高い結果となっています。20～30歳代の占める割合は39.1%と約4割となっています(図5)。

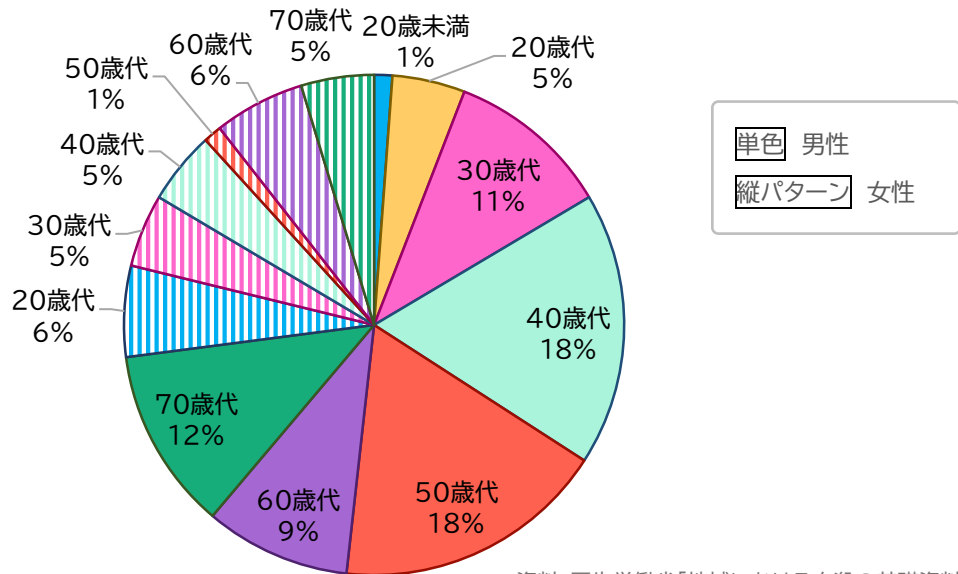
【図5】女性自殺者の年代別構成比(比較)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
*平成30年～令和5年の各年次確定値を合算

平成30年～令和5年の自殺者の性・年代別割合をみると、男性の30～50歳代と70歳代が1割を超えています。また、男性の30～50歳代の働き盛り世代が占める割合は、全体の47%を占めています(図6)。

【図6】浦添市の自殺者の性・年代別構成比



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
*平成30年～令和5年の各年次確定値を合算

自殺死亡率を性・年代別で見ると、令和元年～令和5年の平均では、男性は70歳代(40.58)、50歳代(38.29)、40歳代(35.96)の順で高くなっています。女性は70歳代(15.84)、20歳代(15.83)、60歳代(11.73)の順に高くなっています(表1)。

【表1】性・年代別自殺死亡率(比較)

単位:人口10万人対

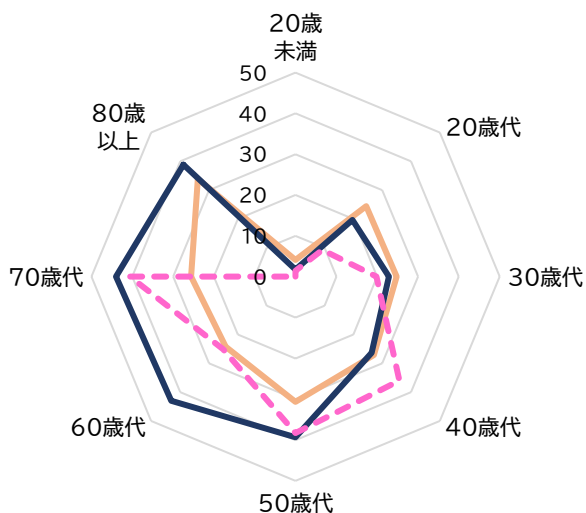
		全体	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
男性	全国	23.00	4.13	24.48	24.76	27.13	30.65	24.25	25.60	33.88
	沖縄県	25.50	1.78	19.73	22.87	26.32	39.32	43.01	43.99	38.82
	浦添市	20.30	1.48	9.28	19.82	35.96	38.29	25.07	40.58	0.00
女性	全国	10.53	3.05	13.13	10.23	11.23	13.32	11.12	12.36	12.15
	沖縄県	8.01	1.49	9.48	7.86	12.75	11.54	12.24	8.01	4.22
	浦添市	6.42	0.00	15.83	8.23	6.94	0.00	11.73	15.84	0.00

資料:「浦添市・沖縄県地域自殺実態プロファイル2024 付表3」を一部抜粋(JSCP2024)
*令和元年～令和5年平均

性・年代別の自殺死亡率を全国・沖縄県と比較すると、男性は40歳代において高くなっており、女性は20歳代、70歳代において高くなっています(図7)(図8)。

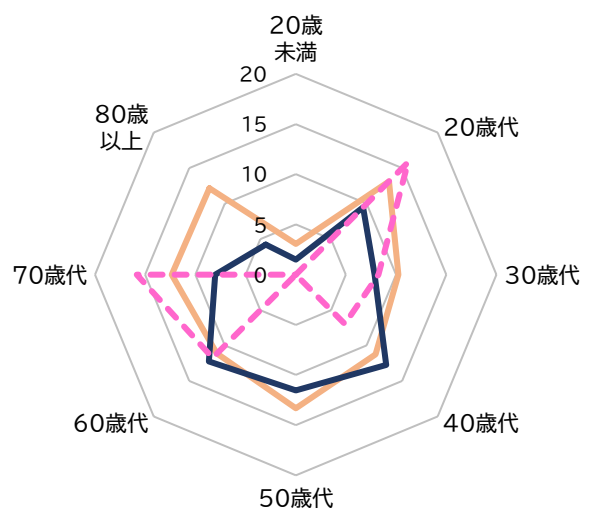
【図7】男性・年代別自殺死亡率(比較)

— 全国 — 沖縄県 - - - 浦添市



【図8】女性・年代別自殺死亡率(比較)

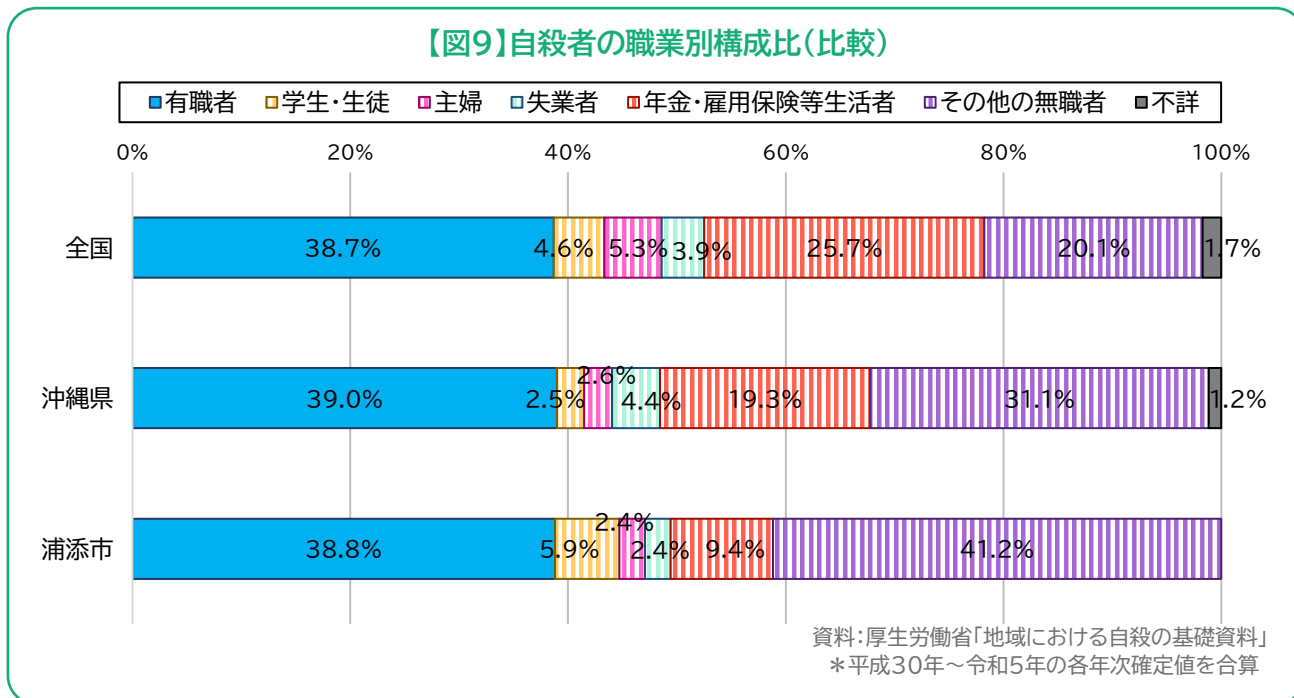
— 全国 — 沖縄県 - - - 浦添市



資料:「浦添市・沖縄県地域自殺実態プロファイル2024 付表3」を一部抜粋(JSCP2024)
*令和元年～令和5年平均

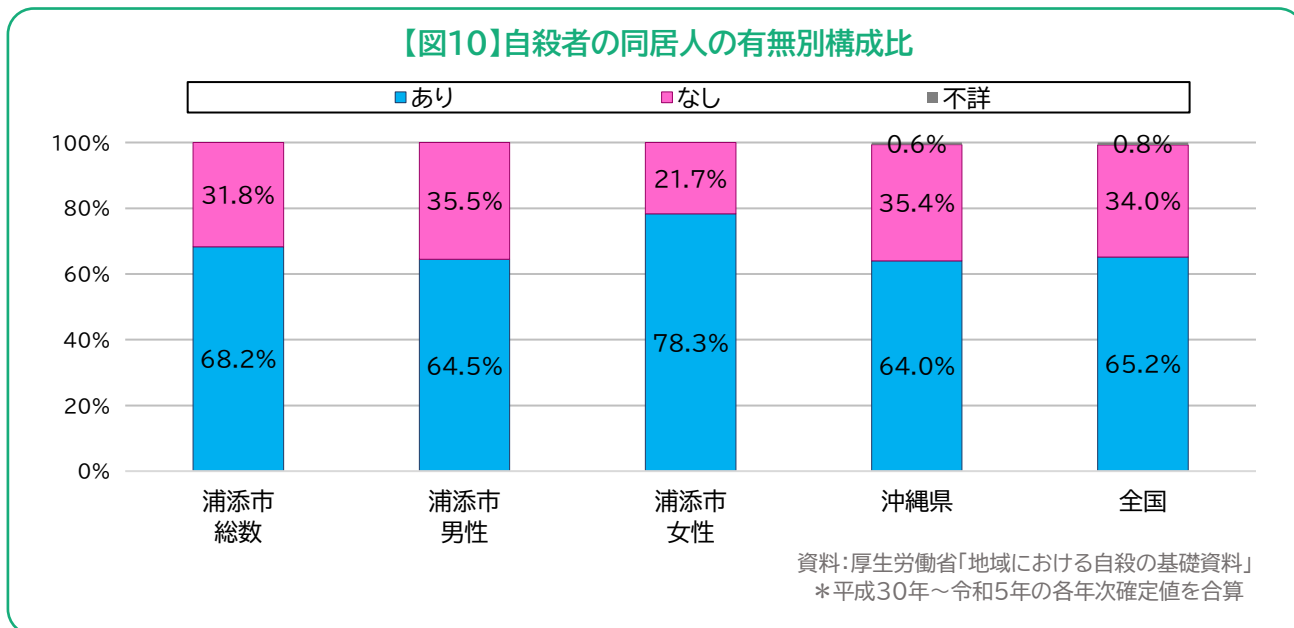
3 職業

自殺者の職業別割合は、有職者が約4割に対し、働いていない人が約6割となっています。浦添市は全国、沖縄県と比較し、学生・生徒とその他の無職者の割合が高くなっています(図9)。



4 同居人の有無

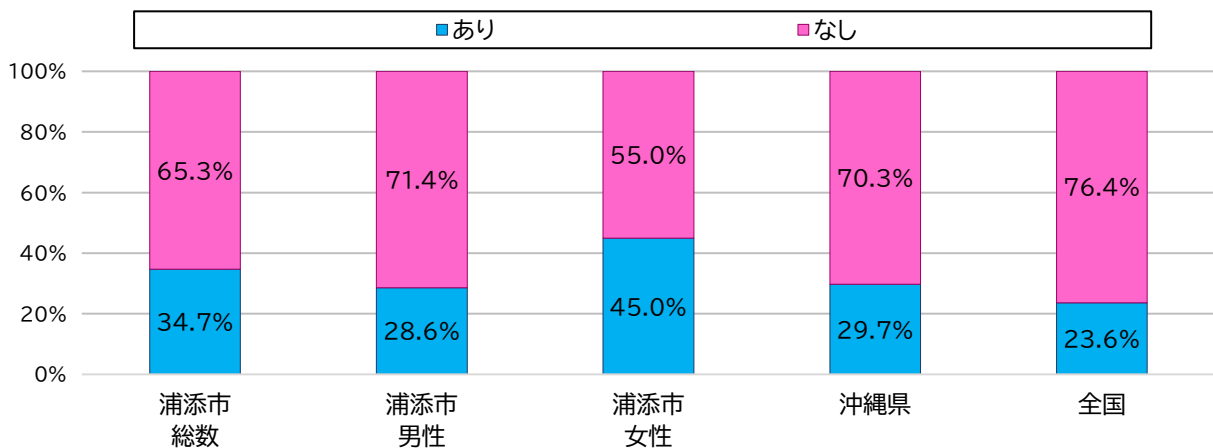
自殺者の同居人の有無別割合は、概ね7:3で同居人ありが高くなっており、全国、沖縄県とほぼ同じ割合となっています。浦添市の性別で比較すると、同居人ありの割合は女性が男性を上回り、約8割を占めています(図10)。



5 自殺未遂歴の有無

自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があった人は、経験が不詳だった人を除くと34.7%となっており、全国、沖縄県と比べ割合が高くなっています。性別で比較すると、男性は沖縄県とほぼ同じ割合であるのに対し、女性は自殺未遂歴ありが約半数を占めています(図11)。

【図11】自殺者の自殺未遂歴の有無別構成比(比較)

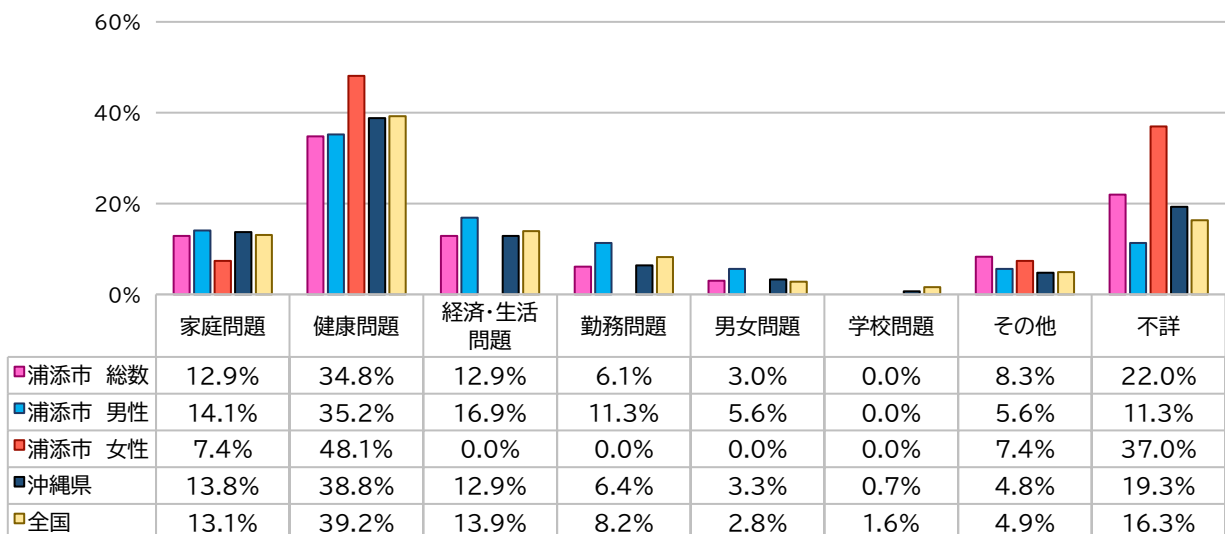


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
*平成30年～令和5年の各年次確定値を合算

6 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機は健康問題34.8%、次いで不詳が22.0%、家庭問題と経済・生活問題が12.9%と続いており、沖縄県や全国もほぼ同じ傾向となっています。浦添市の性別で比較すると、男性は「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」「男女問題」で女性よりも高い割合となっており、女性は「健康問題」「その他」「不詳」の割合が高くなっています(図12)。

【図12】自殺の原因・動機の割合(比較)



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」
*平成30年～令和5年の各年次確定値を合算

7 地域自殺実態プロフィールからみた浦添市の自殺の特徴

浦添市の主な自殺者の特徴【特別集計(自殺日・住居地、令和元年～令和5年合計)】

自殺者の特性上位5区分*1		自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率*2 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路*3
1位	男性 40～59 歳有職同居	12	15.8%	20.8	配置転換 → 過労 → 職場の人間関係の悩み+仕事の失敗 → うつ状態 → 自殺
2位	男性 40～59 歳無職同居	10	13.2%	186.2	失業 → 生活苦 → 借金+家族間の不和 → うつ状態 → 自殺
3位	男性 60 歳以上無職独居	7	9.2%	99.2	失業(退職)+死別・離別 → うつ状態 → 将来生活への悲観 → 自殺
4位	男性 60 歳以上無職同居	7	9.2%	25.1	失業(退職) → 生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患 → 自殺
5位	女性 20～39 歳無職同居	6	7.9%	32.1	DV等 → 離婚 → 生活苦+子育ての悩み → うつ状態 → 自殺

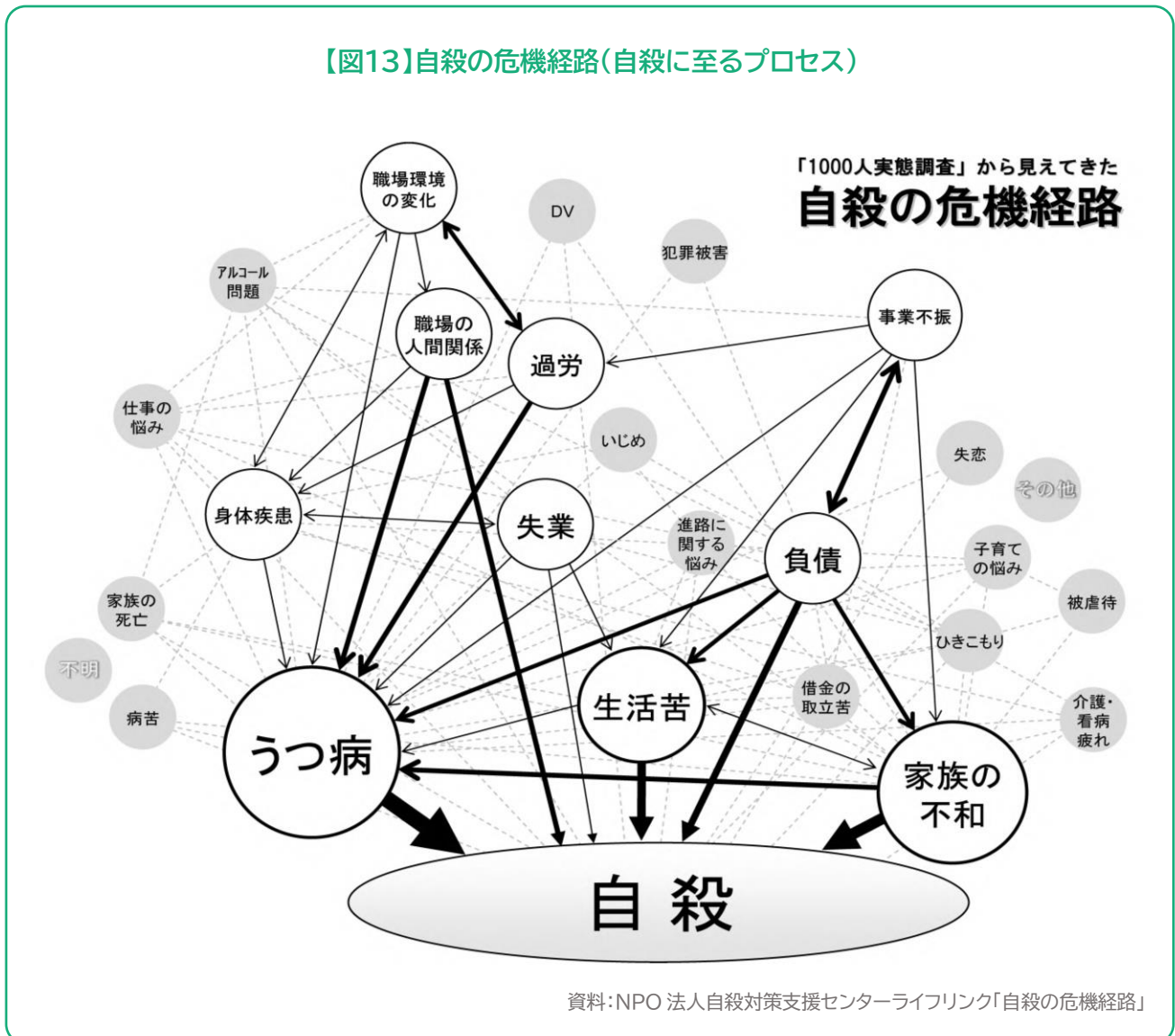
資料:「地域自殺実態プロフィール(JSCP2024)」

浦添市における自殺の実態について、「厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター*4」が市町村に提供している「地域自殺実態プロフィール」により、自殺で亡くなる人の割合が多い属性(「性別」×「年齢」×「職業の有無」×「同居人の有無」)の上位5区分が示されています。

また、この属性情報などから、浦添市の自殺対策における重点対象者として、「勤務・経営者」「高齢者」「生活困窮者」「無職者・失業者」が挙がっています。これらの対象者に「子ども・若者」「女性への対策」を加え、自殺対策に係る支援策を重点的に展開していくことが求められます。

-
- *1:順位は自殺者数の多い順で、自殺者が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。
 - *2:自殺死亡率の算出しに用いた人口(母数)は、令和2(2020)年国勢調査(就業状態等基本集計)を基に、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)にて推計したもの。
 - *3:「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの。自殺者の特性別を見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路は唯一のものではない。
 - *4:「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すための「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律(令和元年法律第三十二号)」が定める国の指定調査研究等法人。

下記は、「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」が行った自殺の実態調査から見てきた【自殺の危機経路(自殺に至るプロセス)】です(図13)。



丸の大きさは、「要因の発生頻度」、矢印の太さは「要因と要因の連鎖の因果関係の強さ」を表しています。

- ① 自殺の背景には様々な「危機要因」が潜んでいる(計 68 項目)
- ② 自殺時に抱えていた「危機要因」数は 1 人当たり平均 4 つ
- ③ 「危機要因」全体のおよそ 7 割が上位 10 要因に集中
- ④ 自殺の 10 大要因が連鎖しながら「自殺の危機経路」を形成
- ⑤ 危機連鎖度が最も高いのが「うつ病→自殺」の経路
- ⑥ 10 大要因の中で自殺の「危機複合度」が最も高いのも「うつ病」
- ⑦ 「危機の進行度」には 3 つの段階がある～危機複合度を基準にして～
- ⑧ 危機要因それぞれに「個別の危険性」がある

資料:「自殺実態調査 1,000 人調査」から見てきた 8 つのこと

8 浦添市こころの健康相談の実施状況

こころの健康相談の相談件数は、平成30年度以降減少傾向にありましたが、令和4年度に再び増加し、令和5年度では1,084件(月平均90.3件)となっています(表2)。

【表2】浦添市こころの健康相談の相談件数の推移

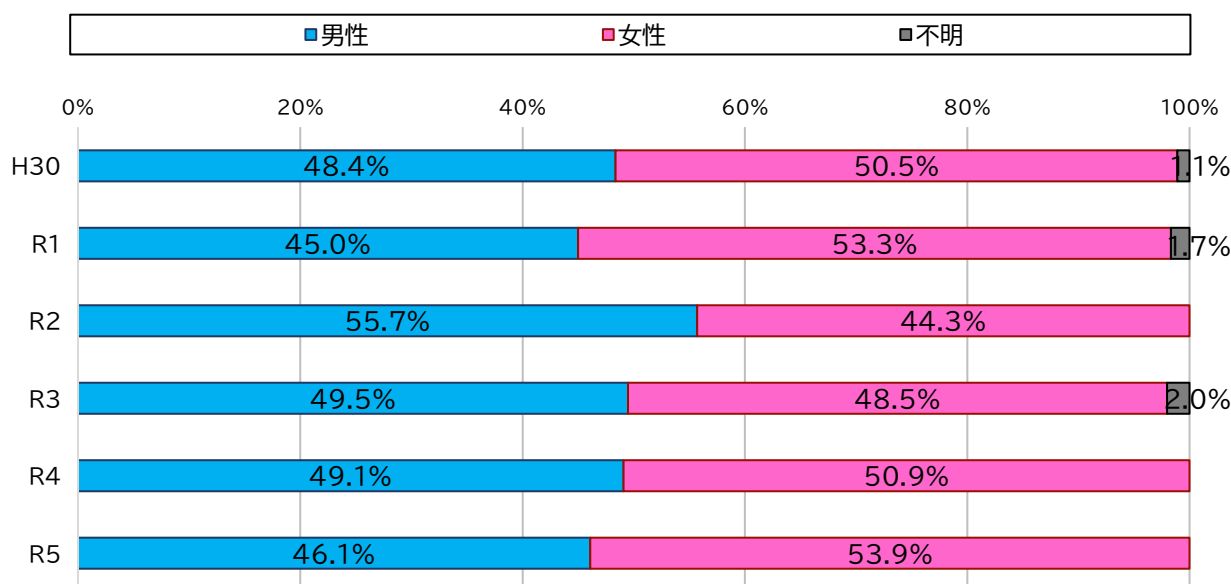
単位:(延)件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	986	883	645	392	478	1,084
月平均	82.2	73.6	53.8	32.7	39.8	90.3

資料:健康づくり課(各年度末現在)

こころの健康相談の過去6年間の性別構成比では、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年、3年は男性の割合が高い結果となりましたが、性差はほぼ変わらない割合で推移しています(図14)。

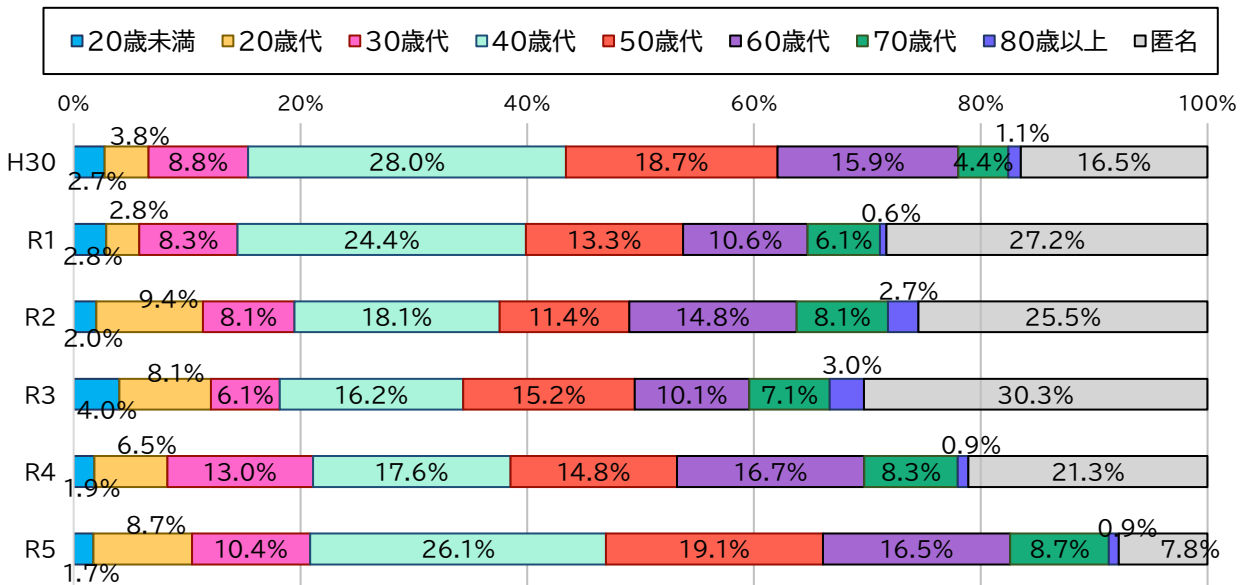
【図14】浦添市こころの健康相談の性別構成比



資料:健康づくり課(各年度末現在)

こころの健康相談の過去6年間の年代別構成比では、新型コロナウイルス感染症流行前(平成30年度・令和元年度)と流行後(令和2年度以降)を比較すると、20歳代と70歳代が増加しています。また、令和4年度までは40～50歳代が減少傾向にありましたが、令和5年度では再び増加しています(図15)。

【図15】こころの健康相談 年代別構成比



資料:健康づくり課(各年度末現在)

令和5年度のこころの健康相談の主な相談内容は、「医療受診」に関するものが171件と最も多く、次いで「不安や悩み」に関するものが142件、「社会復帰・福祉サービス」に関するものが127件と続いています(表3)。

【表3】浦添市こころの健康相談の相談内容別件数(令和5年度)

単位:(延)件数

相談件数(重複あり)	病気・治療・薬	社会復帰・福祉サービス	人間関係	日常生活	家族の対応	アルコール
	119	127	0	105	43	45
	薬物	ギャンブル	ひきこもり	不眠	体の健康	自殺
	0	2	30	1	24	34
	経済的問題	医療受診	不登校	学校生活	不安や悩み	発達・発育
	91	171	0	0	142	2
	暴言・暴力	気分の落ち込み等	家族関係の悩み・ストレス	職場関係の悩み・ストレス	友人関係の悩み・ストレス	その他の人間関係の悩み・ストレス
	14	119	52	2	24	6
	D V	断酒会に関する事	その他			
0	4	194				

資料:健康づくり課(令和5年度末現在)

第2節 第1次計画の進捗と課題

第1次計画(平成31～令和6年度)における取組

基本施策

1 地域におけるネットワーク強化

(1)切れ目のない支援体制の構築

2 自殺対策を支える人材育成

(1)一般市民に対する人材育成

(2)様々な分野での人材育成

3 住民への啓発と周知

(1)住民への啓発

4 生きることの促進要因への支援

(1)生きがい・居場所づくり

(2)自殺リスクの早期発見と相談窓口へのつなぎ

(3)自殺未遂者、遺された人への支援

5 児童生徒の SOS を見逃さない

(1)実施に向けた環境づくり

重点施策

1 高齢者の自殺対策の推進

(1)高齢者向けの支援に関する啓発の推進

(2)ゲートキーパー養成講座の受講勧奨

(3)様々な接点を活かした見守りと適切な支援へのつなぎ

(4)高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

(5)高齢者を支援する家族等への支援の提供

2 生活困窮者の自殺対策の推進

(1)生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」の強化

(2)自殺リスクを抱え込みかねない人を支援につなぐ取組の強化

(3)多分野の関係機関による「生きることの包括的な支援」

3 勤務問題による自殺対策の推進

(1)早期に支援につなぐための連携の強化

4 子ども・若者の自殺対策の推進

(1)子ども・若者向けの相談支援の推進

(2)若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制の強化

(3)児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

(4)児童生徒の健全育成に資する各種取組の推進

第1次計画の数値目標

第1次計画では計画の目標を「平成29年の自殺死亡率12.24を、平成35年までにおおむね 30%程度、すなわち自殺死亡率※を8.56に減少させることを目指す」として、下記5つの基本施策と、4つの重点施策をはじめとする自殺対策に取り組んできました。

※人口 10 万人当たりの自殺死亡者数(自殺死亡率)…自殺死亡者数÷人口×100,000

年	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自殺死亡率	7.87	8.73	10.40	12.12	17.28	17.29
平成29年の自殺死亡率 12.24 からの増減割合	△35.7%	△28.6%	△15.0%	△0.98%	41.1%	41.2%
達成状況	達成	未達成	未達成	未達成	未達成	未達成

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第1次計画の自殺死亡率の達成状況については、平成30年を除き未達成ではあるものの、令和3年までは平成29年と比較し、下回る割合で推移していました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症流行の影響による様々な生活様式の変化等により、令和4年および令和5年の自殺死亡率では、平成29年の自殺死亡率を大きく上回る結果となりました。

次期計画では庁内だけでなく地域のネットワーク構築に努め、保健、医療、福祉、教育、労働その他の地域の関連機関との連携をさらに強化し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、自殺対策の基盤強化を図ります。

基本施策1 地域におけるネットワーク強化

■現状と課題

浦添市では、計画策定時に庁内関係課による自殺対策推進本部や関係団体による健康づくり推進協議会を実施しましたが、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、開催することができなかった年度もありました。

今後継続して実施し、各団体・課で連携を深め、支援の網目を深くしていくことで、どこに相談しても適切な相談場所につなぐことのできる体制を整備していく必要があります。

■第1次計画における達成状況

番号	指標	第1次 策定時 (H30年)	目標 (R5年)	実績 (R1年～R5年)	達成状況
1	自殺対策推進本部の開催	—	年1回 以上	年1回開催*	達成
2	浦添市健康づくり推進協議会 自殺対策専門委員会の開催	—	年1回 以上	年1回開催*	達成

*R2・3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止

基本施策2 自殺対策を支える人材育成

■現状と課題

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、誰もが早期に気づき、適切な対応ができるよう、市職員や保健・医療・福祉・教育等の関係領域の方や住民を対象としたゲートキーパー養成講座を実施してきました。また、継続してゲートキーパーとしての役割を担っていただくため、ゲートキーパー修了者へのフォローアップ研修会を開催してきました。

今後も、引き続き様々な職種や住民を対象に継続して実施していくとともに、多方面への積極的な受講勧奨を図ることが必要です。

■第1次計画における達成状況

番号	指標	第1次策定時(H30年)	目標(R5年)	実績(R1年~R5年)	達成状況
3	ゲートキーパー養成講座の開催	年1回	年1回以上	市民向け(全2回講座) 年1回開催(修了者 計147人)*1	達成
				市職員向け 年1回開催(受講者 計153人)*2	達成

*1:R3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、YouTube 配信にて実施

*2:R3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止

基本施策3 住民への啓発と周知

■現状と課題

浦添市では、自殺に追い込まれる危機が「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺を考える人の心理や背景への理解を深めるとともに、誰かに援助を求めることが重要であるということが共通認識となるように、自殺予防に係る情報を掲載したリーフレットや相談連絡先のメッセージカード等の配布や各種講座・イベントの開催等を通じた普及啓発活動を実施してきました。

今後より一層周知に力を入れていくとともに、実施手法等についても改めて検討していく必要があります。

■第1次計画における達成状況

番号	指標	第1次策定時(H30年)	目標(R5年)	実績(R1年~R5年)	達成状況
4	無料相談窓口カードの配布	—	5,000部	相談連絡先普及啓発 オリジナルメッセージカード 8,000部	達成
5	市民向け自殺対策講演会	—	年1回以上	年1回開催(受講者 計119人)*	達成

*R2・3年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止

基本施策4 生きることの促進要因への支援

■現状と課題

社会全体のつながりが希薄化している中で、人との関わり方にも多様化・複雑化した変化が生じていることなどから、様々な世代・対象の方の居場所づくりとなる事業の実施や、悩みを抱える人を適切な支援につなぐことができるよう、各種相談体制の充実、支援に係る情報発信を図ってきました。加えて、心身のケアが重要である妊産婦や子育てをしている保護者への相談支援も展開してきました。

今後、個人・家庭を取り巻く環境は、ますます多様化・複雑化していくことが予想されるため、引き続き居場所づくりと相談窓口の周知を図っていく必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって生じた新たな悩みや不安、健康リスク等にも対応した支援の展開が求められます。

■第1次計画における達成状況

番号	指標	第1次策定時 (H30年)	目標 (R5年)	現状値 (R5年)	内容	達成状況
8	ふだんの生活で悩み、 ストレスを感じることが ない人の割合	—	40% 以上	32%*	<ul style="list-style-type: none"> 非常にある ややある あまりない 全くない 無回答 	未達成
9	日頃から悩みやストレス を相談できる人がいる 割合	—	80% 以上	73%*	<ul style="list-style-type: none"> 相談している 相談できない・相談先がわからない 相談する必要はないので相談していない 無回答 	未達成
10	休養をとれている人の 割合	—	80% 以上	75%*	<ul style="list-style-type: none"> 充分とれている まあまあとれている あまりとれていない まったくとれていない 無回答 	未達成

*令和5年度 浦添市「健康と食育に関するアンケート調査」より

基本施策5 児童生徒の SOS を見逃さない

■現状と課題

児童生徒が主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善および学校・学級の支持的風土の醸成に資するため、指導・助言を適宜行い、児童生徒へは、援助希求能力や問題解決に向けた主体的行動の促進を図るため、リーフレット等の配布を通して、普及啓発を実施してきました。

社会全体のつながりが希薄化している中で、今後児童生徒の身近な話し相手、相談相手がさらに減少していくことも考えられます。保護者への周知啓発を図るとともに、児童生徒自身が、困難やストレスに直面した際に、自ら信頼できる大人に相談することができるよう、継続的に実施していく必要があります。

■第1次計画における達成状況

番号	指標	第1次策定時 (H30年)	目標 (R5年)	実績 (R1年～R5年)	達成状況
6	SOS の出し方教育に関する教職員への研修会*	—	年1回以上	年1回開催	達成
7	若者向けパンフレットの作成・配布	1,000部	5,000部	若年層対策事業リーフレット配布 6,930部	達成

*市教育委員会実施事業

重点施策1 高齢者の自殺対策の推進

■現状と課題

高齢者は身体機能の低下から閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいことから、地域とのつながりを保つための取組や地域包括ケアシステムの構築に係る取組、健康づくり・介護予防に係る取組、社会参加の促進等を推進してきました。

今後も引き続き、高齢者のこころの健康と身体機能の向上を図ることが必要です。加えて、多方面において高齢者の暮らしを支える人材の育成を推進することが求められます。

重点施策2 生活困窮者の自殺対策の推進

■現状と課題

生活困窮者の背景には、健康面、経済面、人間関係等の多様な問題が複合的に発生していることが少なくないため、様々な要因に対して包括的に対応することが重要となります。

浦添市では、様々な問題を抱えている生活困窮者に対して、関係機関と連携しながら、相談対応の実施や支援に係る制度の運用、一人ひとりのケースに応じた生きる支援を行ってきました。

今後も、制度の周知を図っていくとともに、生活困窮者自立相談支援窓口における新規相談者は、複

合的な課題を抱えている可能性があるという共通認識のもと、関係機関が連携して支援を行っていく必要があります。

重点施策3 勤務問題による自殺対策の推進

■現状と課題

配置転換や職場での人間関係等の勤務にまつわる様々な問題をきっかけに、退職や失業を余儀なくされた結果、生活困窮や多重債務、家庭内の不和等が発生し、最終的に自殺のリスクが高まるというケースも想定されます。加えて、コロナ禍における働き方の変化や長時間労働・長期休業の影響などによる様々なリスクを抱えた有職者も増えており、勤務問題による自殺対策の推進は国を挙げての重要課題となっています。

今後さらに、勤務者のこころの健康管理の推進や相談窓口の情報提供など、関係機関と連携を強化していく必要があります。

重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進

■現状と課題

社会が大きく変化している中、子ども・若者の困りごとや悩みは多様化しています。特に児童生徒の不登校においては、原因が多岐に渡ることから、一人ひとりに寄り添った対応を図るとともに、多様な学びの場を提供することが求められています。

また、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものという認識のもと、学校・家庭・関係機関が連携しながらいじめの防止・早期対応に係る様々な取組を実施してきました。

今後さらに、いじめの未然防止に向けた学校内における体制の確立や、子ども・若者の多岐に渡る悩みに対して学校内外において早期に相談・支援できる体制を強化する必要があります。

■第1次計画 重点施策における指標の達成状況【再掲】

番号	指標	第1次策定時 (H30年)	目標 (R5年)	現状 (R5年)	達成状況
1	人口10万人当たりの自殺者数 (自殺死亡率)	12.24人	8.56人	17.29人	未達成

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第3節 市民アンケート調査結果からみる現状

自殺者の減少に向けて、自殺・自殺予防に関する市民の意識や状況を調査し、本計画における施策の企画・立案における基礎資料とするため、市民アンケート調査を実施しました。

1. 調査の実施概要

対象者：住民基本台帳に登録されている16～79歳の市民(無作為抽出法)3,300人

調査方法：郵送配布一郵送回収、QRコードによるWEB回答

実施時期：令和6年8月26日～9月20日

2. 回収状況

対象者数	有効回収数	有効回収率
3,300 人	1,292 人	39.0 %

*有効回収数は、白票・無効票を除いた数

3. 回答者の属性

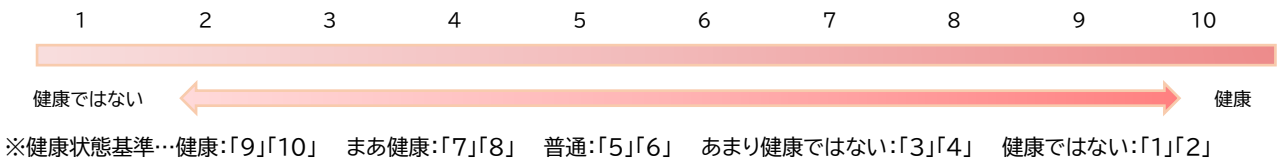
性別	男性	女性	その他	無回答				
	39.2%	60.0%	0.4%	0.4%				
年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	無回答
	7.0%	12.0%	11.4%	16.8%	19.7%	17.6%	15.3%	0.3%

調査結果参照の際の注意点

- 本文及び図中に示した調査結果の数値は、各質問の回答者数(n)を基数とした百分率(%)で示しています。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- 2つ以上の回答(複数回答)の設問の場合、回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- 選択肢の文字数が多い場合、グラフ上では省略して表記しています。
- 図中の表では、「最も高い項目」に**赤太字**、「注視したい項目」に**塗りつぶし**をしています。

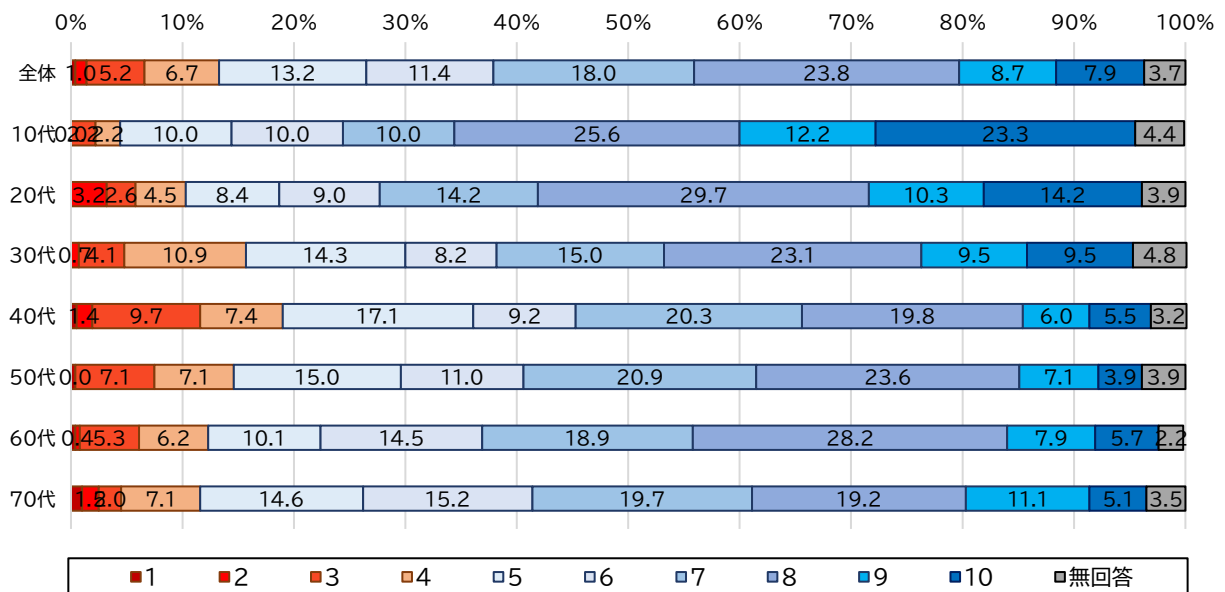
I. 健康・睡眠状態およびストレスの程度

(1)現在の健康状態について、1～10 で表したときの程度



- 「1」～「10」で表したときの現在の健康状態について、「8」(23.8%)が最も高くなっています。「健康」「まあ健康」は58.4%、「普通」は24.6%、「あまり健康ではない」「健康ではない」は13.3%となっています。
- 性別で見ると、男性と女性とでは、大きな差はみられませんでした。
- 年代別で見ると、「あまり健康ではない」の割合は、40代で最も高くなっています。また、「健康」「まあ健康」と回答した割合では10代(71.1%)が最も高く、40代(51.6%)が最も低くなっています。対象の年代の中では、10代の健康状態が最も高く、40代の健康状態が低いことがわかります(図16)。

【図16】全体 現在の健康状態(年代別構成比)



	%	回答者数	健康ではない		あまり健康ではない		普通		まあ健康		健康		無回答
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
全体		1,292	0.4	1.0	5.2	6.7	13.2	11.4	18.0	23.8	8.7	7.9	3.7
性別	男性	507	0.4	1.6	4.1	7.3	12.2	9.5	21.3	24.1	8.3	8.5	2.8
	女性	775	0.4	0.6	5.5	6.5	13.9	12.5	16.0	23.9	8.9	7.6	4.1
	その他	5	-	-	60.0	-	-	40.0	-	-	-	-	-
年代別	10代	90	-	-	2.2	2.2	10.0	10.0	10.0	25.6	12.2	23.3	4.4
	20代	155	-	3.2	2.6	4.5	8.4	9.0	14.2	29.7	10.3	14.2	3.9
	30代	147	-	0.7	4.1	10.9	14.3	8.2	15.0	23.1	9.5	9.5	4.8
	40代	217	0.5	1.4	9.7	7.4	17.1	9.2	20.3	19.8	6.0	5.5	3.2
	50代	254	0.4	-	7.1	7.1	15.0	11.0	20.9	23.6	7.1	3.9	3.9
	60代	227	0.4	0.4	5.3	6.2	10.1	14.5	18.9	28.2	7.9	5.7	2.2
	70代	198	1.0	1.5	2.0	7.1	14.6	15.2	19.7	19.2	11.1	5.1	3.5

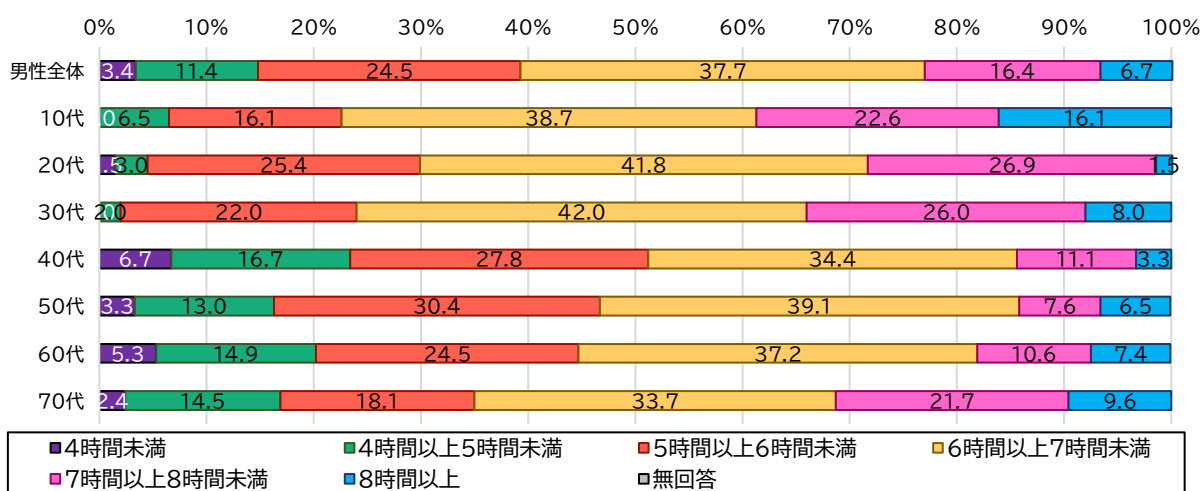
第2章●浦添市の現状と課題

(2)ここ1か月間の平均睡眠時間

- 平均睡眠時間について、男性では「6時間以上7時間未満」(37.7%)が最も高く、女性では「5時間以上6時間未満」(35.2%)が最も高くなっています。
- 性別でみると、「6時間未満」の睡眠においては、男性(39.3%)、女性(48.5%)となっており、女性の方が男性に比べ、約9ポイント高くなっています。ここ1か月間の平均睡眠時間は、男性より女性が短いことがわかります。
- 男性の年齢別でみると、「6時間未満」と回答した割合は、10～30代(22.6～29.9%)、40～60代(44.7%～51.2%)となっています。そのうち最も割合が高かった40代では、「5時間未満」の割合がおよそ4人に1人(23.4%)となっています。男性では40代が最も短い睡眠時間となっています(図17)。
- 女性の年代別でみると、20代以降の年齢において、平均睡眠時間は徐々に減少しており、「6時間未満」の割合が、20代(34.9%)に対し、60代(53.0%)、70代(58.4%)と約20ポイント高くなっています。女性では70代が最も短い睡眠時間となっています(図18)。

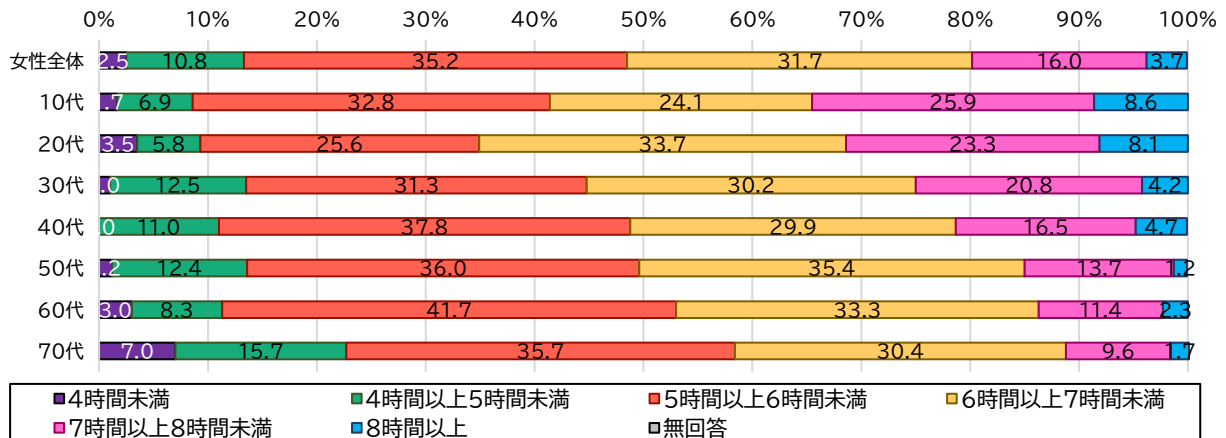
*厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」では、心身の健康の保持・増進と生活の質を高めるため、成人は6時間以上を目安に睡眠時間を確保するよう推奨している。令和元年の国民健康・栄養調査結果において、1日の平均睡眠時間が6時間未満の者の割合は、男性37.5%、女性40.6%となっており、本市の男性・女性の方が平均睡眠時間が短い傾向がある。

【図17】男性 ここ1か月間の平均睡眠時間(年代別構成比)



%	回答者数	6時間未満			6時間以上			無回答
		4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	8時間以上	
男性全体	507	3.4	11.4	24.5	37.7	16.4	6.7	-
10代	31	-	6.5	16.1	38.7	22.6	16.1	-
20代	67	1.5	3.0	25.4	41.8	26.9	1.5	-
30代	50	-	2.0	22.0	42.0	26.0	8.0	-
40代	90	6.7	16.7	27.8	34.4	11.1	3.3	-
50代	92	3.3	13.0	30.4	39.1	7.6	6.5	-
60代	94	5.3	14.9	24.5	37.2	10.6	7.4	-
70代	83	2.4	14.5	18.1	33.7	21.7	9.6	-

【図18】女性 ここ1か月間の平均睡眠時間(年代別構成比)

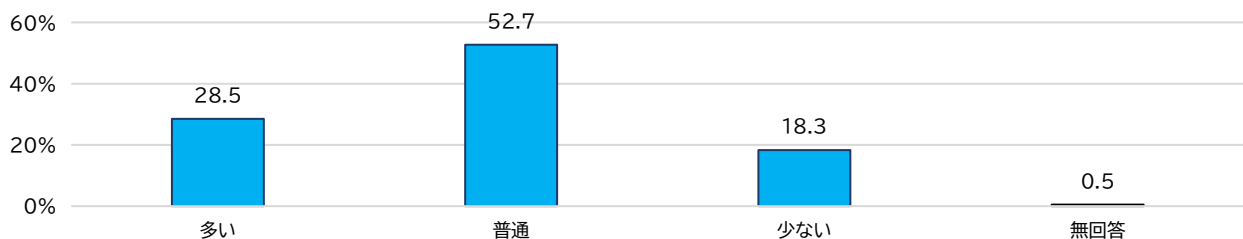


%	回答者数	6時間未満			6時間以上			無回答
		4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満	8時間以上	
女性全体	775	2.5	10.8	35.2	31.7	16.0	3.7	-
10代	58	1.7	6.9	32.8	24.1	25.9	8.6	-
20代	86	3.5	5.8	25.6	33.7	23.3	8.1	-
30代	96	1.0	12.5	31.3	30.2	20.8	4.2	-
40代	127	-	11.0	37.8	29.9	16.5	4.7	-
50代	161	1.2	12.4	36.0	35.4	13.7	1.2	-
60代	132	3.0	8.3	41.7	33.3	11.4	2.3	-
70代	115	7.0	15.7	35.7	30.4	9.6	1.7	-

(3) ストレスの程度

- ストレス(不安・不満・悩み)の程度について、「普通だと思う」(52.7%)が最も高くなっています。
- 年代別で見ると、「多い」と回答した割合が最も高かったのは40代(38.2%)、次いで50代(37.0%)、30代(35.4%)と働き盛り世代に高い傾向がみられます(図19)。

【図19】全体 ストレスの程度

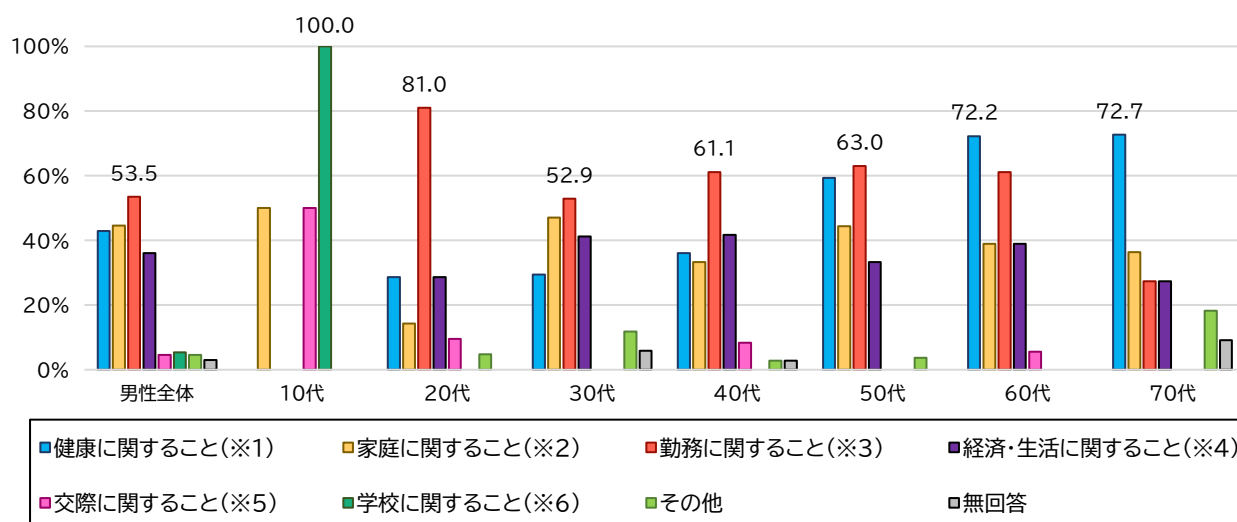


%	回答者数	ストレスの程度			無回答	
		多い	普通	少ない		
全体	1,292	28.5	52.7	18.3	0.5	
年代別	10代	90	16.7	65.6	17.8	-
	20代	155	25.8	56.1	18.1	-
	30代	147	35.4	49.0	15.6	-
	40代	217	38.2	48.8	12.4	0.5
	50代	254	37.0	50.8	12.2	-
	60代	227	21.1	57.3	21.1	0.4
	70代	198	17.2	49.5	32.3	1.0

(4) 悩みやストレスの原因(※複数回答)

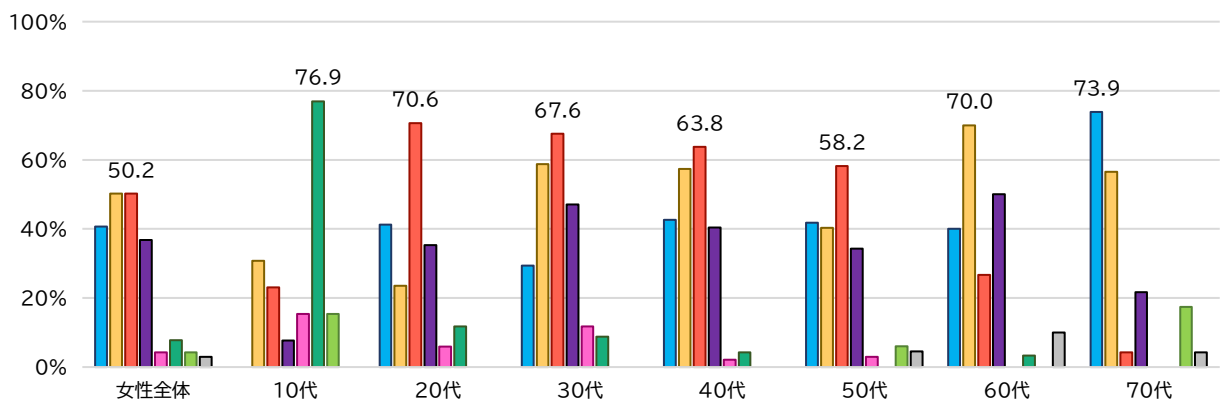
- P27(図19)で「多い」と回答した者のうち、悩みやストレスの原因について、男性では「勤務に關すること」(53.5%)が最も高く、女性では「家庭に關すること」「勤務に關すること」(50.2%)が最も高くなっています。
- 男性の年代別で見ると、10代は「学校に關すること」、20代～50代は「勤務に關すること」、60・70代は「健康に關すること」が最も高くなっています(図20)。
- 女性の年代別で見ると、10代は「学校に關すること」、20代～50代は「勤務に關すること」、60代は「家庭に關すること」、70代は「健康に關すること」が最も高くなっています(図21)。
- 最も割合が高かった「勤務に關すること」を年代別で見ると、20～50代では男性・女性ともに2人に1人以上が悩みやストレスの原因としており、そのうちいずれも20代が最も高くなっています(男性:81.0%、女性:70.6%)。

【図20】男性 悩みやストレスの原因(年代別構成比)



%	回答者数	健康に關すること(※1)	家庭に關すること(※2)	勤務に關すること(※3)	經濟・生活に關すること(※4)	交際に關すること(※5)	学校に關すること(※6)	その他	無回答
男性全体	132	42.9	44.6	53.5	36.1	4.6	5.4	4.6	3.0
10代	2	-	50.0	-	-	50.0	100.0	-	-
20代	21	28.6	14.3	81.0	28.6	9.5	-	4.8	-
30代	17	29.4	47.1	52.9	41.2	-	-	11.8	5.9
40代	36	36.1	33.3	61.1	41.7	8.3	-	2.8	2.8
50代	27	59.3	44.4	63.0	33.3	-	-	3.7	-
60代	18	72.2	38.9	61.1	38.9	5.6	-	-	-
70代	11	72.7	36.4	27.3	27.3	-	-	18.2	9.1

【図21】女性 悩みやストレスの原因(年代別構成比)



■健康に関すること(※1) ■家庭に関すること(※2) ■勤務に関すること(※3) ■経済・生活に関すること(※4)
 ■交際に関すること(※5) ■学校に関すること(※6) ■その他 □無回答

%	回答者数	健康に関すること(※1)	家庭に関すること(※2)	勤務に関すること(※3)	経済・生活に関すること(※4)	交際に関すること(※5)	学校に関すること(※6)	その他	無回答
女性全体	231	40.7	50.2	50.2	36.8	4.3	7.8	4.3	3.0
10代	13	-	30.8	23.1	7.7	15.4	76.9	15.4	-
20代	17	41.2	23.5	70.6	35.3	5.9	11.8	-	-
30代	34	29.4	58.8	67.6	47.1	11.8	8.8	-	-
40代	47	42.6	57.4	63.8	40.4	2.1	4.3	-	-
50代	67	41.8	40.3	58.2	34.3	3.0	-	6.0	4.5
60代	30	40.0	70.0	26.7	50.0	-	3.3	-	10.0
70代	23	73.9	56.5	4.3	21.7	-	-	17.4	4.3

- (※1) 身体の病気の悩み、こころの病気の悩み、身体障がいの悩み等
- (※2) 家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病、虐待、DV、家族の死等
- (※3) 職場環境の変化、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等
- (※4) 倒産、事業不振、負債、失業、就職失敗、生活苦等
- (※5) 失恋、結婚をめぐる悩み、交際相手からの暴力・暴言等
- (※6) いじめ、学業不振、生徒同士や教師との人間関係、入試・進路の悩み等

II. 「うつ病」についての認知度や医療機関等への受診状況

(1)うつ尺度を使用した“うつ状態の人”の実態や考え方等の分析

本調査では、「うつ状態であるかどうか」を分析軸として使用するため、CES-D※(抑うつ状態の自己評価尺度)を用いて、20項目のからだやこころの状態、物事の感じ方から市民のうつの状況を把握しました。

※CES-D(The Center for Epidemiologic Studies Depression Scale)

一般におけるうつ病の発見を目的として、米国国立精神保健研究所(NIMH)により開発されました。有用性の高さから、世界中で普及しているうつ病の自己評価尺度です。

<うつ尺度>

このテストでは、感情要素を「①普段はなんでもないことがわずらわしい」や「②食べたくない、食欲が落ちた」などのマイナス要素 16 項目と「④他の人と同じ程度には、能力があると思う」などのプラス要素4項目の計20項目を0点から3点までの4段階により評価し、その総得点から4段階(16点未満:正常、16～20点:軽いうつ状態、21～25点:中等度のうつ状態、26点以上:重度のうつ状態)で評価します。

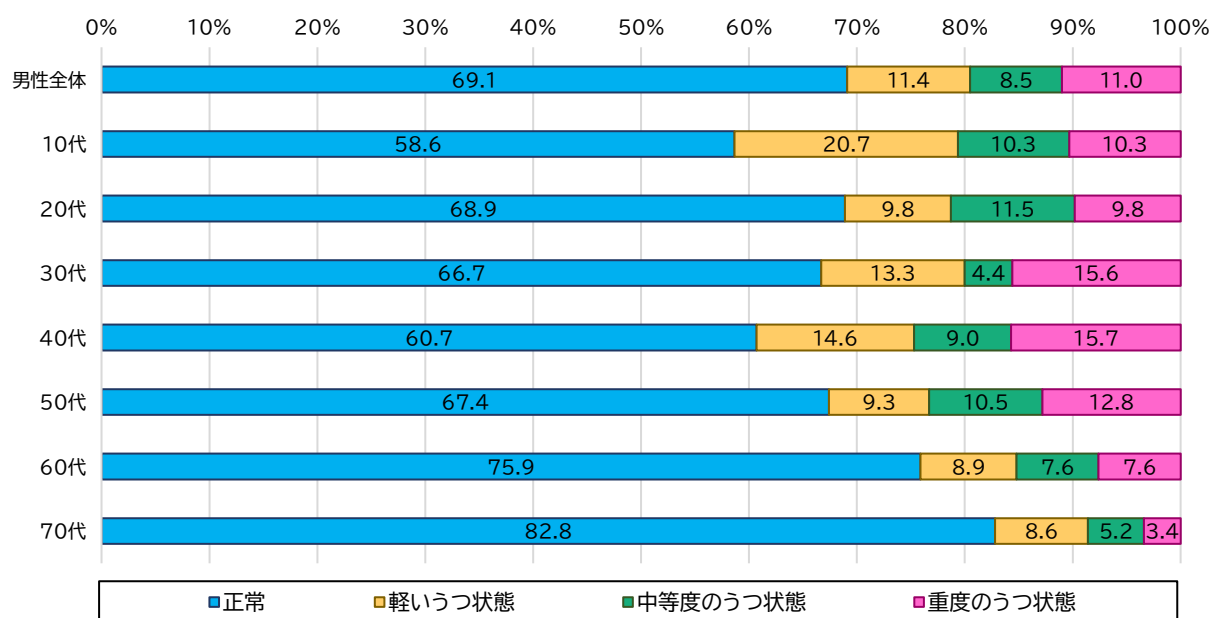
【調査項目／得点配分】

項目	ほとんどなかった (1日未満)	少しはあった (1～2日)	時々あった (3～4日)	たいていそうだった (5～7日)
①普段はなんでもないことがわずらわしい	0点	1点	2点	3点
②食べたくない、食欲が落ちた	0点	1点	2点	3点
③家族や友人から励ましてもらっても、気分が晴れない	0点	1点	2点	3点
④他の人と同じ程度には、能力があると思う	3点	2点	1点	0点
⑤物事に集中できない	0点	1点	2点	3点
⑥ゆううつだ	0点	1点	2点	3点
⑦何をするのも面倒だ	0点	1点	2点	3点
⑧先のことについて積極的に考える事ができる	3点	2点	1点	0点
⑨過去のことについてくよくよ考える	0点	1点	2点	3点
⑩何か恐ろしい気持ちがある	0点	1点	2点	3点
⑪なかなか眠れない	0点	1点	2点	3点
⑫生活について不満なく過ごせる	3点	2点	1点	0点
⑬ふだんより口数が少ない、口が重い	0点	1点	2点	3点
⑭ひとりぼっちで寂しい	0点	1点	2点	3点
⑮皆がよそよそしいと思う	0点	1点	2点	3点
⑯毎日が楽しい	3点	2点	1点	0点
⑰急に泣き出すことがある	0点	1点	2点	3点
⑱悲しいと感じる	0点	1点	2点	3点
⑲皆が自分を嫌がっていると感じる	0点	1点	2点	3点
⑳仕事(学習)が手につかない	0点	1点	2点	3点

※この項目は無回答者数を除いた割合となっています。

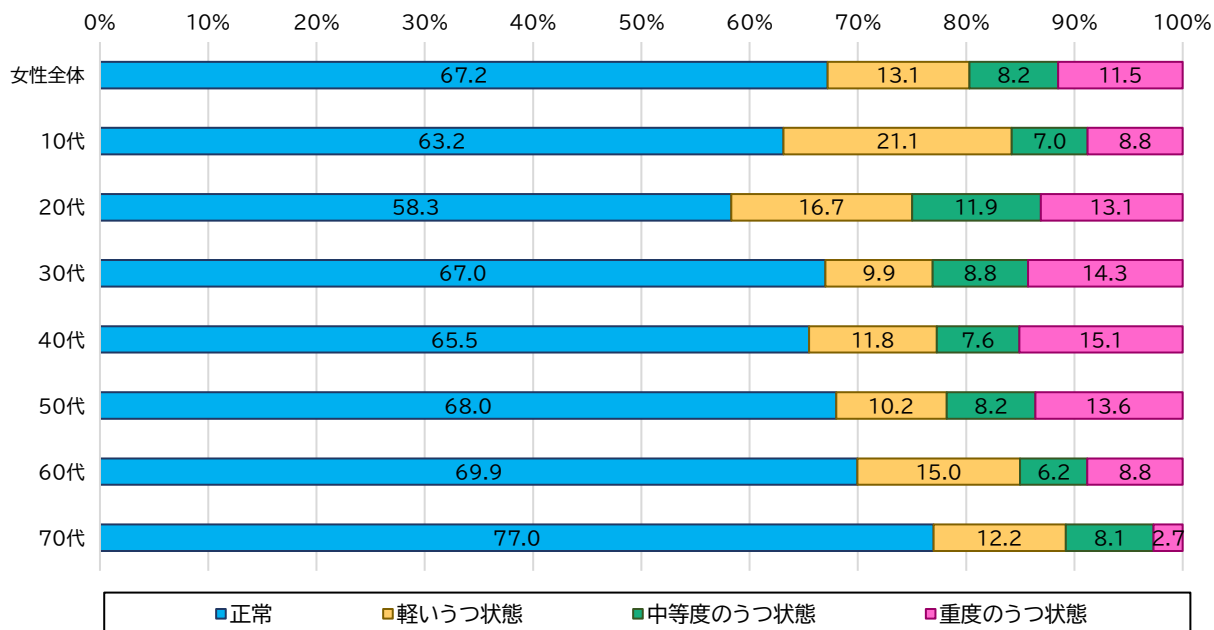
- うつ尺度について、性別で見ると男性(69.1%)、女性(67.2%)ともに「正常」とされる状態の人が最も高くなっています。また「軽いうつ状態」～「重度のうつ状態」が占める割合は、男性(30.9%)、女性(32.8%)で、大きな差はみられませんでした。
- 男性の年代別で見ると、「軽いうつ状態」は10代(20.7%)、「中等度のうつ状態」は20代(11.5%)、「重度のうつ状態」は40代(15.7%)が最も高くなっています。また、10～50代ではおよそ3人に1人がうつ状態あり(軽いうつ状態～重度のうつ状態)となっており、10代(41.3%)が最も高くなっています(図22)。
- 女性の年代別で見ると、「軽いうつ状態」は10代(21.1%)、「中等度のうつ状態」は20代(11.9%)、「重度のうつ状態」は40代(15.1%)が最も高くなっています。また、10～60代ではおよそ3人に1人がうつ状態あり(軽いうつ状態～重度のうつ状態)となっており、20代(41.7%)が最も高くなっています(図23)。

【図22】男性 うつ尺度を使用した“うつ状態の人”の実態や考え方等の分析(年代別構成比)



%	回答者数	うつ状態なし		うつ状態あり		
		正常		軽いうつ状態	中等度のうつ状態	重度のうつ状態
男性全体	447	69.1		11.4	8.5	11.0
10代	29	58.6		20.7	10.3	10.3
20代	61	68.9		9.8	11.5	9.8
30代	45	66.7		13.3	4.4	15.6
40代	89	60.7		14.6	9.0	15.7
50代	86	67.4		9.3	10.5	12.8
60代	79	75.9		8.9	7.6	7.6
70代	58	82.8		8.6	5.2	3.4

【図23】女性 うつ尺度を使用した“うつ状態の人”の実態や考え方等の分析(年代別構成比)



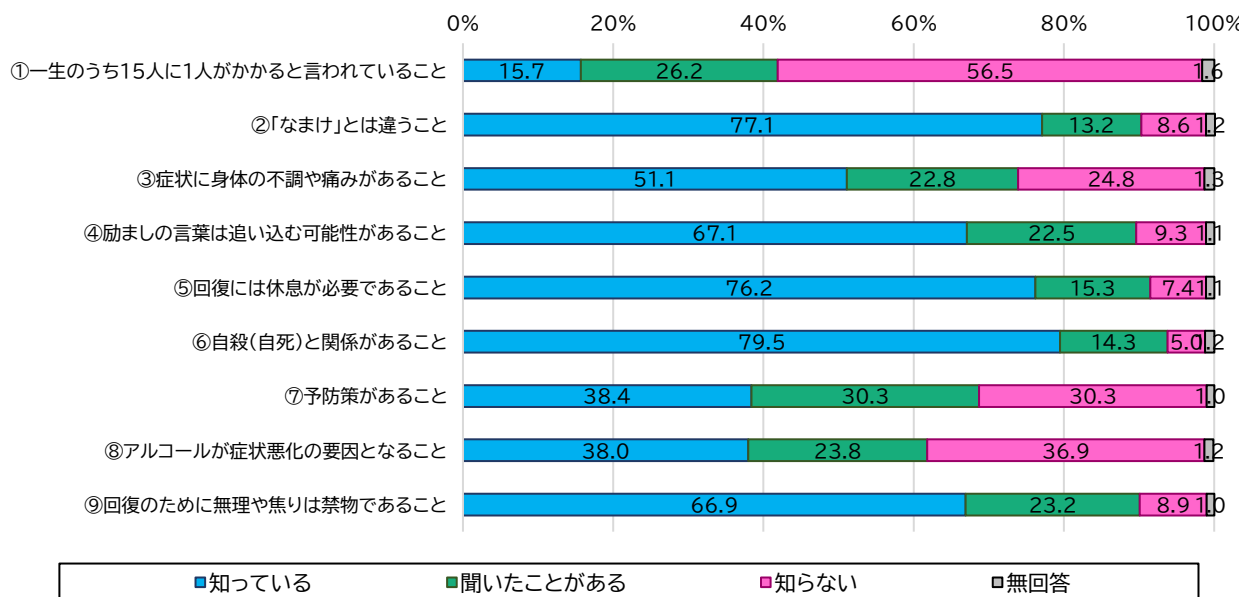
%	回答者数	うつ状態あり			
		うつ状態なし 正常	軽いうつ状態	中等度のうつ状態	重度のうつ状態
女性全体	685	67.2	13.1	8.2	11.5
10代	57	63.2	21.1	7.0	8.8
20代	84	58.3	16.7	11.9	13.1
30代	91	67.0	9.9	8.8	14.3
40代	119	65.5	11.8	7.6	15.1
50代	147	68.0	10.2	8.2	13.6
60代	113	69.9	15.0	6.2	8.8
70代	74	77.0	12.2	8.1	2.7

(2)「うつ病」についての認知状況

- 「うつ病」についての認知状況について、「知っている」と回答した項目のうち、最も高かったのは、「自殺(自死)と関係があること」(79.5%)となっており、次いで「「なまけ」とは違うものであること」(77.1%)となっています。
- 「知らない」と回答した項目のうち、最も高かったのは、「一生のうち約15人に1人がかかると言われていること」(56.5%)となっており、次いで「アルコール飲料が症状悪化の要因となること」(36.9%)、「予防策があること」(30.3%)となっています(図24)。

【図24】全体 「うつ病」についての認知状況

回答数:1,292



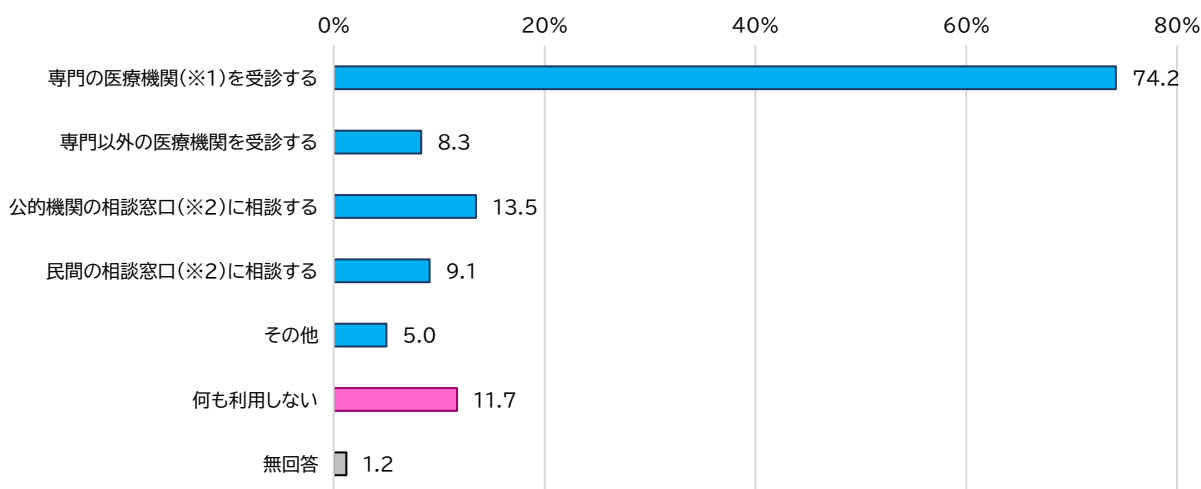
%	知っている	聞いたことがある	知らない	無回答
①一生のうち15人に1人がかかると言われていること	15.7	26.2	56.5	1.6
②「なまけ」とは違うこと	77.1	13.2	8.6	1.2
③症状に身体の不調や痛みがあること	51.1	22.8	24.8	1.3
④励ましの言葉は追い込む可能性があること	67.1	22.5	9.3	1.1
⑤回復には休息が必要であること	76.2	15.3	7.4	1.1
⑥自殺(自死)と関係があること	79.5	14.3	5.0	1.2
⑦予防策があること	38.4	30.3	30.3	1.0
⑧アルコール飲料が症状悪化の要因となること	38.0	23.8	36.9	1.2
⑨回復のために無理や焦りは禁物であること	66.9	23.2	8.9	1.0

第2章 ● 浦添市の現状と課題

(3) 専門窓口の利用希望(※複数回答)

- 自分自身のうつ病のサインに気づいたとき、利用したい専門窓口について、「専門の医療機関を受診する」(74.2%)が最も高く、次いで「公的機関の相談窓口(※2)に相談する」(13.5%)となっています。「何も利用しない」と回答した割合は(11.7%)となっており、男性・女性ともに同じ傾向がみられます。
- 年代別で見ると、「専門の医療機関(※1)を受診する」の回答が、対象のすべての年代で最も高くなっています。一方、「何も利用しない」の回答は、10代(23.3%)が最も高くなっており、各年代と比較では10ポイント以上高くなっています(図25)。

【図25】全体 専門窓口の利用希望



%		回答者数	専門の医療機関(※1)を受診する	専門以外の医療機関(※1)を受診する	公的機関の相談窓口(※2)に相談する	民間の相談窓口(※3)に相談する	その他	何も利用しない	無回答
全体		1,292	74.2	8.3	13.5	9.1	5.0	11.7	1.2
性別	男性	507	75.1	8.5	15.6	9.5	4.1	10.8	1.6
	女性	775	73.8	8.3	12.3	8.9	5.5	12.1	0.9
	その他	5	40.0	-	-	20.0	20.0	40.0	-
年代別	10代	90	53.3	13.3	10.0	14.4	4.4	23.3	2.2
	20代	155	80.6	5.8	9.7	7.7	1.9	12.3	0.6
	30代	147	76.2	9.5	9.5	11.6	3.4	12.2	-
	40代	217	79.3	6.0	8.8	10.6	7.8	10.1	-
	50代	254	74.0	9.1	11.4	5.1	6.3	11.8	0.8
	60代	227	77.5	7.5	14.1	8.4	6.2	11.0	0.9
	70代	198	68.2	9.6	28.3	10.1	2.5	8.1	4.5

(※1)精神科・心療内科等

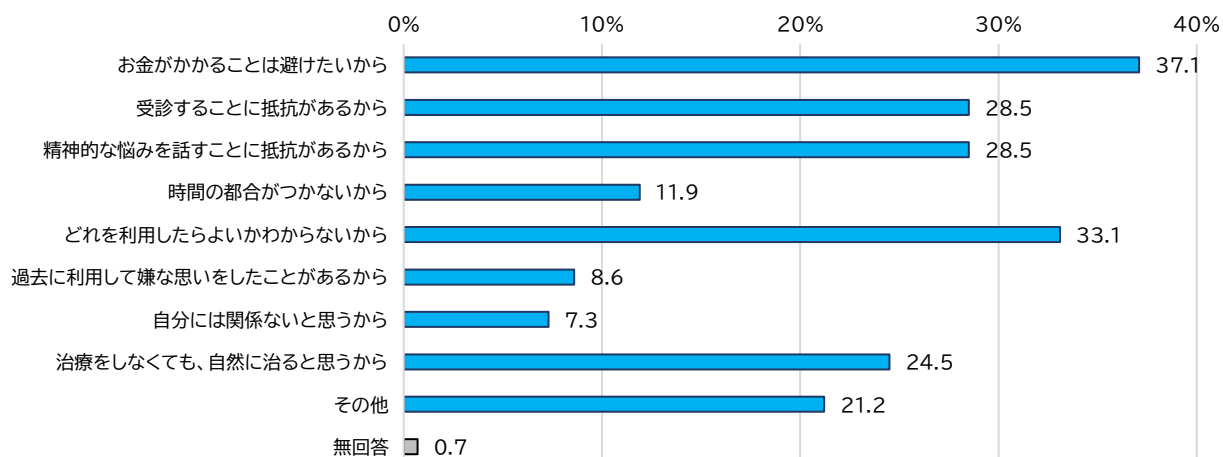
(※2)市役所・保健センター等

(※3)いのちの電話等

(4) 専門窓口を利用しない理由(※複数回答)

- P34(図25)で「何も利用しない」と回答した者のうち、専門の相談窓口を利用しない理由について、「お金がかかることは避けたいから」(37.1%)が最も多く、次いで「どれを利用したらよいかわからないから」(33.1%)、「受診することに抵抗があるから」「精神的な悩みを話すことに抵抗があるから」(28.5%)となっています。
- 性別でみると、上位2項目はほぼ同じ傾向がみられますが、男性では、次いで「治療しなくても、自然に治ると思う」(25.5%)、女性では「受診に抵抗がある」「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」(30.9%)となっています。
- 年代別でみると、10代は「精神的な悩みを話すことに抵抗があるから」、20代は「受診することに抵抗があるから」、30代は「受診することに抵抗があるから」「精神的な悩みを話すことに抵抗があるから」「どれを利用したらよいかわからないから」、40代・60代は「お金がかかることは避けたいから」、50代は「お金がかかることは避けたいから」「どれを利用したらよいかわからないから」、70代は「治療をしなくても、自然に治ると思うから」が最も高くなっています。10～30代は「精神的な悩みを話すことに抵抗がある」、20～40代は「受診することに抵抗がある」、40～60代は「お金がかかることは避けたい」がそれぞれ約4割となっており、年代によって利用しない理由にやや違いが見られます(図26)。

【図26】全体 専門窓口を利用しない理由



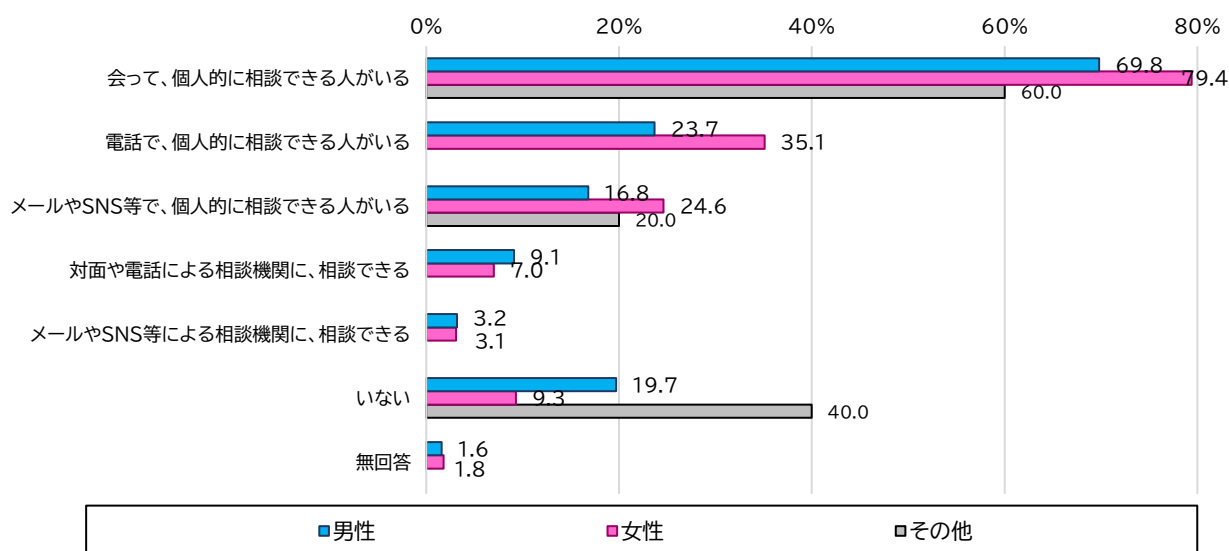
	%	回答者数	理由									
			お金がかかることは避けたいから	受診することに抵抗があるから	精神的な悩みを話すことに抵抗があるから	時間の都合がつかないから	どれを利用したらよいかわからないから	過去に嫌な思いをしたことがあるから	自分には関係ないと思うから	治療をしなくても、自然に治ると思うから	その他	無回答
全体		151	37.1	28.5	28.5	11.9	33.1	8.6	7.3	24.5	21.2	0.7
性別	男性	55	34.5	21.8	21.8	7.3	29.1	5.5	10.9	25.5	23.6	1.8
	女性	94	39.4	30.9	30.9	14.9	36.2	10.6	5.3	24.5	20.2	-
	その他	2	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-
年代別	10代	21	28.6	19.0	47.6	14.3	23.8	-	4.8	23.8	14.3	-
	20代	19	26.3	42.1	36.8	15.8	31.6	10.5	5.3	5.3	31.6	-
	30代	18	27.8	38.9	38.9	16.7	38.9	16.7	5.6	27.8	33.3	-
	40代	22	50.0	40.9	27.3	13.6	31.8	9.1	4.5	13.6	22.7	-
	50代	30	46.7	16.7	16.7	6.7	46.7	13.3	10.0	23.3	16.7	-
	60代	25	40.0	36.0	28.0	12.0	24.0	8.0	4.0	36.0	20.0	-
70代	16	31.3	6.3	6.3	6.3	31.3	-	18.8	43.8	12.5	6.3	

Ⅲ. 不安や悩み、つらい気持ちを抱えたときの相談相手、誰かに相談することへの考え

(1)不安や悩み、つらい気持ちを抱えたときの相談相手(※複数回答)

- 不安や悩み、つらい気持ちを抱えているとき、それを受け止めてくれる人について、性別で見ると、「会って、個人的に相談できる人がある」(男性:69.8%、女性:79.4%)が最も高く、次いで「電話で、個人的に相談できる人がある」(男性:23.7%、女性:35.1%)となっています。一方、「いない」と回答した割合は男性(19.7%)、女性(9.3%)となっており、女性より男性が10ポイント以上高くなっています。
- うつ尺度別で見ると、それぞれ「会って、個人的に相談できる人がある」が最も高くなっていますが、抑うつ状態が重くなるにつれ低くなっており、「いない」割合は抑うつ状態が重くなるにつれ高くなっています(図27)。

【図27】不安や悩み、つらい気持ちを抱えたときの相談相手(性別構成比)

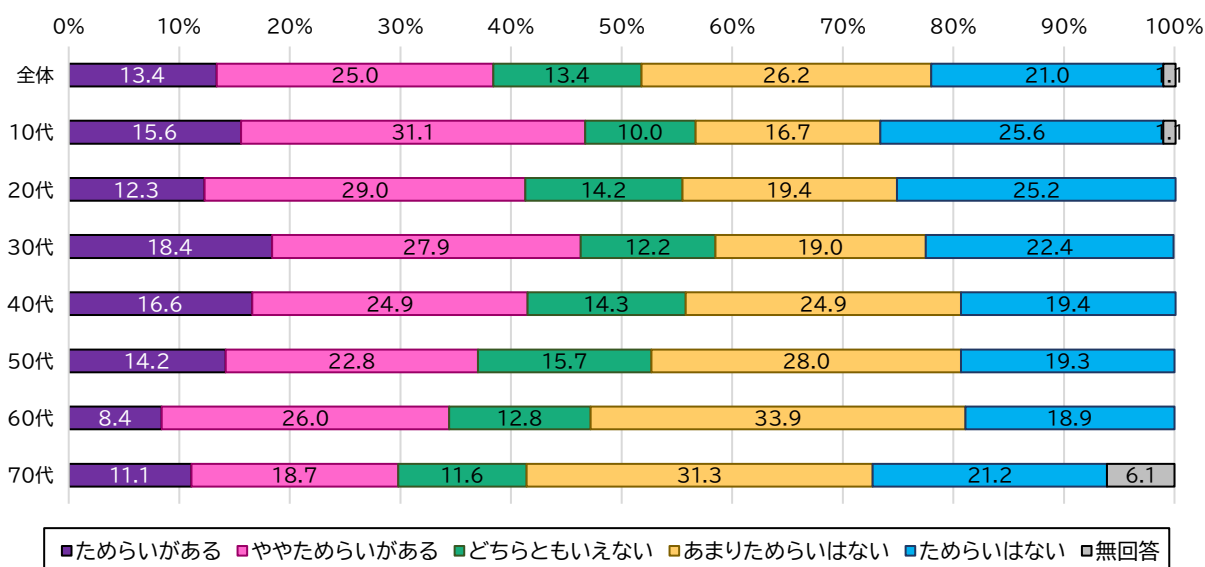


%		回答者数	会って、個人的に相談できる人がある	電話で、個人的に相談できる人がある	メールやSNS等で、個人的に相談できる人がある	対面や電話による相談機関に、相談できる	メールやSNS等による相談機関に、相談できる	いない	無回答
全体		1,292	75.5	30.5	21.6	7.7	3.1	13.5	1.7
性別	男性	507	69.8	23.7	16.8	9.1	3.2	19.7	1.6
	女性	775	79.4	35.1	24.6	7.0	3.1	9.3	1.8
	その他	5	60.0	-	20.0	-	-	40.0	-
うつ尺度	正常	772	84.5	33.0	24.5	8.9	3.6	6.5	0.9
	軽度	142	72.5	31.7	21.8	5.6	-	14.1	1.4
	中等度	94	58.5	23.4	19.1	7.4	3.2	25.5	3.2
	重度	132	51.5	22.0	13.6	6.8	3.8	39.4	-

(2) 誰かに相談したり、助けを求めたりすることへのためらい

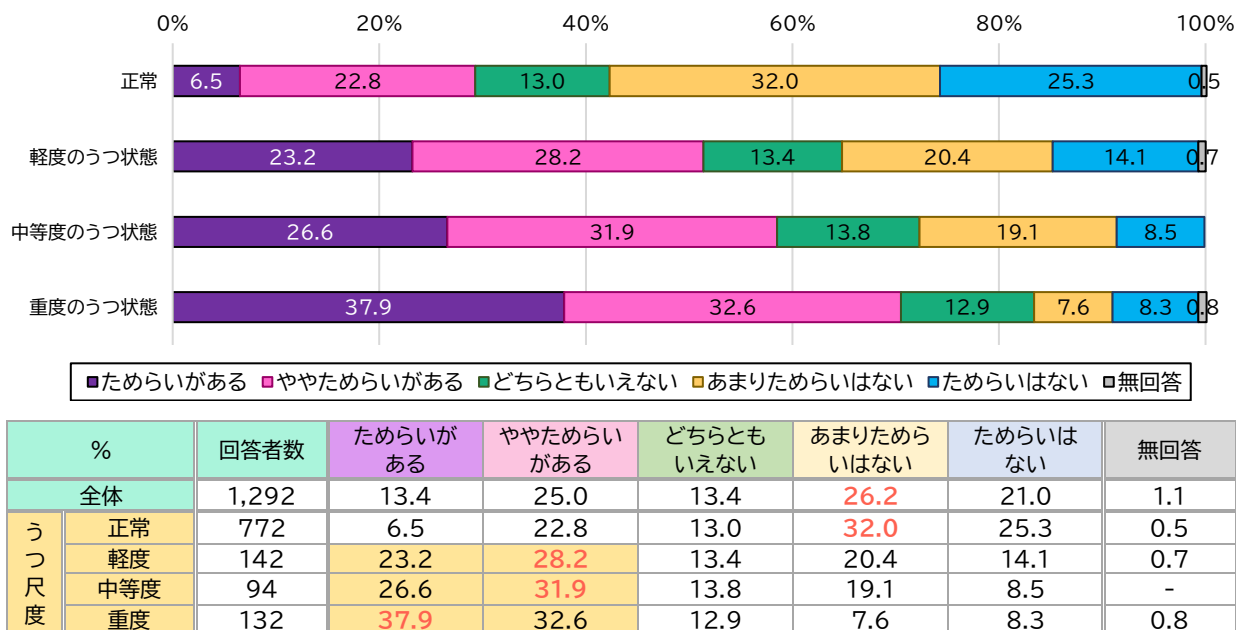
- 悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、誰かに相談したり、助けを求めたりすることについて、「あまりためらいはない」(26.2%)が最も高く、次いで「ややためらいがある」(25.0%)となっています。
- 年代別で見ると、10～40代は「ややためらいがある」が最も高く、40～70代では「あまりためらいがない」が最も高くなっています。また、10代～40代では「ためらいがある」「ややためらいがある」割合が4割以上となっており、誰かに相談したり、助けを求めたりすることに抵抗感がある傾向がみられます(図28)。
- うつ尺度別で見ると、「正常」では「あまりためらいがない」(32.0%)が最も高くなっていますが、抑うつ状態が「軽度」～「中等度」では「ややためらいがある」(軽度:28.2%、中等度:31.9%)、「重度」では「ためらいがある」(37.9%)が最も高くなっています。また、抑うつ状態が「軽度」～「重度」では5割以上が「ためらいがある」「ややためらいがある」となっており、抑うつ状態が重くなるにつれ、割合が高くなっています(図29)。

【図28】全体 誰かに相談したり、助けを求めたりすることへのためらい(年代別構成比)



		%	回答者数	ためらいがある	ややためらいがある	どちらともいえない	あまりためらいはない	ためらいはない	無回答
全体			1,292	13.4	25.0	13.4	26.2	21.0	1.1
性別	男性		507	13.8	22.3	15.4	25.2	22.1	1.2
	女性		775	13.0	26.8	12.0	26.8	20.4	0.9
	その他		5	40.0	20.0	40.0	-	-	-
年代別	10代		90	15.6	31.1	10.0	16.7	25.6	1.1
	20代		155	12.3	29.0	14.2	19.4	25.2	-
	30代		147	18.4	27.9	12.2	19.0	22.4	-
	40代		217	16.6	24.9	14.3	24.9	19.4	-
	50代		254	14.2	22.8	15.7	28.0	19.3	-
	60代		227	8.4	26.0	12.8	33.9	18.9	-
	70代		198	11.1	18.7	11.6	31.3	21.2	6.1

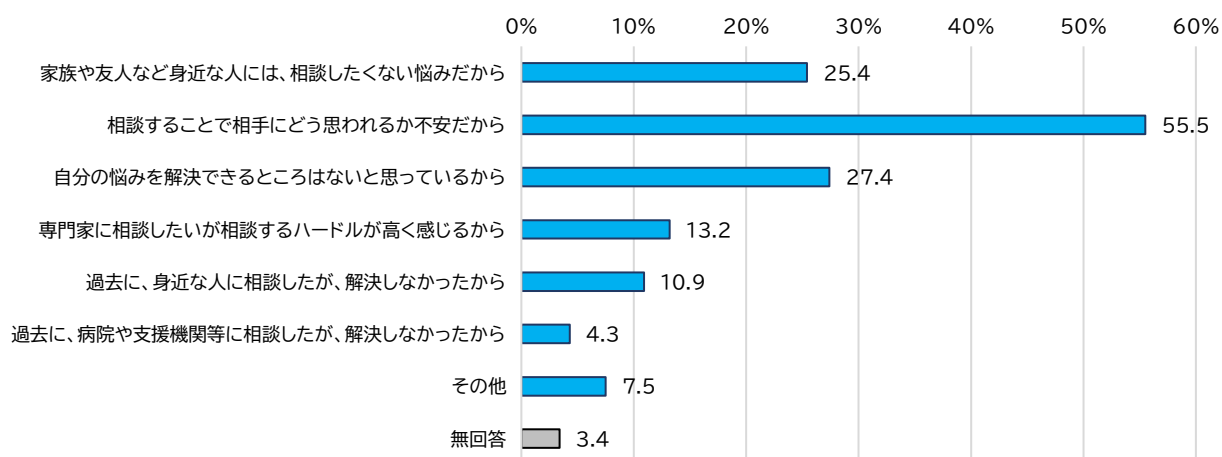
【図29】全体 誰かに相談したり、助けを求めたりすることへのためらい(うつ尺度別構成比)



(3)誰かに相談したり、助けを求めたりすることへためらう理由(※複数回答)

- P37(図28,29)で「ためらいがある」「ややためらいがある」「どちらともいえない」と回答した者のうち、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらう理由について、「相談することで相手にどう思われるか不安だから」(55.5%)が最も高く、次いで「自分の悩みを解決できる場所はないと思っているから」(27.4%)となっています。
- 性別で見ると、上位3項目はほぼ同じ傾向がみられますが、「家族や友人に話したくない悩みだから」が女性より男性の方が約10ポイント高くなっています。
- 年代別で見ると、対象のすべての年代で「相談することで相手にどう思われるか不安だから」が最も高くなっています。10代では、次いで「家族や身近な人には相談したくない悩みだから」(51.0%)となっており、およそ2人に1人が身近な人には相談したくない悩みを抱えている傾向がみられます。
- うつ尺度別で見ると、それぞれ「相談することで相手にどう思われるか不安だから」が最も高くなっています。重度のうつ状態では、次いで「自分の悩みを解決できる場所はないと思っているから」(45.5%)となっています。また、抑うつ状態が重くなるにつれ、「過去に身近な人に相談したが解決しなかった(嫌な思いをした)から」や「過去に病院や支援機関等に相談したが解決しなかった(嫌な思いをした)から」の割合が高くなっており、「重度」ではおよそ4人に1人が「過去に相談したが解決しなかった(嫌な思いをした)から」となっています(図30)。

【図30】全体 誰かに相談したり、助けを求めたりすることへのためらう理由

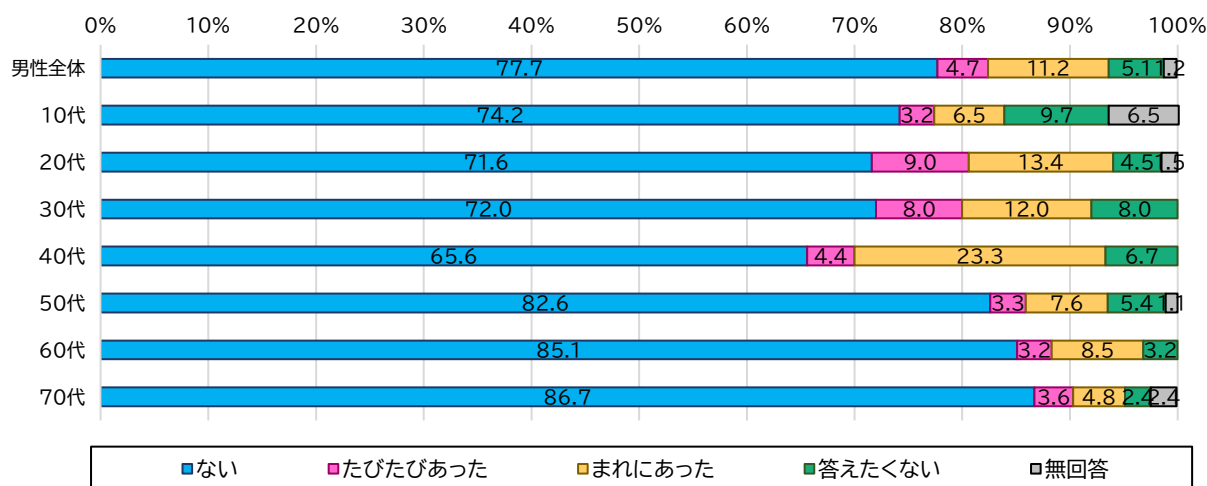


%		回答者数	家族や友人など身近な人には、相談したくない悩みだから	相談することで相手にどう思われるか不安だから	自分の悩みを解決できるところはないと思っているから	専門家に相談したいが相談するハードルが高く感じるから	過去に、身近な人に相談したが、解決しなかったから	過去に、病院や支援機関等に相談したが、解決しなかったから	その他	無回答
全体		669	25.4	55.5	27.4	13.2	10.9	4.3	7.5	3.4
性別	男性	261	31.0	50.6	29.1	16.1	6.1	3.1	7.7	2.3
	女性	402	21.4	58.5	26.1	11.4	13.7	5.2	7.2	4.2
	その他	5	60.0	60.0	40.0	-	40.0	-	20.0	-
年代別	10代	51	51.0	52.9	17.6	11.8	15.7	-	3.9	2.0
	20代	86	14.0	61.6	23.3	10.5	16.3	4.7	10.5	1.2
	30代	86	25.6	59.3	39.5	14.0	15.1	4.7	11.6	1.2
	40代	121	29.8	66.1	24.0	12.4	9.1	6.6	7.4	-
	50代	134	17.2	47.8	35.1	11.9	11.9	6.0	10.4	2.2
	60代	107	29.0	56.1	23.4	15.9	7.5	3.7	3.7	4.7
うつ尺度	70代	82	24.4	41.5	23.2	15.9	3.7	1.2	2.4	14.6
	正常	326	20.6	58.9	19.0	14.1	8.6	1.8	8.0	3.1
	軽度	92	32.6	52.2	37.0	8.7	6.5	2.2	5.4	2.2
	中等度	68	27.9	51.5	27.9	13.2	11.8	5.9	7.4	2.9
重度	110	31.8	59.1	45.5	12.7	24.5	12.7	7.3	-	

(4)「死にたい」またはそれに近いことを考えたこと

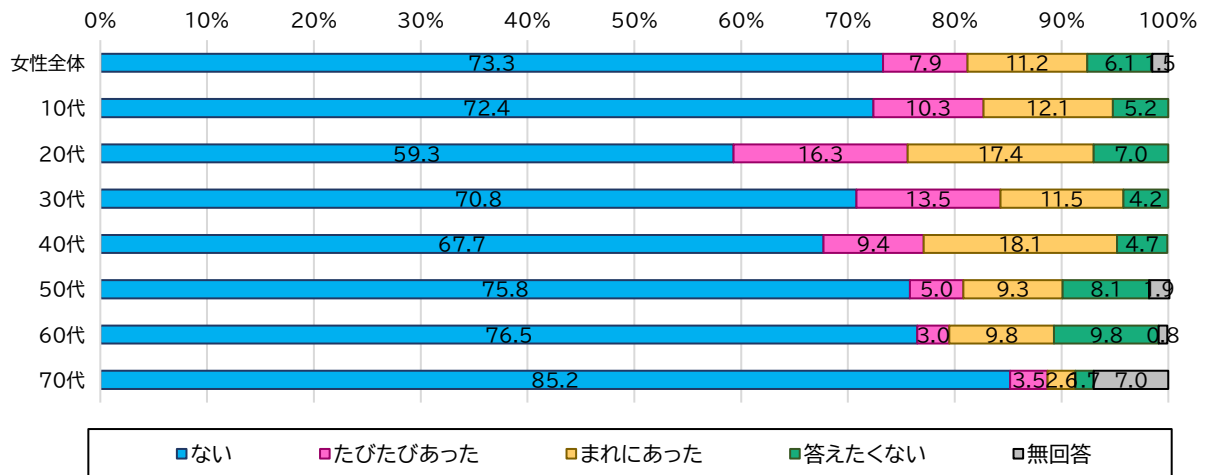
- 「死にたい」またはそれに近いことを考えたことについて、男性・女性ともに「ない」(男性:77.7%、女性:73.3%)が最も高くなっています。性別では大きな差はみられませんでした。
- 男性の年代別でみると、「たびたびあった」「まれにあった」が、20～40代で約2～3割みられます。頻度として「たびたびあった」が最も高かったのは20代(9.0%)となっており、「たびたびあった」「まれにあった」では40代(27.7%)となっています(図31)。
- 女性の年代別でみると、「たびたびあった」「まれにあった」が10代～40代で約2～3割みられます。また、女性の10～30代では「たびたびあった」と回答した割合が10～16%となっており、最も高かったのは女性20代(16.3%)となっています(図32)。
- うつ尺度別でみると、抑うつ状態が「正常」～「中等度」では、「ない」が最も高くなっていますが、「重度」では「まれにあった」(34.8%)が最も高くなっています。また、「たびたびあった」「まれにあった」の割合は、抑うつ状態が重くなるにつれ高くなっており、「重度」(63.6%)と「正常」(8.0%)を比較すると約8倍となっていることがわかります(図33)。

【図31】男性 「死にたい」またはそれに近いことを考えたこと(年代別構成比)



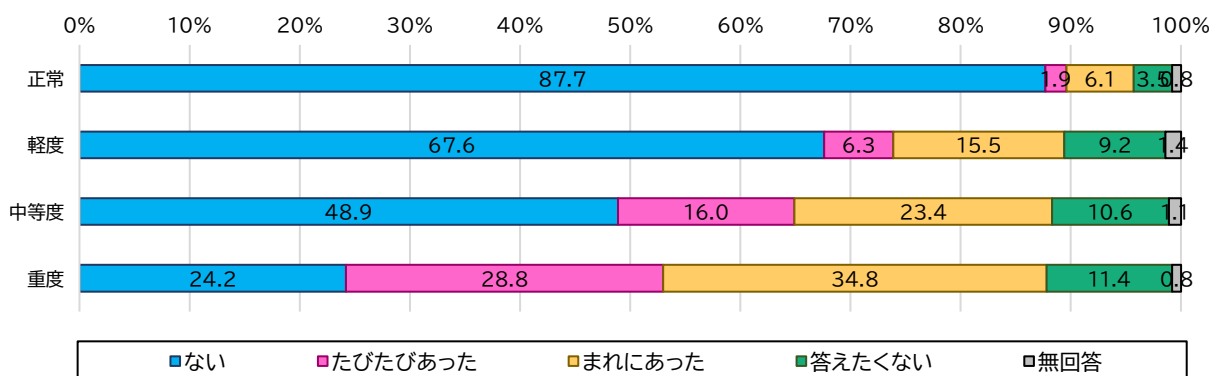
%	回答者数	ない	たびたびあった	まれにあった	答えたくない	無回答
男性全体	507	77.7	4.7	11.2	5.1	1.2
10代	31	74.2	3.2	6.5	9.7	6.5
20代	67	71.6	9.0	13.4	4.5	1.5
30代	50	72.0	8.0	12.0	8.0	-
40代	90	65.6	4.4	23.3	6.7	-
50代	92	82.6	3.3	7.6	5.4	1.1
60代	94	85.1	3.2	8.5	3.2	-
70代	83	86.7	3.6	4.8	2.4	2.4

【図32】女性「死にたい」またはそれに近いことを考えたこと(年代別構成比)



%	回答者数	ない	たびたびあった	まれにあった	答えたくない	無回答
女性全体	775	73.3	7.9	11.2	6.1	1.5
10代	58	72.4	10.3	12.1	5.2	-
20代	86	59.3	16.3	17.4	7.0	-
30代	96	70.8	13.5	11.5	4.2	-
40代	127	67.7	9.4	18.1	4.7	-
50代	161	75.8	5.0	9.3	8.1	1.9
60代	132	76.5	3.0	9.8	9.8	0.8
70代	115	85.2	3.5	2.6	1.7	7.0

【図33】全体「死にたい」またはそれに近いことを考えたこと(うつ尺度別構成比)



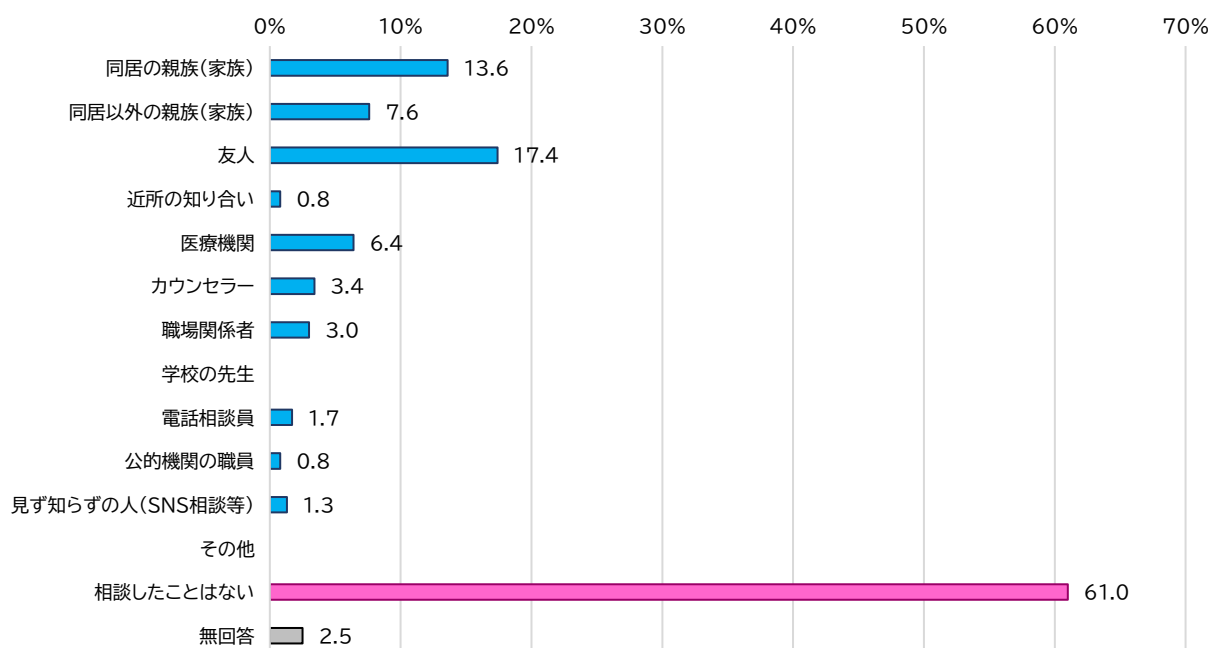
%	回答者数	ない	たびたびあった	まれにあった	答えたくない	無回答	
全体	1,292	74.7	6.9	11.4	5.7	1.4	
うつ尺度	正常	772	87.7	1.9	6.1	3.5	0.8
	軽度	142	67.6	6.3	15.5	9.2	1.4
	中等度	94	48.9	16.0	23.4	10.6	1.1
	重度	132	24.2	28.8	34.8	11.4	0.8

第2章●浦添市の現状と課題

(5)「死にたい」またはそれに近いことを考えたときの相談相手(※複数回答)

- P40,41(図31,32,33)で「たびたびあった」「まれにあった」と回答した者のうち、「死にたい」またはそれに近いことを考えたときの相談相手について、「相談したことがない」(61.0%)が最も高くなっており、次いで「友人」(17.4%)となっています。
- 性別で見ると、男性・女性ともに「相談したことがない」が最も高くなっていますが、大きな差はみられませんでした。相談相手としては、男性は「同居の家族」(12.3%)、女性は「友人」(21.6%)が最も高くなっています。
- 年代別で見ると、対象のすべての年代で「相談したことがない」が最も高くなっていますが、30代(71.4%)が最も高くなっており、60代(42.9%)と比較すると、約30ポイント高くなっています。相談相手としては、10代・40～70代は「友人」、20～30代は「同居の家族」が最も高くなっています(図34)。

【図34】全体 「死にたい」またはそれに近いことを考えたときの相談相手

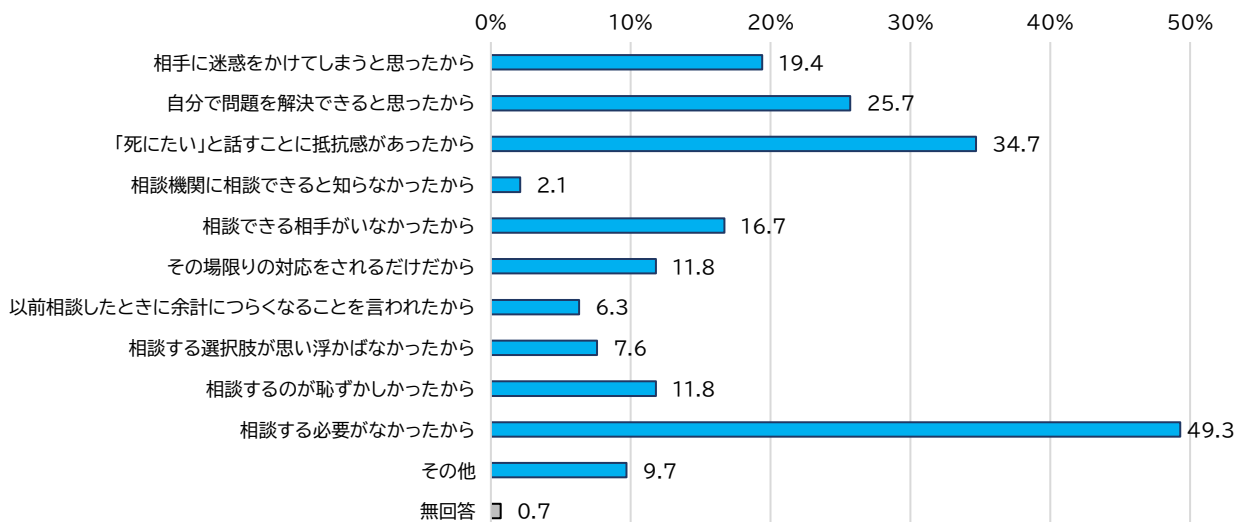


	%	回答者数	相談相手												相談したことはない	無回答
			同居の家族	同居以外の家族	友人	近所の知り合い	医療機関	カウンセラー	職場関係	学校の先生	電話相談員	公的機関の職員	見ず知らずの人	その他		
全体	236	236	13.6	7.6	17.4	0.8	6.4	3.4	3.0	-	1.7	0.8	1.3	-	61.0	2.5
性別	男性	81	12.3	2.5	11.1	-	7.4	3.7	-	-	2.5	1.2	-	-	64.2	4.9
	女性	148	14.2	10.8	21.6	1.4	6.1	3.4	-	-	1.4	0.7	-	-	59.5	-
	その他	4	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.0	-
年代別	10代	16	12.5	-	25.0	-	-	6.3	-	-	6.3	-	-	-	50.0	-
	20代	46	19.6	4.3	17.4	-	6.5	6.5	-	-	-	2.2	-	-	65.2	-
	30代	35	14.3	5.7	11.4	2.9	8.6	5.7	-	-	2.9	-	-	-	71.4	-
	40代	60	10.0	11.7	13.3	-	5.0	-	-	-	-	-	-	-	66.7	-
	50代	33	15.2	6.1	24.2	-	12.1	6.1	-	-	3.0	-	-	-	60.6	-
	60代	28	14.3	14.3	21.4	3.6	7.1	-	-	-	3.6	3.6	-	-	42.9	10.7
	70代	14	-	7.1	21.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	57.1	7.1

(6)「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しなかった理由(※複数回答)

- P42(図34)で「相談したことはない」と回答した者のうち、「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき相談しなかった理由について、「相談する必要がなかったから」(49.3%)が最も高く、次いで「「死にたい」と話すことに抵抗感があったから」(34.7%)となっています。
- 性別で見ると、「自分で問題を解決できると思ったから」が女性より男性が約10ポイント以上高くなっています。また、男性では「相談できる相手がいなかったから」(21.2%)と、相談できる相手が女性よりも少ないことがわかります。
- 年代別で見ると、10代・70代では「自分で問題を解決できると思ったから」、20代では「「死にたい」と話すことに抵抗感があったから」、30～60代では「相談する必要がなかったから」が最も高くなっています。また、30・40代では「相手に迷惑をかけてしまうと思ったから」の割合が、他の対象の年代に比べ高い傾向がみられます(図35)。

【図35】全体「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しなかった理由

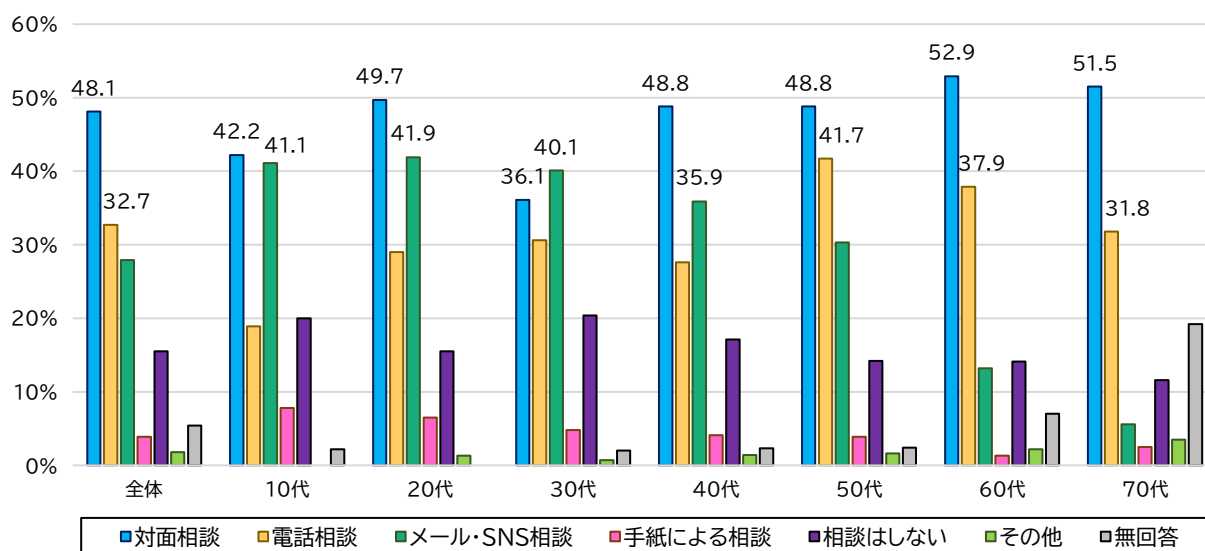


%		回答者数	相手に迷惑をかけてしまうと思ったから	自分で問題を解決できると思ったから	「死にたい」と話すことに抵抗感があったから	相談機関に相談できると知らなかったから	相談できる相手がなかったから	その場限りの対応をされるだけだから	以前相談したときに余計につらくなることを言われたから	相談する選択肢が思い浮かばなかったから	相談するのが恥ずかしかったから	相談する必要がなかったから	その他	無回答
全体	144	19.4	25.7	34.7	2.1	16.7	11.8	6.3	7.6	11.8	49.3	9.7	0.7	
性別	男性	52	17.3	32.7	36.5	5.8	21.2	9.6	3.8	11.5	15.4	50.0	9.6	-
	女性	88	20.5	21.6	33.0	-	13.6	13.6	5.7	5.7	10.2	48.9	9.1	1.1
	その他	3	33.3	-	66.7	-	33.3	-	33.3	-	-	66.7	33.3	-
年代別	10代	8	12.5	75.0	37.5	-	25.0	12.5	-	12.5	12.5	37.5	-	-
	20代	30	13.3	30.0	36.7	-	10.0	6.7	3.3	10.0	6.7	33.3	20.0	3.3
	30代	25	36.0	12.0	40.0	4.0	20.0	20.0	16.0	4.0	12.0	68.0	8.0	-
	40代	40	22.5	20.0	37.5	-	17.5	10.0	5.0	12.5	17.5	45.0	7.5	-
	50代	20	15.0	20.0	35.0	5.0	15.0	10.0	-	5.0	10.0	75.0	-	-
	60代	12	8.3	16.7	16.7	-	16.7	16.7	8.3	-	16.7	50.0	8.3	-
	70代	8	12.5	50.0	25.0	12.5	25.0	12.5	-	-	-	25.0	25.0	-

(7)「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しやすいと思う方法(※複数回答)

- 「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しやすいと思う方法について、「対面相談」(48.1%)が最も高くなっています。
- 性別で見ると、男性・女性ともに「対面相談」が最も高くなっており、他の項目についても同様の傾向がみられます。
- 年代別で見ると、30代は「メール・SNS 相談」が最も高く、それ以外の年代では「対面相談」が最も高くなっています。また、10・20・40代では「対面相談」に次いで「メール・SNS 相談」が高く、50～70代では「対面相談」に次いで「電話相談」が高くなっています(図36)。

【図36】全体「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しやすいと思う方法
(年代別構成比)

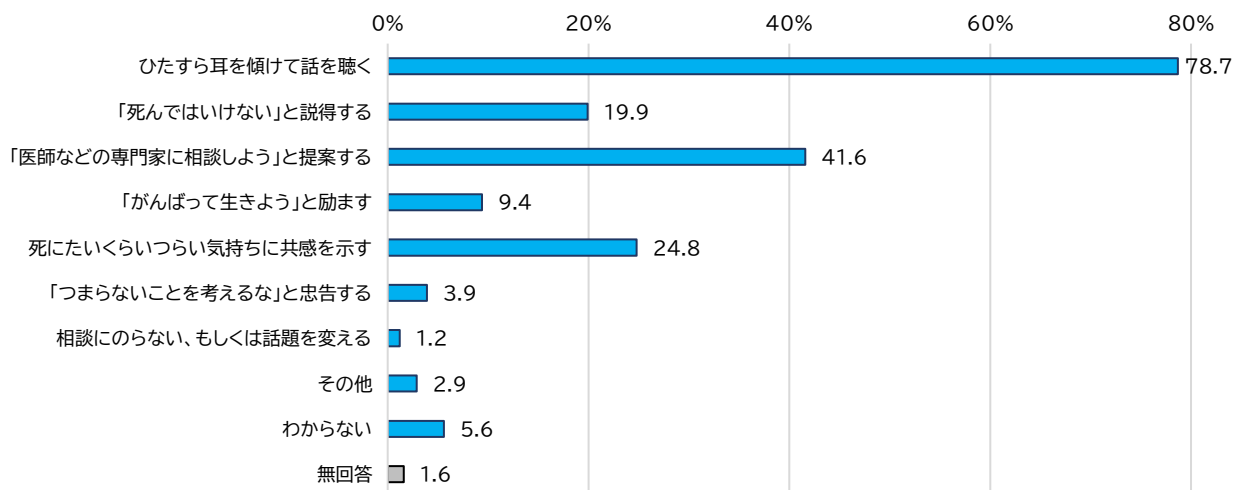


%		回答者数	対面相談	電話相談	メール・SNS 相談	手紙による相談	相談はしない	その他	無回答
全体		1,292	48.1	32.7	27.9	3.9	15.5	1.8	5.4
性別	男性	507	53.3	32.0	26.0	2.6	13.6	1.8	5.5
	女性	775	45.2	33.4	28.8	4.9	16.4	1.7	5.3
	その他	5	-	-	40.0	-	80.0	20.0	-
年代別	10代	90	42.2	18.9	41.1	7.8	20.0	-	2.2
	20代	155	49.7	29.0	41.9	6.5	15.5	1.3	-
	30代	147	36.1	30.6	40.1	4.8	20.4	0.7	2.0
	40代	217	48.8	27.6	35.9	4.1	17.1	1.4	2.3
	50代	254	48.8	41.7	30.3	3.9	14.2	1.6	2.4
	60代	227	52.9	37.9	13.2	1.3	14.1	2.2	7.0
	70代	198	51.5	31.8	5.6	2.5	11.6	3.5	19.2

(8)「死にたい」と打ち明けられた場合の対応(※複数回答)

- 「死にたい」と打ち明けられた場合の対応について、「ひたすら耳を傾けて話を聴く」(78.7%)が最も高く、次いで「医師などの専門家に相談しよう」と提案する(41.6%)、「死にたいくらいつらい気持ちに共感を示す」(24.8%)となっており、上位3項目は、ゲートキーパー*の重要な役割である傾聴、受容・共感、つなぎと同様の内容となっています。
- 性別で見ると、「ひたすら耳を傾けて話を聴く」が男性(72.0%)、女性(83.2%)で女性が10ポイント以上高くなっています。一方「死んではいけない」と説得するが男性(25.0%)、女性(16.8%)となっており、約8ポイント高くなっています。
- 年代別で見ると、対象のすべての年代で「ひたすら耳を傾けて話を聴く」が最も高くなっています。また、50代以降では「死んではいけない」と説得するが2割以上となっており、70代と10～30代を比べると15ポイント以上高くなっています。年代によって、「死にたい」と打ち明けられた場合の対応に違いがみられません(図37)。

【図37】全体 「死にたい」と打ち明けられた場合の対応



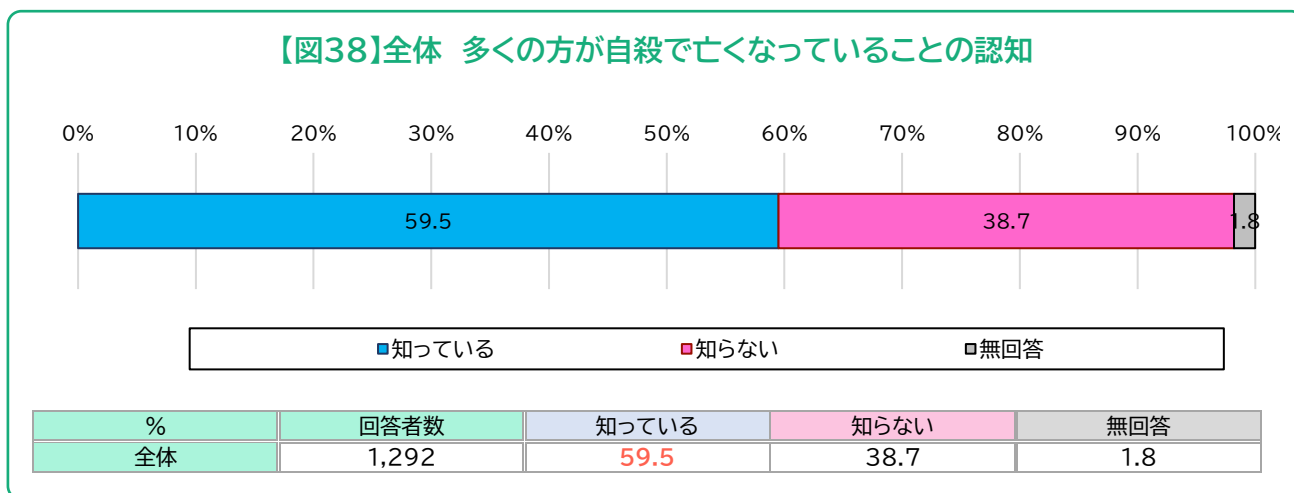
		%	回答者数	ひたすら耳を傾けて話を聴く	「死んではいけない」と説得する	「医師などの専門家に相談しよう」と提案する	「がんばって生きよう」と励ます	死にたいくらいつらい気持ちに共感を示す	「つまらないことを考えるな」と忠告する	相談にのらない、もしくは話題を変える	その他	わからない	無回答
全体			1,292	78.7	19.9	41.6	9.4	24.8	3.9	1.2	2.9	5.6	1.6
性別	男性		507	72.0	25.0	39.3	11.0	20.1	5.7	1.8	2.6	7.3	1.4
	女性		775	83.2	16.8	43.2	8.4	28.1	2.7	0.9	2.8	4.3	1.8
	その他		5	60.0	-	-	-	20.0	-	-	40.0	20.0	-
年代別	10代		90	81.1	13.3	14.4	7.8	24.4	1.1	1.1	4.4	5.6	1.1
	20代		155	84.5	11.6	27.7	5.2	21.9	0.6	2.6	4.5	4.5	0.6
	30代		147	85.0	13.6	38.8	4.8	27.9	0.7	-	3.4	5.4	-
	40代		217	85.7	17.1	47.0	3.2	28.1	2.3	1.8	1.4	4.6	-
	50代		254	79.5	20.1	50.0	9.1	28.7	4.3	1.2	3.1	5.1	0.8
	60代		227	75.8	26.9	47.1	14.1	19.4	4.4	1.3	0.9	5.7	2.2
	70代		198	62.6	29.3	43.4	18.7	23.2	10.6	0.5	3.5	8.1	6.1

*「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる者のこと。

IV. 自殺対策の現状、相談窓口の認知度

(1) 多くの方が自殺で亡くなっていることの認知

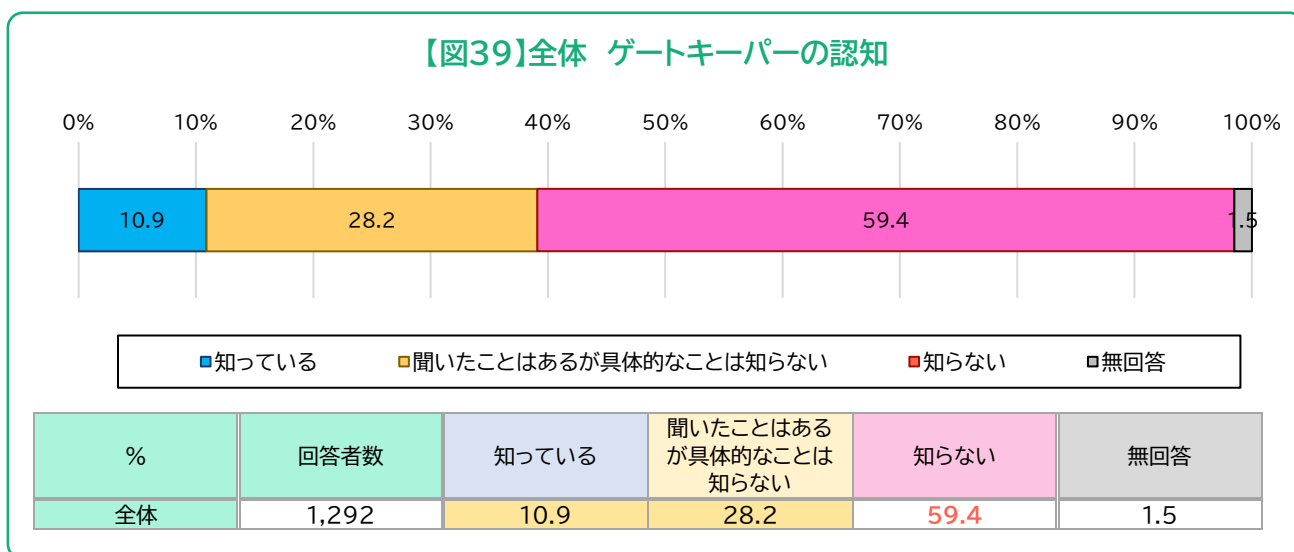
- 毎年多くの方が自殺で亡くなっていることについて、「知っている」(59.5%)が最も高く、「知らない」(38.7%)の順となっています(図38)。



(2) ゲートキーパーの認知

- ゲートキーパーについて、「知らない」(59.4%)が最も高く、「聞いたことはあるが具体的なことは知らない」(28.2%)、「知っている」(10.9%)の順となっています(図39)。

*厚生労働省自殺対策推進室「令和3年度自殺対策に関する意識調査」によると、認知度は12.3%となっている。国は自殺総合対策大綱において、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指している。本市では、「知っている」「聞いたことはある」は39.1%となっており、認知度が高いことがわかる。

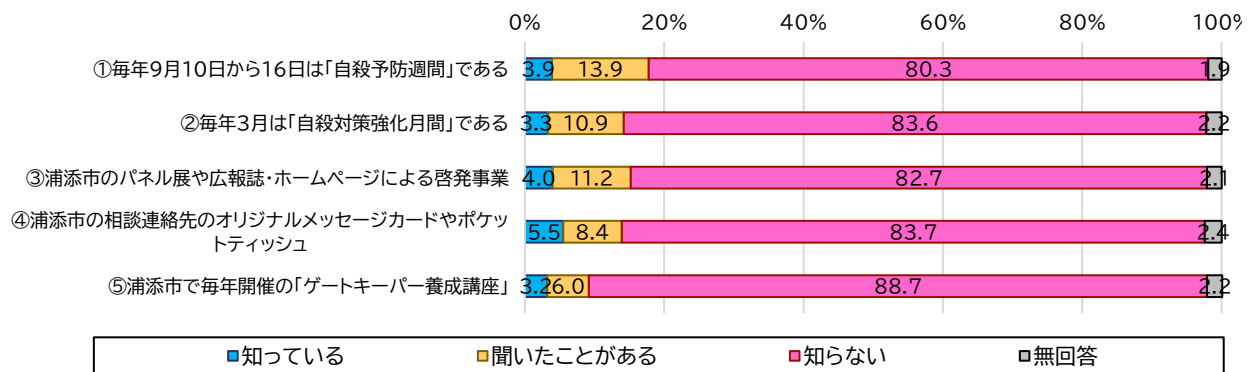


(3)「自殺対策」に関する事柄の認知

➤ 「自殺対策」に関する事柄の認知について、①～⑤の事柄について「知らない」の割合が8割以上と最も高くなっています。「知っている」事柄で最も高かったのは「④浦添市の相談連絡先のオリジナルメッセージカードやポケットティッシュ」(5.5%)で、「聞いたことがある」事柄で最も高かったのは「①毎年9月10日から16日は「自殺予防週間」である」(13.9%)となっています。適切な情報発信の方法を検討しつつ、各取組内容の市民への周知・共有をさらに推進していくことが重要です(図40)。

【図40】全体 「自殺対策」に関する事柄の認知

回答数:1,292



%	知っている	聞いたことがある	知らない	無回答
①毎年9月10日から16日は「自殺予防週間」である	3.9	13.9	80.3	1.9
②毎年3月は「自殺対策強化月間」である	3.3	10.9	83.6	2.2
③浦添市のパネル展や広報誌・ホームページによる啓発事業	4.0	11.2	82.7	2.1
④浦添市の相談連絡先のオリジナルメッセージカードやポケットティッシュ	5.5	8.4	83.7	2.4
⑤浦添市で毎年開催の「ゲートキーパー養成講座」	3.2	6.0	88.7	2.2

(4)地域の悩みの相談機関の認知(※複数回答)

➤ 知っている地域の悩みの相談機関について、「沖縄いのちの電話」(38.0%)が最も高く、次いで「相談できる場所は知らない」(35.2%)、「浦添市保健相談センター」(19.6%)となっています(表4)。

【表4】全体 地域の悩みの相談機関の認知

回答数:1,292

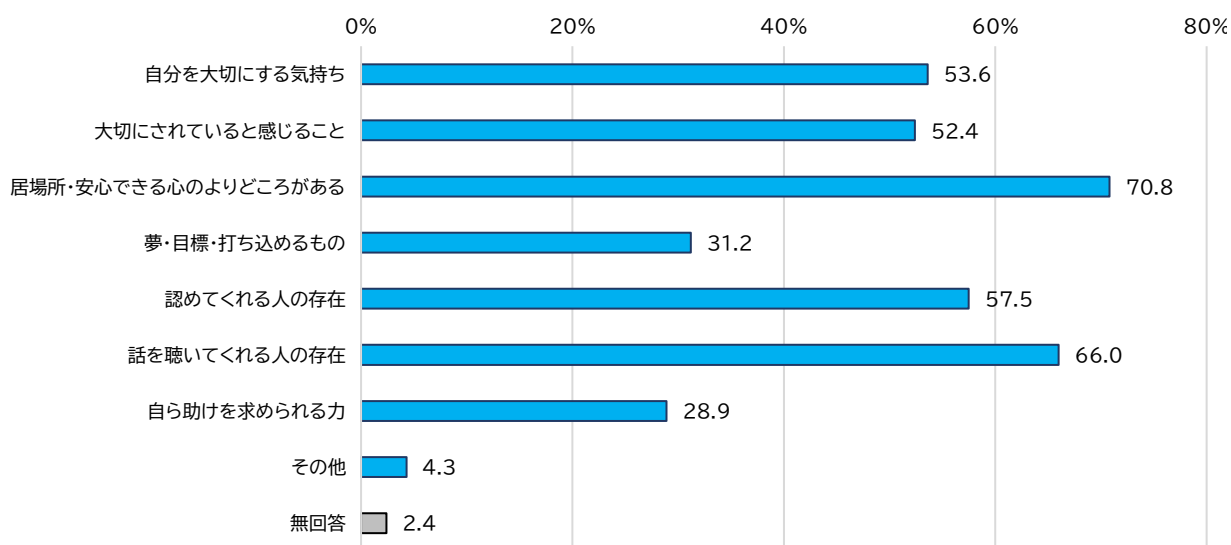
	沖縄県立精神保健福祉センター	沖縄県南部保健所	浦添市保健相談センター	沖縄県精神科救急医療情報センター	沖縄いのちの電話	浦添市包括支援センター
	12.2	5.8	19.6	3.8	38.0	12.2
%	ピアラルうらそえ	浦添市家庭児童相談室	浦添市女性相談室	沖縄県男女共同参画センター	市役所法律相談	いのちみつめる無料法律相談
	3.7	10.1	5.5	12.7	9.1	2.9
	浦添市自立サポートセンターてだこ未来	沖縄労働局	その他	相談できる場所を知らない	無回答	
	6.6	6.0	1.1	35.2	7.8	

第2章●浦添市の現状と課題

(5)人が困難に直面した時に、乗り越えられる力になるもの(※複数回答)

- 人が困難に直面した時に、乗り越えられる力になるものについて、「居場所・安心できる心のよりどころがある」(70.8%)が最も高く、次いで「話を聴いてくれる人の存在」(66.0%)、「認めてくれる人の存在」(57.5%)となっています。
- 性別で見ると、男性・女性ともに「居場所・安心できる心のよりどころがある」が最も高くなっています。
- 年代別で見ると、対象のほぼすべての年代で「居場所・安心できる心のよりどころがある」が最も高くなっています。一方、多くの年代で、「自ら助けを求められる力」の回答が低い傾向がみられ、自ら助けを求めるのではなく、相手に気づいてほしい気持ちが高い傾向であることが推測されます(図41)。

【図41】全体 人が困難に直面した時に、乗り越えられる力になるもの

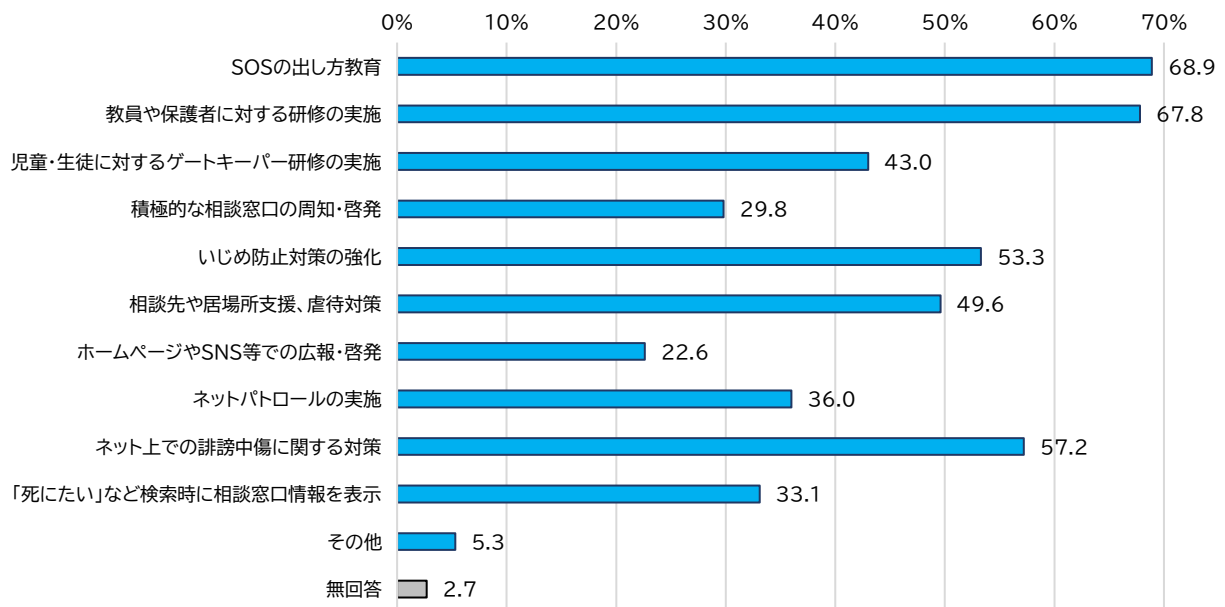


%		回答者数	自分を大切にす気持ち	大切にされていると感じること	居場所・安心できる心のよりどころがある	夢・目標・打ち込めるもの	認めてくれる人の存在	話を聴いてくれる人の存在	自ら助けを求められる力	その他	無回答
全体		1,292	53.6	52.4	70.8	31.2	57.5	66.0	28.9	4.3	2.4
性別	男性	507	51.3	43.6	63.9	33.9	49.5	57.2	25.4	5.3	3.6
	女性	775	55.1	58.1	75.7	29.4	62.7	71.9	31.2	3.6	1.7
	その他	5	60.0	80.0	60.0	60.0	80.0	60.0	60.0	-	-
年代別	10代	90	55.6	42.2	61.1	36.7	60.0	61.1	21.1	1.1	2.2
	20代	155	63.2	54.2	77.4	37.4	59.4	65.2	36.1	5.2	-
	30代	147	63.3	57.8	77.6	36.7	58.5	61.2	32.0	6.8	-
	40代	217	54.4	60.8	69.1	30.9	62.7	67.3	32.7	7.4	-
	50代	254	50.4	54.3	76.0	31.5	61.8	70.9	31.9	2.8	1.6
	60代	227	52.0	49.3	69.6	25.6	55.1	70.5	22.5	2.2	3.1
70代	198	42.4	43.4	62.6	26.3	46.0	60.1	24.2	4.0	9.1	

(6) 効果的な子ども・若者向けの自殺対策(※複数回答)

- 今後効果的だと思う子ども・若者向けの自殺対策の取り組みについて、「SOS の出し方教育」(68.9%)が最も高く、次いで「教員や保護者に対する研修の実施」(67.8%)、「ネット上での誹謗中傷に関する対策」(57.2%)となっています。
- 性別で見ると、男性・女性ともに「SOS の出し方教育」が最も高くなっています。女性では、全体と上位3項目は同じ傾向がありますが、次いで「相談先や居場所支援、虐待対策」(55.5%)と男性(40.8%)より約15ポイント高くなっており、相談支援や虐待対策の意識が男性よりも高い傾向がみられます。
- 年代別で見ると、10代・30代では「教員や保護者に対する研修の実施」、20代・40～60代では「SOS の出し方教育」、70代では「いじめ防止対策の強化」が最も高くなっています。「いじめ防止対策」で見ると、10代(34.4%)が最も低く、他の対象の年代と比較すると10～30ポイント低くなっています(図42)。

【図42】全体 効果的な子ども・若者向けの自殺対策

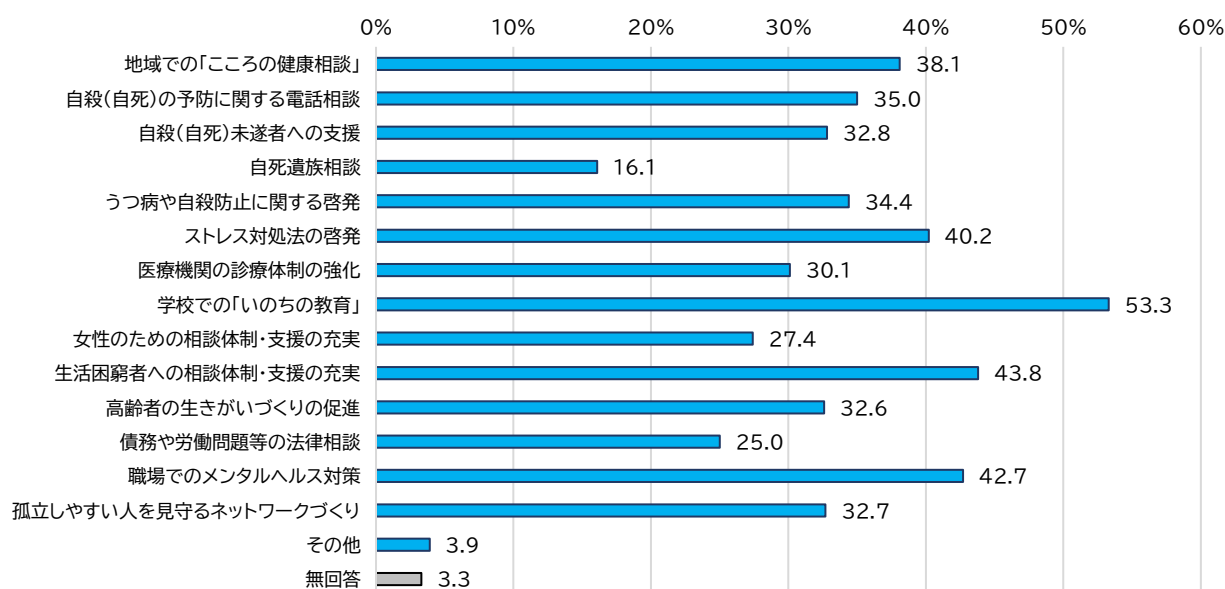


	%	回答者数	SOSの出し方教育	教員や保護者に対する研修	児童・生徒に対するゲートキーパー研修	積極的な相談窓口の周知・啓発	いじめ防止対策の強化	相談先や居場所支援、虐待対策	ホームページやSNS等での広報・啓発	ネットパトロール	ネットでの誹謗中傷に関する対策	「死にたい」など検索時に相談先を表示	その他	無回答
全体		1,292	68.9	67.8	43.0	29.8	53.3	49.6	22.6	36.0	57.2	33.1	5.3	2.7
性別	男性	507	64.3	62.5	40.4	31.2	56.6	40.8	22.9	32.3	54.4	32.5	6.1	3.4
	女性	775	72.0	71.2	44.5	29.0	51.0	55.5	22.5	38.3	59.4	33.7	4.6	2.3
	その他	5	40.0	60.0	40.0	40.0	100.0	40.0	40.0	20.0	40.0	20.0	40.0	-
年代別	10代	90	53.3	63.3	36.7	20.0	34.4	34.4	15.6	27.8	55.6	23.3	2.2	2.2
	20代	155	63.9	60.6	36.1	26.5	45.2	50.3	21.9	29.7	44.5	27.1	6.5	0.6
	30代	147	73.5	76.9	46.3	29.9	52.4	54.4	28.6	32.0	57.8	35.4	6.1	-
	40代	217	70.5	65.9	43.8	24.4	50.2	47.5	24.0	37.3	59.9	36.9	8.8	0.9
	50代	254	74.0	72.8	50.0	37.8	48.0	57.9	27.2	39.0	59.8	37.4	4.7	2.4
	60代	227	73.1	66.5	44.1	30.0	62.6	51.5	18.5	41.0	61.7	33.5	3.1	4.4
	70代	198	63.1	65.7	36.4	32.3	68.7	42.4	19.2	36.4	57.1	30.3	4.5	7.1

(7) 効果的な自殺対策の取組(※複数回答)

- 今後の自殺対策として効果的だと思う取り組みについて、「学校での「いのちの教育」(53.3%)が最も高く、次いで「生活困窮者への相談体制・支援の充実」(43.8%)、「職場でのメンタルヘルス対策」(42.7%)となっています。
- 性別で見ると、女性では上位3項目が全体と同様になっていますが、男性では「ストレス対処法の啓発」(43.0%)が3番目に高くなっています。
- 年代別で見ると、10～30代では「職場でのメンタルヘルス対策」、40～70代では「学校での「いのちの教育」」が最も高くなっています。また、各年代の上位3項目をみると、「生活困窮者への相談体制・支援の充実」や「ストレス対処法の啓発」「地域での「こころの健康相談」」と、ほぼ同じ傾向となっています。浦添市の自殺対策を総合的かつ効果的に推進していく必要があります(図43)。

【図43】全体 効果的な自殺対策の取組



%	回答者数	効果的な自殺対策の取組																
		地域での「こころの健康相談」	自殺の予防に関する電話相談	自殺未遂者への支援	自死遺族相談	うつ病や自殺防止に関する啓発	ストレス対処法の啓発	医療機関の診療体制の強化	学校での「いのちの教育」	女性のための相談体制・支援の充実	生活困窮者への相談体制・支援の充実	高齢者の生きがいづくりの促進	債務や労働問題等の法律相談	職場でのメンタルヘルス対策	孤立しやすい人を見守るネットワークづくり	その他	無回答	
全体	1,292	38.1	35.0	32.8	16.1	34.4	40.2	30.1	53.3	27.4	43.8	32.6	25.0	42.7	32.7	3.9	3.3	
性別	男性	507	39.3	36.1	34.9	14.8	38.7	43.0	26.2	50.7	21.1	43.2	30.8	25.2	41.6	29.6	4.9	3.2
	女性	775	37.5	34.6	31.4	16.9	31.7	38.5	32.6	55.1	31.5	44.4	33.9	24.9	43.2	34.8	3.1	3.4
	その他	5	40.0	-	40.0	40.0	20.0	40.0	20.0	40.0	40.0	40.0	20.0	20.0	80.0	20.0	20.0	20.0
年代別	10代	90	30.0	33.3	34.4	12.2	26.7	44.4	22.2	42.2	22.2	21.1	22.2	12.2	47.8	27.8	1.1	4.4
	20代	155	32.3	27.7	34.2	18.1	34.8	44.5	27.7	47.7	31.0	37.4	19.4	23.2	52.9	29.0	3.9	1.9
	30代	147	36.1	34.0	40.1	21.1	35.4	45.6	34.0	53.1	33.3	45.6	23.8	25.9	56.5	33.3	4.1	1.4
	40代	217	32.7	28.6	30.4	14.7	33.6	40.6	29.5	53.5	26.7	44.7	25.8	30.0	45.2	30.4	5.5	1.4
	50代	254	39.0	39.8	33.1	19.7	38.2	42.5	38.6	52.8	31.5	49.6	39.0	28.7	42.1	41.3	4.3	1.6
	60代	227	47.1	41.9	29.5	12.3	37.0	34.4	27.8	59.9	25.6	47.1	39.2	26.4	37.4	30.0	1.8	4.0
	70代	198	42.4	35.4	31.3	13.6	30.3	34.3	24.7	55.6	20.2	45.5	45.5	20.2	26.3	31.8	4.5	9.1

V. まとめ

注) アンケート調査結果に関しては、有意差検定を行ったものではなく、クロス集計を行った結果、回答者にみられた傾向となります。したがって、必ずしも浦添市全体の傾向を示している結果ではないことをあらかじめご了承ください。

I. 健康・睡眠状態およびストレスの程度

No.	項目	内容
(1)	現在の健康状態について、1～10で表したときの程度 【P25:図16】	・およそ10人に1人が「健康ではない」「あまり健康ではない」と回答
(2)	ここ1か月間の平均睡眠時間 【P26:図17,P27:図18】	＊「6時間未満」(「4時間未満」「4時間以上5時間未満」「5時間以上6時間未満」合計)の割合 ・(男性:39.3%、女性:48.5%)
(3)	ストレスの程度 【P27:図19】	・およそ3割が「多い」と回答
(4)	悩みやストレスの原因 【P28:図20,P29:図21】	＊5割以上の回答項目 ・男性:「勤務に関すること」、女性:「勤務に関すること」「家庭に関すること」

II. 「うつ病」についての認知度や医療機関等への受診状況

No.	項目	内容
(1)	うつ尺度を使用した「うつ状態の人」の実態や考え方の分析 【P31:図22,P32:図23】	＊抑うつ状態「軽度」～「重度」合計の割合が最も高い年代 ・男性:40代、女性20代 ＊「重度のうつ状態」が高い年代(上位3つ) ・男性・女性ともに40代、30代、50代
(2)	「うつ病」についての認知状況 【P33:図24】	＊「知っている」割合が5割以下の項目 ①「一生のうち15人に1人がかかると言われていること」:15.7% ⑦「予防策があること」:38.4% ⑧「アルコール飲料が症状悪化の要因となること」:38.0%
(3)	専門窓口の利用希望 【P34:図25】	・各年代に比べ、10代では「専門の医療機関を受診する」が10ポイント以上低く、「何も利用しない」が10ポイント以上高い
(4)	専門窓口を利用しない理由 【P35:図26】	＊各年代で高い傾向がみられた項目 ・10～30代:「精神的な悩みを話すことに抵抗があるから」 ・40～60代:「お金がかかることは避けたいから」 ・70代:「治療しなくても自然に治ると思うから」

III. 不安や悩み、つらい気持ちを抱えたときの相談相手、誰かに相談することへの考え

No.	項目	内容
(1)	不安や悩み、つらい気持ちを抱えたときの相談相手 【P36:図27】	・男性のおよそ5人に1人が「いない」と回答(女性より10ポイント以上「いない」割合が高い) ・抑うつ状態が重くなるにつれ、「相談できる人がいる」割合が低くなり、「いない」割合が高くなる(「重度のうつ状態」では約4割が「いない」と回答)
(2)	誰かに相談したり、助けを求めたりすることへのためらい 【P37:図28,P38:図29】	＊「ためらいがある」「ややためらいがある」合計の割合 ・4割以上の傾向がみられた年代(10～40代) ・抑うつ状態が重くなるにつれ、「ためらいがある」「ややためらいがある」の回答割合が高くなる(「重度のうつ状態」では7割以上が「ためらいがある」または「ややためらいがある」と回答)
(3)	誰かに相談したり、助けを求めたりすることへためらう理由 【P39:図30】	・「家族や友人など身近な人に相談したくない悩みだから」と回答した割合が女性より男性で約10ポイント高い

第2章●浦添市の現状と課題

No.	項目	内容
(4)	「死にたい」またはそれに近いことを考えたこと 【P40:図31, P41:図32,図33】	*「たびたびあった」「まれにあった」合計の割合 ・男性の20～40代で2割、女性の10～40代で2～3割 ・抑うつ状態が重くなるにつれ、「たびたびあった」「まれにあった」の回答割合が高くなる(「重度のうつ状態」では6割以上が「たびたびあった」または「まれにあった」と回答)
(5)	「死にたい」またはそれに近いことを考えたときの相談相手 【P42:図34】	・6割が「相談したことはない」と回答
(6)	「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しなかった理由 【P43:図35】	・およそ2人に1人が「相談する必要がなかったから」と回答
(7)	「死にたい」またはそれに近いことを考えたとき、相談しやすいと思う方法 【P44:図36】	・およそ2人に1人が「対面相談」と回答
(8)	「死にたい」と打ち明けられた場合の対応 【P45:図37】	・およそ8割が「ひたすら耳を傾けて話を聴く」と回答

IV. 自殺対策の現状、相談窓口の認知度

No.	項目	内容
(1)	多くの方が自殺で亡くなっていることの認知 【P46:図38】	・およそ6割が「知っている」と回答
(2)	ゲートキーパーの認知 【P46:図39】	・「知っている」10.9%、「聞いたことはあるが具体的なことは知らない」28.2%
(3)	自殺対策に関する事柄の認知 【P47:図40】	*「知っている」「聞いたことがある」合計の割合 ①「自殺予防週間」 17.8% ②「自殺対策強化月間」 14.2% ③「浦添市の啓発事業」 15.2% ④「浦添市相談連絡先オリジナルメッセージカードやポケットティッシュ」 13.9% ⑤「浦添市ゲートキーパー養成講座」 9.2%
(4)	地域の悩みの相談機関の認知 【P47:表4】	・「相談できる場所を知らない」 35.2%
(5)	人が困難に直面した時に、乗り越えられる力になるもの 【P48:図41】	*上位3項目 ①「居場所・安心できる心のよりどころがある」 70.8% ②「話を聴いてくれる人の存在」 66.0% ③「認めてくれる人の存在」 57.5%
(6)	効果的な子ども・若者向けの自殺対策 【P49:図42】	*上位3項目 ①「SOSの出し方教育」 68.9% ②「教員や保護者に対する研修」 67.8% ③「ネット上での誹謗中傷に関する対策」 57.2%
(7)	効果的な自殺対策の取組 【P50:図43】	*上位3項目 ①「学校でのいのちの教育」 53.3% ②「生活困窮者への相談体制・支援の充実」 43.8% ③「職場でのメンタルヘルス対策」 42.7%

第3章 計画の基本的な方向性

第1節 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、経済・生活問題、健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があると考えられます。

そのため、これらの社会的要因を減らし、追い込まれる状況に陥らないよう、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援」「地域連携」「社会制度」のそれぞれにおいて総合的な施策の推進を図ることが重要となります。

自殺対策の推進が、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことであるという前提に基づいて、浦添市では、「生きることへの包括的な支援」を総合的かつ効果的に推進し、「誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現」を目指します。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現

第2節 自殺対策の基本認識

「自殺総合対策大綱」にて挙げられている、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識を踏まえ、本計画においては以下の基本認識を念頭に置いて自殺対策を推進していきます。

第2次浦添市自殺対策行動計画における基本認識

- ▶ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、社会的な問題である
- ▶ 年間自殺者数は増加傾向で推移しており、自殺対策は継続して取り組む課題である
- ▶ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ▶ 地域レベルの実践的な取組を PDCA サイクル*を通じて推進する

*「PDCA サイクル」とは、Plan(計画)・Do(実施)・Check(評価)・Action(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り組むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。

第3節 自殺対策の基本方針

浦添市の実態や課題を整理する中で、「自殺総合対策大綱」で国が示した6つの基本方針に沿った計画づくりを行います。

～自殺総合対策の基本方針(「自殺総合対策大綱」より抜粋)～

1. 生きることの包括的な支援として推進する

〈社会全体の自殺リスクを低下させる〉

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させる。

この考えは、「誰一人取り残さない」持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものである。

〈生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす〉

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

〈様々な分野の生きる支援との連携を強化する〉

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、様々な要因が複雑に関係しており、自殺を防ぐためには精神保健的な視点だけではなく、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要がある。

3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

〈対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を連動させる〉

自殺対策に係る個別の施策は、以下の3つのレベルに分けて考え、これらを有機的に連動させることで、総合的に推進するものとする。

- 1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- 2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- 3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

4. 実践と啓発を両輪として推進する

〈自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する〉

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように普及啓発を行う。

〈自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する〉

我が国では精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくない。全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいく。

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要である。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏へ配慮する【新規】

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組む。

第4節 自殺対策における連携の考え方

自殺対策に係る個別の施策は、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があるため、「対人支援」「地域連携」「社会制度」の3つの領域を有機的に連携(密接に関係)させることで、総合的に推進するものとします。

誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現



第5節 計画の数値目標

【目標】

令和11年(2029年)の自殺死亡率※を13.0以下にすることを目指します。

※人口10万人当たりの自殺者数

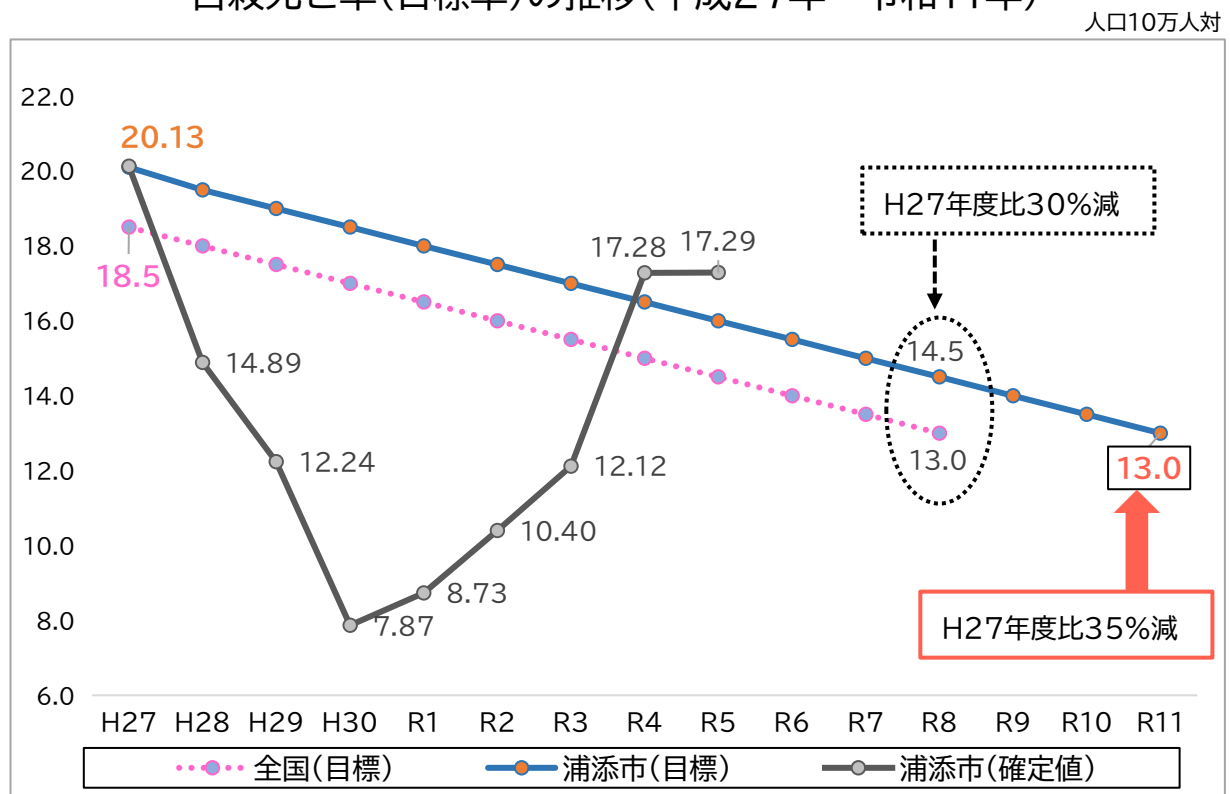
【目標値の算出根拠】

計画策定の目的のとおり、自殺対策を通じて最終的に目指すところは、「誰も自殺に追い込まれることのない浦添市の実現」です。そうした社会の実現に向けて、対策を進める上での具体的な数値目標などを定めるとともに、それらの取組がどのような効果をあげているのかなど、取組の成果と併せて検証を行っていく必要があります。

国は、自殺総合対策大綱における当面の目標として、「令和8年(2026年)までに、自殺死亡率を平成27年(2015年)と比べて30%以上減少させる」ことを目標に掲げています。

浦添市においては、この国の考え方に準拠して目標を設定することとし、令和11年(2029年)の目標を、平成27年(2015年)と比べておよそ35%の減少となる13.0以下とします。

自殺死亡率(目標率)の推移(平成27年～令和11年)



資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

第6節 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

SDGs(Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標)は、平成27年に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて掲げられた、令和12年(2030年)までに達成を目指す国際目標です。SDGsは「地球上の誰一人取り残さない持続可能な世界」を実現するための17の長期的なビジョン(ゴール)と 169 の具体的な開発目標(ターゲット)で構成されています。

国の「自殺総合対策大綱」において、『自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての理念も持ち合わせるものである』とされていることを受けて、本計画に掲げる施策の推進においても、SDGsのゴールとの関連を意識し、本計画の推進がSDGsにおけるゴールの達成に資するものとして位置づけます。

本計画に掲げる施策と特に関連するSDGsのゴールは以下のとおりです。



第7節 施策の体系

地域自殺対策計画の策定を支援するために、「厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」は、地域自殺対策の策定に資する地域自殺対策政策パッケージを作成し、全国の自治体に提供しています。地域自殺対策政策パッケージは、すべての自治体においてナショナル・ミニマム*として実施されることが望ましいとされる【基本施策】と、地域の自殺の実態を詳細に分析した「地域自殺実態プロファイル」を踏まえ、浦添市が特に力を入れるべき支援群に焦点を絞った【重点施策】によって構成されています。

本計画では、以下の5つの基本施策と、5つの重点施策に沿って、自殺対策に資する取組を推進していきます。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への普及啓発
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

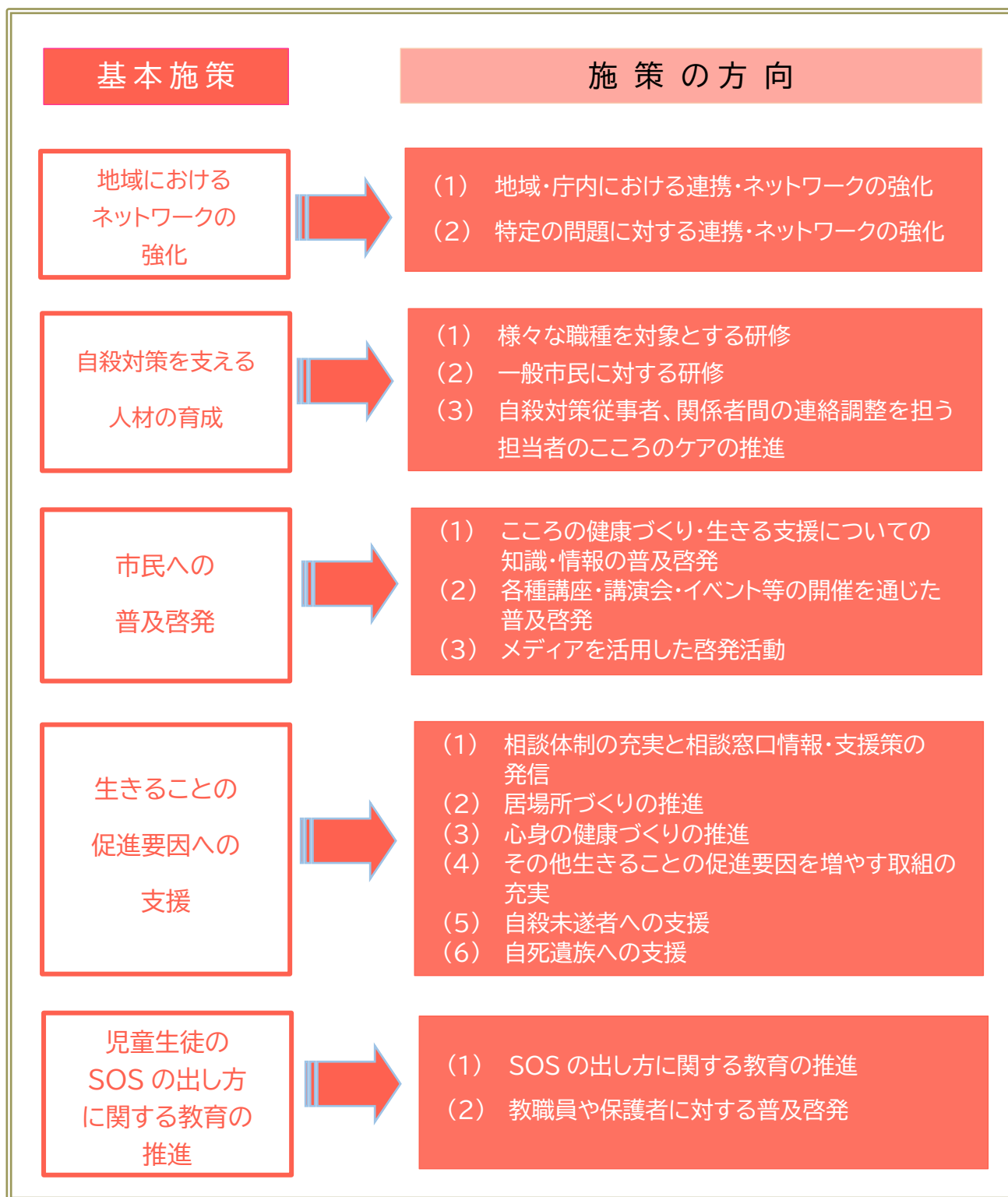
重点施策

- 1 勤務者・経営者対策
- 2 生活困窮者・無職者・失業者対策
- 3 高齢者対策
- 4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)
- 5 女性への対策

*ナショナル・ミニマムとは：憲法第25条に基づき、国民に対して保障する「健康で文化的な最低限度の生活」水準のこと。少子高齢社会を迎えている日本において、貧困や格差を縮小し、地域で安心して暮らせる豊かな社会を目指すための重要な指針となる。

第4章 基本施策

基本施策は、自殺対策を推進するうえで欠かすことのできない5つの施策で構成しています。



基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の推進においては、その担い手となる人材や関係機関が連携し、各地域の実情に合わせた支援をすることが必要となります。自殺リスクの高い人だけでなく、生活全般において何らかの支援が必要な人を早期に発見し、具体的な支援へとつなげ、自殺リスクへとつながる前に問題解決を図れる体制を構築することが求められます。市をあげた自殺対策の推進においては、行政、関係団体、民間団体、企業、市民等の有機的な連携・協働のもと取組を推進していくことが必要であることから、自殺対策推進本部や健康づくり推進協議会等の場を通して総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るとともに、自殺対策推進専門部会を新たに設置し、地域の自殺対策のネットワーク強化を行います。

■施策の方向

(1)地域・庁内における連携・ネットワークの強化

◆関係団体や民間団体などで構成される「浦添市健康づくり推進協議会」「自殺対策推進専門部会」や、庁内「浦添市自殺対策推進本部」「浦添市自殺対策推進検討部会・作業部会」等の協議の場において、施策の展開に係る評価・検討、事例共有等を行い、今後の施策への反映に努めます。

取組	取組内容【担当課・団体】
浦添市自殺対策推進本部	自殺対策推進本部を実施し、本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進します。【健康づくり課】
浦添市自殺対策推進検討委員会・作業部会	庁内の自殺対策関係部署から組織した自殺対策推進検討委員会(作業部会)を実施し、庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進します。また、様々な分野における支援策の連動・連携を円滑に行うため、相談担当職員が情報交換を行います。【健康づくり課】
浦添市健康づくり推進協議会	健康づくり推進協議会を活用し、商工会議所などの関係機関や団体との幅広いネットワークを構築し、自殺対策における地域のネットワーク強化を行います。【健康づくり課】
浦添市自殺対策推進専門部会	保健、福祉、医療、労働、警察、消防等の関係者によって構成される専門部会を設置し、自殺対策の推進のために必要な事項について協議します。【健康づくり課】

(2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

◆うつ病やアルコール依存症、統合失調症などの精神疾患等、自殺のリスクを抱える人を支援するため、支援団体や専門医療機関、かかりつけ医等との連携に努めます。

取組	取組内容【担当課・団体】
専門医や専門病院への紹介・連携	市などの相談機関から専門医療機関や専門医につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつないだりすることで、早期治療につながるよう努めます。【関係各課、浦添市医師会】

●基本施策1 地域におけるネットワークの強化

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
浦添市自殺対策推進 本部の開催	年1回以上	年1回以上	第1次計画の 目標値を継続
浦添市自殺対策推進 検討委員会・作業部会の開催	—	年1回以上	継続実施
浦添市健康づくり推進協議会 自殺対策推進専門部会の開催	年1回以上	年1回以上	第1次計画の 目標値を継続

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

悩みを抱えた人においては、近くに寄り添い、話を聞く人の存在が重要です。様々な悩みや生活上の困難を抱える人が発するサインに早期に気づき、適切な対応をとることのできる「ゲートキーパー」の役割を担う人材が、地域の自殺対策の推進において大きな役割を果たします。浦添市においては、市職員向けと市民向けのゲートキーパー養成講座を開催し、自殺対策を支える人材育成の強化を図ります。併せて、自殺対策に従事する支援者のこころのケアを推進します。

【ゲートキーパーが担う役割とは？】

「ゲートキーパー」に求められる役割は、「気づき」「声かけ」「傾聴」「つなぎ・見守り」です。

①気づき

悩みを抱えている人は、サインを発しています。気づいたときは声をかけましょう。



②声かけ

優しく声をかけてあげてください。孤立させないことが大切です。



③傾聴

悩みに耳を傾け、つらい気持ちを受け止めてあげましょう。ねぎらいや共感の気持ちを伝えましょう。



④つなぎ・見守り

早めに医療機関や相談窓口など専門家に相談するよう勧める、もしくは相談につき添いましょう。



ゲートキーパーになるのに特別な資格は不要です。医師や保健師、各種相談窓口、民生児童委員や保健補導員、ボランティア、家族や同僚、友人といった様々な立場の人が、ゲートキーパーの役割を担うことが期待されます。

また、ゲートキーパーに必要な心がけは以下のとおりです。

- 自ら相手とかかわるためのこころの準備をしましょう。
- 温かみのある対応をしましょう。
- 真剣に聴いているという姿勢を相手に伝えましょう。
- 相手の話を否定せず、しっかりと聴きましょう。
- 相手のこれまでの苦労をねぎらいましょう。
- 心配していることを伝えましょう。
- わかりやすく、ゆっくりと話しましょう。
- 一緒に考えることが支援です。
- 準備やスキルアップも大切です

●基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

■施策の方向

(1)様々な職種を対象とする研修

◆自殺対策に資する人材の育成を図るため、市職員や新規採用職員等を対象としたゲートキーパー養成講座を開催します。

取組	取組内容【担当課・団体】
市職員向けゲートキーパー養成講座	市職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を実施します。【健康づくり課】
新規採用職員ゲートキーパー養成講座	新任期より自殺対策の視点を持って業務にあたる人材を育成します。【健康づくり課】

(2)一般市民に対する研修

◆自殺対策に資する人材の育成を図るため、市民・市内在勤者向けのゲートキーパー養成講座を開催します。

取組	取組内容【担当課・団体】
市民向けゲートキーパー養成講座	身近な地域で、支え手となるゲートキーパー養成講座を市民向けに実施し、悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話をきいて」「つなげ・見守る」ことができるゲートキーパーを養成します。【健康づくり課】
ゲートキーパー養成講座フォローアップ研修会	こころの健康づくり及び自殺予防に関する正しい知識の普及啓発を実施します。地域の支え手となるゲートキーパーとしての役割を継続して担えるよう、フォローアップを実施します。【健康づくり課】

◎以下の方についても、ゲートキーパー養成講座の受講を推奨します。

主な対象者	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 放課後児童クラブ指導員 ● 児童館館長 ● 保育士 ● ファミリー・サポート・センター会員 ● こどもの居場所の指導者 	<ul style="list-style-type: none"> こども政策課 こども未来課 こども家庭課
<ul style="list-style-type: none"> ● 商工団体等職員 ● 市内事業所代表者 	産業振興課
<ul style="list-style-type: none"> ● 人権擁護委員 ● 女性団体連絡協議会会員又は地域の女性リーダー ● LGBTQ+電話相談員 	市民協働・男女共同参画課
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センター職員 ● 介護施設従事者・指定事業者 	いきいき高齢支援課
<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会職員 ● 民生委員・児童委員 ● 保護司 	福祉総務課
<ul style="list-style-type: none"> ● 基幹相談支援センター ● 委託相談支援事業所 	障がい福祉課

(3)自殺対策従事者、関係者間の連絡調整を担う担当者のこころのケアの推進

◆自殺対策の推進においては、自殺対策従事者や相談窓口職員等のこころのケアも重要であることから、各従事者・職員の心身の健康の保持・増進に係る取り組みを推進します。

取組	取組内容【担当課・団体】
メンタルヘルス研修	職員を対象にストレス等による心身の変化に対する気づきや対応、こころの健康づくりに関する内容の研修を実施します。【職員課】
職員ストレスチェック業務	職員のストレスチェックを実施し、ストレス状況の把握、高ストレス者への産業医面談等個別フォローおよび集団分析結果の活用等により働きやすい職場づくりの推進を通して、職員のメンタルヘルス疾患の防止(1次予防)を図ります。【職員課】
長時間労働該当者への面接指導	長時間労働に該当する職員に対し、産業医面談を実施し、疲労の蓄積や心身の健康状態の把握、就業上の措置に関する意見等、健康障害防止のための保健指導を行います。【職員課】
職員メンタルヘルス支援事業	市民の相談に応じる職員等を対象に、必要時、公認心理師等メンタルヘルスの専門職による面談等を実施し、心身面の健康の保持増進を図ります。【職員課】
教職員ストレスチェックに関する事務	学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止を図ります。【学校教育課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
市民向けゲートキーパー養成講座の開催回数	年1回以上	年2回以上	第1次計画の目標値を変更して実施
市民向けゲートキーパー養成講座の受講者数	延1,240人 (平成25年度～令和5年度)	延1,650人	約80人/年を目標に受講者数を増やしていく。 参考:令和元年度～5年度の平均受講者数67人/年
市職員向けゲートキーパー養成講座の受講者数	延153人 (令和元年度～令和5年度)	延400人	約50人/年を目標に受講者数を増やしていく。 参考:令和元年度～5年度の平均受講者数38.3人/年

基本施策3 市民への普及啓発

自殺に追い込まれる事態は誰にでも起こり得ることでありながら、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくいのが現状です。自殺やうつなどに対する正しい認識が得られるとともに、危機に直面した場合に相談窓口や専門機関、周囲の人に援助を求めることができる環境を整備することが求められます。自殺に対する正しい認識の普及を図るため、自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動を実施するとともに、各種講座等の機会を活用した自殺予防に関する内容の普及啓発を図ります。また、健康問題、家庭問題、経済問題など様々な悩みを抱える人が適切な支援を受けることのできるよう、各種相談窓口について広く周知していきます。

■施策の方向

(1)こころの健康づくり・生きる支援についての知識・情報の普及啓発

◆こころの健康づくりについての正しい知識や、悩み・ストレスへの対処法、市内外の様々な相談窓口等の情報について、市広報誌やパンフレット・ポスター、カード等の作成・配布による周知啓発を行います。

取組	取組内容【担当課・団体】
自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動の推進	自殺予防週間(9月10日～16日)、自殺対策強化月間(3月)に合わせ、市役所へのポスター掲示や特設コーナー設置、来庁者へのオリジナルポケットティッシュ配布による啓発を実施します。また、市広報誌を活用した啓発を実施します。 【健康づくり課】
こころの健康・自殺対策に関するチラシの配布	こころの健康や自殺予防対策の基本認識について市民一人ひとりの理解が深まるよう、チラシを作成し、各所に配架します。【健康づくり課】
相談窓口周知啓発オリジナルメッセージカードの作成・配布	浦添市こころの健康相談窓口や厚生労働省各種相談窓口の周知、こころの健康セルフチェックに関する内容を盛り込んだメッセージカードを作成し、各所に配架します。【健康づくり課】
相談窓口一覧カードの作成・配布	様々な悩みに対応する市内の相談窓口に関する情報をまとめたカードを作成し、各所に配架します。【健康づくり課】

(2)各種講座・講演会・イベント等の開催を通じた普及啓発

◆市内で開催する各種講座・講演会・イベント等の内容として自殺対策及びこれらの自殺に関連のあるテーマを扱うことで、自殺予防についての普及啓発を行います。

取組	取組内容【担当課・団体】
こころの健康講演会	精神疾患や抗精神病薬、アルコール依存などの内容を扱う講演会を市民向けに開催し、精神保健についての理解促進及び誤解や偏見の解消を図ります。 【健康づくり課】

まちづくりふれあい 出前講座 (こころの健康)	市民や団体等の要請に対し、職員が地域に出向いて講座を実施し、自殺対策や精神保健に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。【健康づくり課】
男女共同参画 に関する講座	市民向け男女共同参画講座をととして、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や男性の家事・育児・介護等への参加を促し、性別に関わらず誰もが能力を発揮できる環境づくりを推進します。【市民協働・男女共同参画課】
「レインボー都市 うらそえ宣言」及び 「浦添市性の多様性を 尊重する社会を実現 するための条例」 に基づく施策	性の多様性の尊重について理解の促進を図るための施策を推進し、人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取り扱いを受けることなく生きることができるとする社会の実現を目指します。【市民協働・男女共同参画課】
あらゆる暴力の防止 に向けた意識啓発	DVをはじめ、デートDV、あらゆる暴力(性犯罪・性暴力、ストーカー等)また、子ども、若年層に対する性的な暴力の防止に向けた予防教育・意識啓発を進めます。【市民協働・男女共同参画課】

(3)メディアを活用した啓発活動

◆地元のテレビ・ラジオや市のホームページ・SNS等を活用した啓発活動を通して、より広範囲への情報提供・周知啓発を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
広報等による 情報発信	市広報誌やホームページ、市公式 SNS、テレビ・ラジオなどの多様なメディアを活用して、自殺対策に関する情報の発信・周知・啓発を実施します。 【国際交流課、健康づくり課】
市公式 LINE を活用した自動返信 による相談案内	市公式 LINE へのこころの健康に関する書き込みに対し、自動返信にて関連する相談窓口の案内を行い、適切な支援につながるよう支援します。 【国際交流課、健康づくり課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
自殺予防週間/ 自殺対策強化月間について 聞いたことがある人の割合	13.9%* / 10.9%*	どちらも 30%以上	市民のおよそ3人に1人が 聞いたことがあるように することを目標とする
ゲートキーパーを 知っている人の割合	10.9%*	20%以上	市民の5人に1人が知って いるようにすることを 目標とする
こころの健康講演会の 開催回数	年1回以上	年1回以上	継続実施

*令和6年度「浦添市こころの健康に関するアンケート調査」より算出

基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺の要因となり得る事象は、家族関係の不和や子育て・介護等の家族問題、仕事の悩みや職場の人間関係等の勤務問題、心身の悩みや病気等の健康問題、失業・生活困窮等の経済問題など多岐に渡ります。すべての市民が生きることを支えるためには、悩みを直接相談できる窓口や居場所づくりなど、問題を抱えた人への個別支援を実践できる体制を整備することが必要不可欠となります。浦添市においては、様々な分野における相談体制の充実と相談窓口に関する情報の発信、孤立のリスクを抱える人への居場所づくり、ハイリスク層とされる自殺未遂者・自死遺族等への支援等を充実させることで、自殺対策において求められる「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組を広く実践していきます。目標については、ポピュレーション及びハイリスクの両面から効果的にアプローチできる取組を設定します。

■施策の方向

(1)相談体制の充実と相談窓口情報・支援策の発信

- ◆市民が抱える様々な悩みを受け止め、適切な支援へとつなげるため、経済、法律、労働、障がい、性的マイノリティ、人権問題等各種相談窓口の充実を図ります。
- ◆市内外の相談窓口に係る情報について、各種媒体を用いて周知します。

取組	取組内容【担当課・団体】
こころの健康相談	当事者の心身の不調及び家族が抱える各種問題に対し、保健師等が訪問・来所・電話対応による相談支援を行います。【健康づくり課】
生活や仕事での悩みごと相談事業	失業、ひきこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気・介護、障がいなどの課題解決方法について相談者とともに考えます。また、自殺に関連した研修会等への参加および関係機関との連携を図ります。 【保護課、包括支援体制準備室、てだこ未来】
市民相談事業	健康問題・経済問題・家庭問題等の様々な相談を受け止め、地域の相談機関や弁護士・司法書士、消費生活相談員等へつなぎます。【市民生活課】
無料法律相談	経済問題を抱える人の自殺防止を図るため、失業・倒産・多重債務等の問題の専門家である弁護士等による法律相談を実施します。【市民生活課】
消費生活相談事業	商品やサービスなどの消費生活に関する相談をきっかけに、他の課題を把握し、関係機関へつなぎます。【市民生活課】
納付相談	病気や失業等のやむを得ない理由で納付が困難な市民の生活状況等を聞き取り、納付方法等の相談を行うとともに、必要に応じて支援機関等への案内を行うことで、自殺諸要因の早期解消につなげます。【納税課、国民健康保険課】
高齢者の権利擁護業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待の対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の業務を行い、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援を実施します。 【いきいき高齢支援課、地域包括支援センター】

労働等に関する 相談機関の紹介	労働・就職に関する相談に対応するため、専門の相談員による労働相談窓口の情報提供を行います。【産業振興課】
勤労者のこころの相談	労働者本人やその家族、会社関係者からのこころの健康に関する相談に対応するため、専門の相談員による相談窓口の情報提供を行います。【産業振興課】
労働相談事業	労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るため、高度な知識を持つ専門家による労働相談につなげたり、国や他の労働に関する機関を紹介したりすることにより、相談者の課題解決を図ります。【産業振興課】
障がい者の 権利擁護業務	成年後見制度の利用促進、障害者虐待の対応、障害者差別解消法に関する対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の業務を行い、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう支援を実施します。【障がい福祉課】
基幹相談支援センター の業務	相談支援の拠点として総合的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図ります。【障がい福祉課、基幹相談支援センター】
障害者相談 支援事業	来所面談・電話相談・自宅などへの訪問等を行い、様々な問題に対応するために障がい者や家族の相談に応じ、支援を行います。【障がい福祉課、委託相談支援事業所】
犯罪被害者等相談	犯罪による被害を受けた方やその家族、遺族に対し、必要な支援機関へつなげるよう努めます。【市民生活課】
LGBTQ+ 電話相談	日常生活において様々な悩みを抱えた性的マイノリティー(少数者)の方々や、その関係者からの電話相談支援を行います。【市民協働・男女共同参画課】
母子保健相談	妊娠・出産に不安を抱える妊産婦や、発育や発達・育児等に関する保護者の相談に対応し、適切な助言を行います。【こども家庭課】
民生委員・児童委員に よる地域における 相談・支援	地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員による相談支援等を行い、必要に応じて適切な行政窓口へつなげます。【福祉総務課、民生委員・児童委員】
地域見守り ネットワーク事業	見守り協力団体(各団体又は企業等)による気になる地域住民への見守り・安否確認・声かけ等の対応を行うことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と必要な支援の推進を図ります。【福祉総務課】
高齢者への 総合相談事業	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように、健康・介護・福祉等の相談を受け、さまざまな面から、総合的な支援を行います。 高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、地域のネットワークの構築に努めます。 【いきいき高齢支援課、地域包括支援センター】

(2)居場所づくりの推進

- ◆健康問題や障がい、ひきこもり等の様々な理由により孤立のリスクがある人を対象とした居場所を提供するとともに、その居場所について周知していきます。
- ◆孤立のリスクを抱える人の家族に対して、それぞれのケースに応じた支援を図ります。

●基本施策4 生きることの促進要因への支援

取組	取組内容【担当課・団体】
日中一時支援事業	障がい者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行います。【障がい福祉課】
サン・アビリティーズ うらそえ指定管理 運営事業	心身障がい者に対して、研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供することにより、障がい者の自立や社会参加を促進します。【障がい福祉課】
精神障がい者家族会 (あおぞら家族会) 事務局の案内	精神障がいのある方の家族が地域とのつながりを持つことができるよう、家族同士が集い、交流できる場の案内・情報提供を行います。【健康づくり課】
断酒会の案内	アルコール依存症に関連する問題に悩む当事者や家族に対して、同じアルコールに苦しむ人々が集まり、集団治療の場として互いに助け合う断酒会の案内・情報提供を行います。【健康づくり課】
なかまクラブ事業	精神疾患における病状不安定・治療中断がないが、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態の市民に対し、安全な出会いとコミュニケーションの機会・場を提供し、人間関係の経験や自己肯定感の獲得、社会参加への関心を育みこころの健康づくり及び精神保健の向上を図ります。【健康づくり課】
生きがい施策 (老人クラブへの 活動助成)	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)が各地で行う活動に対し、助成・支援を行うことで、高齢者の生きがいづくりを推進します。【いきいき高齢支援課】
老人福祉施設 運営事業	高齢者が生きがいを見出すきっかけの場づくりを行います。 【いきいき高齢支援課】
生きがいと 健康づくり関連事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施します。 【いきいき高齢支援課】
子育て支援事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談や仲間づくりをできる場の提供を通じて、育児負担の軽減を図ります。【こども未来課】
多胎ピアサポート事業	多胎乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談や仲間づくりをできる場の提供を通じて、育児負担の軽減を図ります。【こども家庭課】
子どもの生活、 学習等支援事業	ひとり親家庭等の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図るとともに、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援します。【こども家庭課】
子どもの貧困 緊急対策事業	学校や家でもなく、こどもたちが安心して過ごすことができる居場所作りを行います。【こども家庭課】

(3)心身の健康づくりの推進

- ◆健康問題は自殺の要因となる割合が最も高いことから、定期的な健診(検診)の受診を勧奨するとともに、健康教育・健康指導の場を通じた発症予防・早期発見・重症化予防に努めます。
- ◆こころの健康相談を通じて過度の精神的ストレス状態や精神疾患等の早期発見に努めます。

取組	取組内容【担当課・団体】
各種健(検)診 基本健診	疾病等の早期発見、早期治療の推進のため、特定健診・がん検診・歯周病検診等の各種健(検)診を実施します。【健康づくり課】
保健指導	生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防のため、健康の保持・増進について助言などを行うことで、心身ともに健康でいられるよう支援します。生活習慣病がありながら経済的困窮や精神疾患等から適切な医療受診が難しい方に対し、治療し健康状態を改善できるよう関係機関と協力して支援します。【健康づくり課】
健康教育・健康相談	地域の公民館等の通いの場にて生活習慣病の重症化予防やフレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施し、高齢者の健康の維持・増進を図るとともに、健康や介護予防に関する知識の普及・啓発を図ります。【健康づくり課、いきいき高齢支援課】
重複頻回多受診者 訪問指導	重複受診及び頻回受診、多剤服薬等の国民健康保険被保険者に対して保健指導を行い、被保険者の健康保持と疾病の早期回復を目指すとともに、医療給付の適正化を図ります。【健康づくり課】
こころの健康講演会 【基3-(2)再掲】	こころの健康に関する知識の普及啓発を通して市民のこころの健康づくりの実践や、市民のセルフコントロール力の向上を図り、精神障害及び精神障がい者への一層の理解及び誤解や偏見の解消による精神保健の向上と自殺対策の推進を図ります。【健康づくり課】

(4)その他生きることの促進要因を増やす取組の充実

- ◆性的マイノリティに関する正しい理解を広く市民に周知します。
- ◆人権問題を抱える人や自然災害による被害を受けた人等に対する心身のケアを図ります。
- ◆生活上の悩みや問題を抱えた外国籍住民が、安全・安心に暮らせるよう支援します。

取組	取組内容【担当課・団体】
犯罪被害者等相談 【基4-(1)再掲】	犯罪による被害を受けた方やその家族、遺族に対し、必要な支援機関へつなげるよう努めます。【市民生活課】
被災者の心身のケア	自然災害等によって大きな被害を受けた市民に対し、保健師による心身の健康相談とこころのケアを行います。【健康づくり課】
外国人の窓口補助 及び情報提供	外国青年(国際交流員)による市役所窓口手続きの補助や各種案内等の英訳による生活面の支援、広報誌(電子版)の多言語配信による情報提供を推進します。【国際交流課】

●基本施策4 生きることの促進要因への支援

<p>各種国際交流事業</p>	<p>独立行政法人国際協力機構沖縄センター(JICA)や浦添市国際交流協会等の団体との連携により、国際感覚を持った人材を育成し地域の活性化を図ります。 【国際交流課】</p>
<p>「レインボー都市 うらそえ宣言」及び 「浦添市性の多様性を 尊重する社会を実現 するための条例」 に基づく施策 【基3-(2)再掲】</p>	<p>性の多様性の尊重について理解の促進を図るための施策を推進し、人が人として尊重され、性別等による偏見及び差別的取り扱いを受けることなく生きることができる社会の実現を目指します。【市民協働・男女共同参画課】</p>

(5)自殺未遂者への支援

- ◆自殺未遂者は再度の自殺企図のおそれがあり自殺のリスクが高いとされることから、県との協力のもと、救急病院や精神科など医療機関との連携を図り、本人や家族に対し適切な医療・相談支援ができる体制の構築に努めます。
- ◆自殺対策推進専門部会において、浦添警察署や浦添消防署と連携を図り、自殺未遂者への支援についての体制構築を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
<p>救急搬送された 自殺未遂者への対応</p>	<p>救急搬送された自殺未遂者への医療ケア及びその後の個別支援、医療機関や行政との連携を図ります。 【浦添総合病院、牧港中央病院、同仁病院、平安病院、精神科救急医療情報センター】</p>
<p>警察安全相談</p>	<p>24時間体制でさまざまな悩みを抱える者からの相談を受理し、保護等一時的な対応をするとともに、関係機関への情報提供や引継ぎなどを通して、連携に努めます。【浦添警察署】</p>
<p>自傷行為における 救急対応</p>	<p>情報把握及び関係機関との連携を図ることにより、必要な支援につながるよう努めます。【警防課】</p>

(6)自死遺族への支援

- ◆自死により遺された人等に対して、沖縄県自死遺族の「分かち合いの会」を紹介するとともに、「分かち合いの会」の行う活動を支援します。
- ◆ヤングケアラーとならざるを得ない遺児に対し、心理的サポートに加え、適切な支援が受けられるよう、情報の周知や支援の強化を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
自死遺族交流会「分かち合いの会」	自死により身近な人を失った経験をした自死遺族に対し、同じ体験を持つ人と安心して気持ちを語り合うことのできる自死遺族交流会「分かち合いの会」を紹介し、こころのケアや支援を行います。【関係各課】 市広報紙やホームページへ「分かち合いの会」に関する情報を掲載し、自死遺族への情報提供に努めます。【健康づくり課】
ヤングケアラーへの支援の充実	通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの世話や介護を日常的に行っている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援に向けた相談支援体制の構築に努めるとともに、市内の児童生徒における情報把握を図ります。【各学校、学校教育課、子ども家庭課、障がい福祉課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
浦添市こころの健康相談を知っている人の割合	19.6%*	30%以上	市民のおよそ3人に1人が知っているようにすることを目標とする
地域の相談機関を知っている人の割合	64.8%*	80%以上	市民の8割がいずれかの相談機関を知っているようにすることを目標とする

*令和6年度「浦添市こころの健康に関するアンケート調査」より算出

基本施策5 児童生徒の SOS の出し方に関する教育の推進

児童生徒を取り巻く環境は、常に変化しています。昨今では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、児童生徒自身のみでなく、その家庭環境も複雑化・多様化しています。その生活環境・家庭環境により居場所を失うこともや、自分自身では対応・解決できないような大きな問題に直面することも今後増えることが予想されます。その際に求められるのが、児童生徒自身で問題を抱え込むことなく、信頼できる身近な大人に相談できるようになる能力です。浦添市においては、児童生徒が困難・ストレスに直面した際の適切な対処方法を学ぶこと、信頼できる大人に助けを求めることができるようになることを目的とした「SOS の出し方に関する教育」を実施します。

■施策の方向

(1) SOS の出し方に関する教育の推進

- ◆児童生徒が直面している悩み・ストレスや今後起こり得る課題に対応できるよう、身近にいる信頼できる大人に助けを求めることができるようになるための「SOS の出し方に関する教育」を、学校教育において実施します。
- ◆市内全体で「SOS の出し方に関する教育」を推進できるよう、学校教育課と各学校との連携を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
若年層対策事業	<p>様々な悩み・困難・ストレスに直面したとき、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助希求行動ができるよう、健康づくり副読本「こころのタネ」などのわかりやすい情報資材を活用し、自殺予防の普及啓発に努めます。</p> <p>【健康づくり課、学校教育課、こども青少年課】</p>
授業改善の推進	<p>児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行います。学校において、命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。【学校教育課】</p>
いじめ防止対策に関する事務	<p>各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。【学校教育課】</p>
教育相談室 くくむい運営	<p>こどもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、臨床心理士や教育相談員が対面または電話による相談支援を行います。【こども青少年課】</p>
若年層に対する 暴力の防止に向けた 意識啓発	<p>市内5中学校の1年生を対象に、思春期という時期を知り、その中での安心安全な関係にするためのヒントを学び、デートDVを予防する講座を実施する。</p> <p>【市民協働・男女共同参画課】</p>

(2)教職員や保護者に対する普及啓発

- ◆児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や保護者に対し、こどもが SOS を出しやすい環境を整えることの重要性や大人がこどもの SOS を察知して、適切な支援へつなげることの必要性について、理解を促します。

取組	取組内容【担当課・団体】
教職員向け 啓発ちらしの配布	児童生徒が悩みや不安を抱え込まず、周囲に打ち明けることのできる環境を整備するため、市内教職員を対象に自殺予防のための資材を配布し、普及啓発に努めます。【学校教育課、健康づくり課】
保護者向け 啓発ちらしの配布	思春期特有の SOS サインのとらえ方や保護者自身の相談先等について周知します。【学校教育課、健康づくり課】
教職員・研修関係事務	生徒指導関連の研修で、健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、児童生徒が自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につける等、自殺対策やSOSの出し方に関する内容を盛り込みます。【学校教育課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
市内全小・中学校における SOS の出し方に関する 教職員への研修会	年1回以上	年1回以上	第1次計画の 目標値を継続

第5章

重点施策

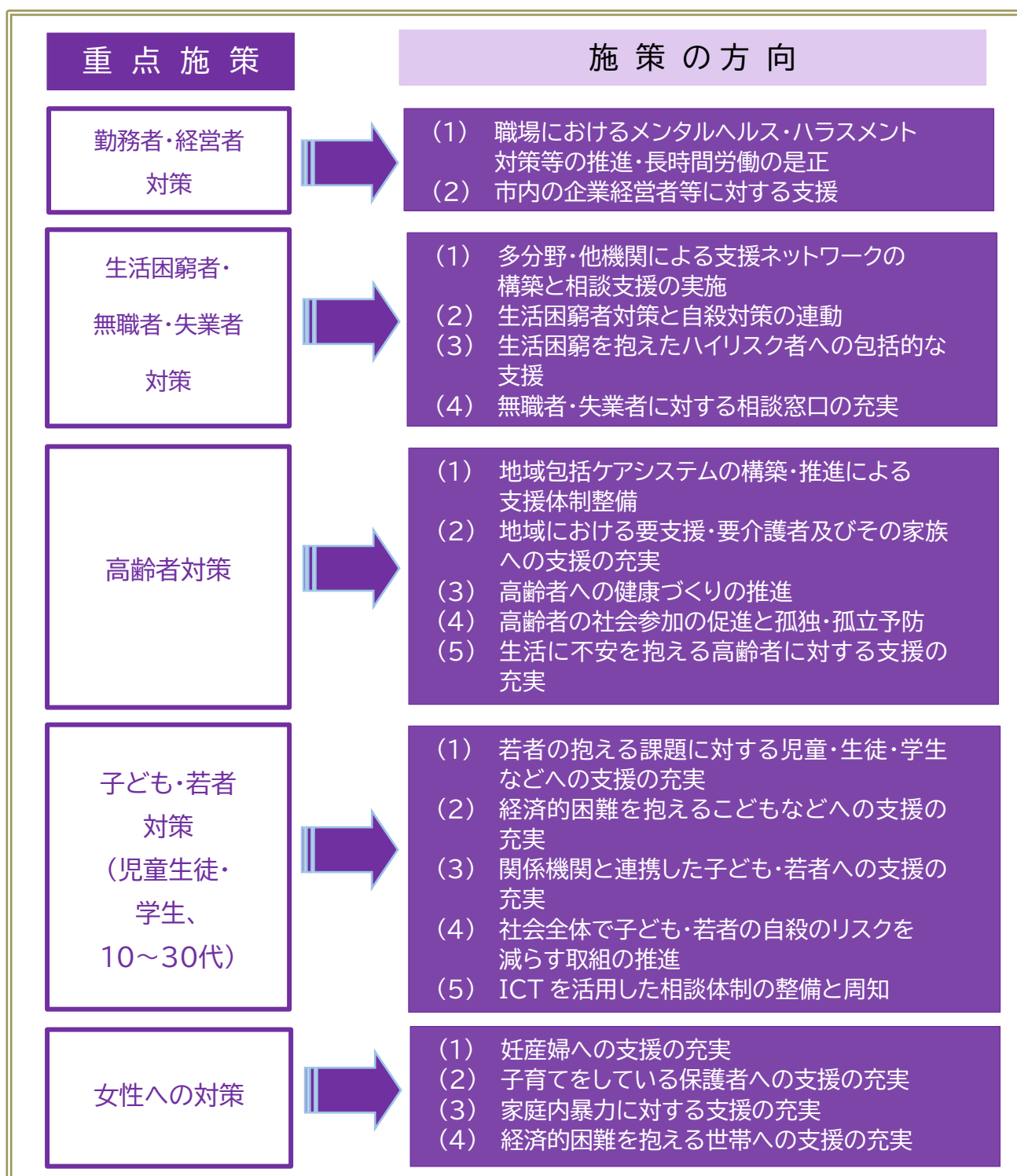


- 重点施策 1** 勤務者・経営者対策
- 重点施策 2** 生活困窮者・無職者・失業者対策
- 重点施策 3** 高齢者対策
- 重点施策 4** 子ども・若者対策（児童生徒・学生、10～30代）
- 重点施策 5** 女性への対策



第5章 重点施策

重点施策は、「地域自殺実態プロファイル」において、各自治体が特に力を入れて支援策を推進すべき支援群に対する施策であり、浦添市では「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」「子ども・若者」「女性」の5項目が該当しています。これらの支援群に対する施策を充実させ、支援に取り組むものとしします。



重点施策1 勤務者・経営者対策

労働者や経営者は、過重労働、職場の人間関係、経営不振、社会情勢等、様々な要因で悩みを抱え、心身の健康を損ないやすいとされています。近年では、被雇用者の職場におけるパワーハラスメントや長時間労働が原因となる自殺の発生もあり、自殺リスクを生まない職場環境の整備が求められています。また、職場での勤務問題をはじめとし、それに伴う家庭の不和、生活困窮などが引き起こされた結果、自殺のリスクが高まってしまうという実態もあります。浦添市においては、職場におけるメンタルヘルス対策や長時間労働・ハラスメント対策、働き盛り世代の人の健康的な生活習慣の定着、企業経営に関する相談支援等を推進します。

■施策の方向

(1)職場におけるメンタルヘルス・ハラスメント対策等の推進・長時間労働の是正

- ◆職場の環境改善等に向けた取り組みについて、周知啓発を図ります。
- ◆セミナーや研修会等の実施を通して、「働き方改革関連法」をはじめとする関連法制度の周知を図り、長時間労働の是正・改善を促進します。
- ◆市内企業、労働組合等に向けて、職場における心身の健康管理等に関する講座を開催します。
- ◆労働者本人やその家族などの抱える悩み等に対応する相談支援に努めます。
- ◆市が庁内の職場環境改善に向けて率先して取り組み、市内企業における自殺のリスクを生まない職場環境づくりを促進します。

取組	取組内容【担当課・団体】
労働等に関する相談機関の紹介 【基4-(1)再掲】	労働・就職に関する相談に対応するため、専門の相談員による労働相談窓口の情報提供を行います。【産業振興課】
ワーク・ライフ・バランスについての周知啓発	ワーク・ライフ・バランスについての情報発信を行います。 【産業振興課、市民協働・男女共同参画課】
じぶんはたらき方講座 男女共同参画に関する講座	関係機関が実施する、子育てをしながら、自分らしく働くことを学ぶ講座等について情報発信を行い、ワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。 【産業振興課、市民協働・男女共同参画課】
働き方改革、ハラスメント防止に関する周知や相談機関の紹介	市内企業に対し、パンフレットの配布等を通じて、働き方改革の適正実施や様々なハラスメントの防止に関する周知、啓発を行うとともに、相談機関について情報提供を行います。【産業振興課、市民協働・男女共同参画課】
勤労者のこころの相談 【基4-(1)再掲】	労働者本人やその家族、会社関係者からのこころの健康に関する相談に対応するため、専門の相談員による相談窓口の情報提供を行います。【産業振興課】

●重点施策1 勤務者・経営者対策

労働相談事業 【基 4-(1)再掲】	労使関係の安定と適正な労働条件の確保を図るため、高度な知識を持つ専門家による労働相談につなげたり、国や他の労働に関する機関を紹介したりすることにより、相談者の課題解決を図ります。【産業振興課】
メンタルヘルス研修 【基 2-(3)再掲】	職員を対象にストレス等による心身の変化に対する気づきや対応、こころの健康づくりに関する内容の研修を実施します。【職員課】
多様な人材が働きやすい職場づくりに関する取組の周知	市内事業所の働きやすい職場づくりに関する取り組みを市のホームページ等で公開し周知することで、事業所の職場環境改善に向けた主体的な取り組みを促します。【市民協働・男女共同参画課】
長時間労働該当者への面接指導 【基 2-(3)再掲】	長時間労働に該当する職員に対し、産業医面談を実施し、疲労の蓄積や心身の健康状態の把握、就業上の措置に関する意見等、健康障害防止のための保健指導を行う。【職員課】

(2)市内の企業経営者等に対する支援

◆商工会議所等の関係機関と連携しながら、市内の個人事業主・中小企業の経営者等を対象とした、経営に関する相談事に対応する体制の整備を図ります。

◆事業経営に必要とする各種補助金による支援や融資制度の周知を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
商工相談	商工会議所経営支援員ならびに専門相談員による法律、融資、税務、経営などの相談指導、関係機関との連携、情報提供を行い、経営全般に関する問題に対応するとともに、経営者や家族、後継者に対する幅広い問題に関する相談を行います。【産業振興課】
中小企業振興 資金融資	金融機関と連携し、融資の機会を通じて企業の経営状況や従業員等の現状を把握し、必要に応じて適切な相談窓口へつなぎます。【産業振興課】
まちづくりふれあい 出前講座 (こころの健康) 【基 3-(2)再掲】	市民や団体等の要請に対し、職員が地域に出向いて講座を実施し、自殺対策や精神保健に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。【健康づくり課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
勤務・経営者の自殺死亡率 (人口10万人対)	11.3*	7.3	計画全体の数値目標の減少幅に準拠して算出

*「地域自殺実態プロファイル【JSCP2024(2019年～2023年合計)】」をもとに算出

重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者対策

生活困窮の背景においては、多重債務、労働、ひきこもり、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障がい、発達障がい、精神疾患、介護等の多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが少なくありません。それらの要因により、必要な支援や補助等を受けることができず、自殺リスクを抱える人もいます。様々な要因に対し、適切な支援へとつなげ、社会的に孤立しないような環境を整えることが重要です。浦添市においては、生活困窮者自立相談支援窓口における相談対応に加え、金銭的支援に係る制度の適切な運用、多分野・他機関の連携による包括的な支援体制の構築を図ります。また、無職者・失業者についても、自立サポートセンター・てだこ未来をはじめとする支援機関と連携した相談支援を図ります。

■施策の方向

(1)多分野・他機関による支援ネットワークの構築と相談支援の実施

◆自立サポートセンター・てだこ未来等の関係機関と連携した相談支援を行います。

取組	取組内容【担当課・団体】
市民相談事業 【基4-(1)再掲】	健康問題・経済問題・家庭問題等の様々な相談を受け止め、地域の相談機関や弁護士・司法書士、消費生活相談員等へつなぎます。【市民生活課】
無料法律相談 【基4-(1)再掲】	経済問題を抱える人の自殺防止を図るため、失業・倒産・多重債務等の問題の専門家である弁護士等による法律相談を実施します。【市民生活課】
就労支援	ハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通して、就職を希望する生活困窮者等に対して支援を行います。【産業振興課】
浦添市居住支援協議会の設置検討	低額所得者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者の居住等支援の充実を図るため、市内の住宅関連事業者等との連携を進めていくとともに、居住等支援の検討の場となる浦添市居住支援協議会の設置を検討します。【建築営繕課】
生活や仕事での悩みごと相談事業 【基4-(1)再掲】	失業、ひきこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気・介護、障がいなどの課題解決方法について相談者とともに考えます。また、自殺に関連した研修会等への参加および関係機関との連携を図ります。 【保護課、包括支援体制準備室、てだこ未来】

(2)生活困窮者対策と自殺対策の連動

◆地域共生社会、生活困窮者自立支援制度、自殺対策の3施策の連動性を高めるため、自殺対策に係る様々な関係機関と緊密に連携しながら、地域住民の生きることへの包括的支援を図ります。

◆生活困窮者自立支援事業の適切な運用による個別支援を行います。

●重点施策2 生活困窮者・無職者・失業者対策

取組	取組内容【担当課・団体】
生活困窮者 自立支援事業	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業により、相談早期段階から様々な支援を提供していきます。また生活困窮者の抱えている課題を分析し、ニーズに応じた各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡・調整を図ります。 【包括支援体制準備室、てだこ未来】
生活困窮者 自立相談支援事業 (アウトリーチ支援)	生活困窮状態のある方の困りごと・悩みに関する相談に専門の支援員が対応し、適切な支援策の検討を図ります。アウトリーチを主体としたより丁寧な支援を図ります。【包括支援体制準備室、てだこ未来】

(3)生活困窮を抱えたハイリスク者への包括的な支援

◆生活困窮状態にある人の抱える課題は多岐に渡ることから、住居の確保や就労支援、学習支援等のそれぞれの事案に応じた経済的援助・個別支援を行います。

取組	取組内容【担当課・団体】
生活保護施行 に関する事務	生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行うことで、生活の安定と自立を支援します。また、生活保護の背景にある状況・課題の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなげます。【保護課】
路上生活者 に対する事務	公共施設などの定期巡回を通して路上生活者に関する定期的な状況把握を行うとともに、適切な支援先へつなぎます。【包括支援体制準備室、てだこ未来】
生活福祉資金 貸付事業	低所得世帯や障がいのある人、高齢者世帯等に対し、生活に必要な資金の貸与を行うことで、経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ります。 【浦添市社会福祉協議会】
住居確保給付金事業	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失またはそのおそれのある方を対象に家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労機会の確保に向けた支援を提供します。 【包括支援体制準備室、てだこ未来】
一時生活支援事業	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所と食事を提供します。また、安定した生活が営めるように就労機会の確保に向けた支援を行い、自立促進を図ります。【包括支援体制準備室、てだこ未来】
就労準備支援事業	雇用による就労が著しく困難な生活困窮者を対象に、最長1年間、計画的かつ集中的なプランに基づいて一般就労に必要な基礎能力の形成を支援し、就労促進を図ります。【保護課、包括支援体制準備室、てだこ未来】
生活保護受給者等 就労自立促進事業	生活困窮者や児童扶養手当受給者を対象とした就労支援について、浦添市福祉事務所と那覇公共職業安定所との間で締結した協定に基づき、就職支援ナビゲーターや関係機関と連携しながら求職活動支援を行います。 【保護課、包括支援体制準備室、てだこ未来】

被保護者 就労支援事業	現に生活保護を受けている者の自立支援・就労支援を図るため、福祉事務所に就労支援員を配置するとともに、ハローワークとの連携による就労支援を行います。【保護課】
子どもの学習 支援事業	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を行います。【子ども家庭課】

(4)無職者・失業者に対する相談窓口の充実

- ◆各種雇用対策を推進するとともに、自立サポートセンター・てだこ未来や浦添市ふるさとハローワーク等の関係機関窓口におけるきめ細やかな相談支援を実施します。
- ◆失業によって生じる悩みや生活上の問題に対応する相談支援を充実させ、包括的な支援につなげます。

取組	取組内容【担当課・団体】
生活困窮者等への 就労支援	家庭や健康面・経済面・人間関係等の様々な問題を抱えている生活困窮者に対し、てだこ未来と連携して、就労支援を行います。 【保護課、就労支援コーナーてだこ、産業振興課】
専門家による こころの健康相談	就職に対する様々な悩みや心理的不安を抱える方を対象に、相談機関について情報提供を行います。【産業振興課】

■目標

指標		現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
無職者・失業者の自殺死亡率 (人口10万人対)		36.5*	23.7	計画全体の数値目標の減少幅に準拠して算出
生活保護受給者等 就労自立促進事業 による就職者数	生活保護受給者	31人/年 (令和5年)	45人/年	生活保護受給者等就労自立促進事業の運用に定められた目標人数を各事業の実績に応じて設定する
	生活困窮者 (てだこ未来)	63人/年 (令和5年)	45人/年	生活保護受給者等就労自立促進事業の運用に定められた目標人数を各事業の実績に応じて設定する

*「地域自殺実態プロフィール【JSCP2024(2019年～2023年合計)】」をもとに算出

重点施策3 高齢者対策

周辺の人々とのつながりの希薄化や健康問題等により、閉じこもりや孤立・孤独状態に陥ることで自殺のリスクを抱える高齢者への支援が必要です。特に、高齢者は、配偶者を含め、家族や親族との死別、離別などをきっかけに孤立・孤独状態になることが多くなる傾向にあります。また、介護に関する悩みにより、高齢者を含む家庭全体が心身ともに疲弊してしまう、いわゆる「8050問題」などもリスクの一つとしてあげられるため、介護者などの支援者も含めた自殺対策が必要です。地域包括ケアシステムの構築に伴う高齢者の暮らし・介護に関する課題に一体的に対応する体制の構築や、一般介護予防事業・健康づくり事業の推進を通じた高齢者の健康づくり、孤立・孤独の予防につながる社会参加機会の充実等に取り組めます。

■施策の方向

(1)地域包括ケアシステムの構築・推進による支援体制整備

- ◆住まい・医療・介護・予防・生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築・推進を通して、生活上の課題を抱える高齢者への生きることの包括的支援を推進します。
- ◆生活上の支援を必要とする高齢者、医療・介護に関する課題を抱える高齢者、認知症高齢者等の暮らしを支える取組を推進します。

取組	取組内容【担当課・団体】
認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の本人とその家族等への相談支援や地域における支援体制を構築するとともに、医療・介護等の有機的な連携を推進します。【いきいき高齢支援課】
高齢者地域包括支援連絡協議会	民生委員等の関係機関で構成する高齢者の権利擁護を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図ります。【いきいき高齢支援課】

(2)地域における要支援・要介護者及びその家族への支援の充実

- ◆地域における要支援・要介護者、認知症高齢者等の支援を必要とする高齢者及びその家族を対象とした相談・指導等の支援策を充実させます。

取組	取組内容【担当課・団体】
認知症初期集中支援推進事業	認知症の疑いのある方(認知症と診断された方)やその家族に対して家庭訪問等を行い、困りごと等について早期対応、早期支援を行います。 【いきいき高齢支援課】
生活支援体制整備事業	支援を必要とする高齢者に対して多様な生活支援サービスが提供される体制を整備するため、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置します。また、地域における資源や課題の情報共有・協議を行う場としての協議体を設置し、情報共有・連携強化を図ります。【いきいき高齢支援課】

家族介護者のつどい	<p>家族の介護をしている方等を対象とした介護相談への対応や介護者同士の交流機会の提供を通して、介護をしている方の負担軽減を図ります。</p> <p>【いきいき高齢支援課】</p>
認知症カフェ	<p>認知症の人やその家族、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設し、気分転換や情報交換のできる機会を提供します。【いきいき高齢支援課】</p>
認知症高齢者等 見守りSOS ネットワーク事業	<p>認知症高齢者等が行方不明となった場合、地域の協力を得て早期に発見できるよう関係機関等との支援体制を構築し、認知症高齢者等の見守り及び生命・身体の安全並びに家族等への支援を図ります。【いきいき高齢支援課】</p>

(3)高齢者への健康づくりの推進

- ◆健康増進や介護予防、認知症予防等に資する取組を地域と協働して推進し、高齢者の心身の健康リスクの低減を図ります。
- ◆高齢者は慢性的疾患を抱えることが多く、継続的な身体的苦痛を生じやすくなることから、自殺の要因として「健康問題」の占める割合が最も高くなっています。定期的な健診(検診)の受診勧奨を実施するとともに健康教育・健康相談の充実等により、高齢者の健康不安の解消に努めます。

取組	取組内容【担当課・団体】
<p>各種健(検)診 基本健診 【基4-(3)再掲】</p>	<p>疾病等の早期発見、早期治療の推進のため、特定健診・がん検診・歯周病検診等の各種健(検)診を実施します。【健康づくり課】</p>
<p>保健指導 【基4-(3)再掲】</p>	<p>生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防のため、健康の保持・増進について助言などを行うことで、心身ともに健康でいられるよう支援します。生活習慣病がありながら経済的困窮や精神疾患等から適切な医療受診が難しい方に対し、健康状態を改善できるよう関係機関と協力して支援します。【健康づくり課】</p>
<p>後期高齢者への 個別保健指導</p>	<p>長寿健診の結果等をもとに、低栄養や生活習慣病、フレイル等の重症化リスクのある対象者に対し、保健指導を行います。また、対象者の状態に応じて医療の受診勧奨や介護予防事業等の利用勧奨など、必要なサービスへつなげる取組みを実施します。【健康づくり課】</p>
<p>健康教育・健康相談 【基4-(3)再掲】</p>	<p>地域の公民館等の通いの場にて生活習慣病の重症化予防やフレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施し、高齢者の健康の維持・増進を図るとともに、健康や介護予防に関する知識の普及・啓発を図ります。</p> <p>【健康づくり課、いきいき高齢支援課】</p>

●重点施策3 高齢者対策

(4)高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立予防

- ◆サロン事業や老人クラブの活動支援、就労機会の提供等を通して、高齢者の閉じこもり予防、生きがいづくりを推進します。
- ◆地域のひとり暮らし高齢者等の孤立・孤独を予防するとともに、地域での見守りにつながる取組を展開します。
- ◆高齢者に対して多方面からのアプローチを図り、社会参加を促します。

取組	取組内容【担当課・団体】
一般介護予防事業	自治会集会所や市内スポーツジム等において、介護予防教室を開催したり、住民主体で介護予防活動が実施できるよう支援します。【いきいき高齢支援課】
生きがいと健康づくり関連事業【基4-(2)再掲】	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進するとともに、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施します。【いきいき高齢支援課】
生きがい施策(老人クラブへの活動助成)【基4-(2)再掲】	老人クラブ(地域在住の60歳以上の住民が健康づくりや仲間づくりを目的に集まった団体)が各地で行う活動に対し、助成・支援を行うことで、高齢者の生きがいづくりを推進します。【いきいき高齢支援課】
高齢者の生きがいづくり就労支援	働く意欲のある高齢者の生きがいの充実と社会参加を促進するため、シルバー人材センター等と連携を図り、高齢者に相応しい地域に密着した就労機会の創出を図ります。【産業振興課】
民生委員運営事業	民生委員・児童委員が地域の見守り活動を行う際、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう民生委員・児童委員の活動支援を行います。【福祉総務課】
地域見守りネットワーク事業【基4-(1)再掲】	見守り協力団体(各団体又は企業等)による気になる地域住民への見守り・安否確認・声かけ等の対応を行うことで、問題を抱えた地域住民の早期発見と必要な支援の推進を図ります。【福祉総務課】
配食サービス事業	独居高齢者世帯及び高齢者のみ世帯を訪問して配食を提供するとともに、その安否を確認することにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図ります。【いきいき高齢支援課】

(5)生活に不安を抱える高齢者に対する支援の充実

◆高齢者への生活支援サービス提供や訪問・相談等を通して、支援を必要とする高齢者の地域生活を支えるとともに、見守り体制の構築を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
高齢者への総合相談事業 【基4-(1)再掲】	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活が続けられるように、健康・介護・福祉等の相談を受け、さまざまな面から、総合的な支援を行います。高齢者に対し必要な支援を把握するため、初期段階から継続して相談支援を行い、地域のネットワークの構築に努めます。【いきいき高齢支援課、地域包括支援センター】
高齢者外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者をリフト付き車両により通院時の送迎を行うことで外出支援を図ります。【いきいき高齢支援課】
緊急通報システム事業	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の福祉の増進を図ります。【いきいき高齢支援課】
高齢者の権利擁護業務 【基4-(1)再掲】	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待の対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の業務を行い、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう支援を行います。【いきいき高齢支援課、地域包括支援センター】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
高齢者の自殺死亡率 (人口10万人対)	15.8*	10.3	計画全体の数値目標の減少幅に準拠して算出

*「地域自殺実態プロファイル【JSCP2024(2019年～2023年合計)】」をもとに算出

●重点施策4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)

重点施策4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)

国や県において、児童生徒を含む10～30代の若者の自殺者が一定数いることが報告されています。その原因は学校に関連する問題や家庭問題、健康問題など様々です。児童生徒や若者が受ける強い心理的負担へ対処できる環境の整備が求められるのはもちろん、身近な人に相談できる環境をつくることで、将来への自殺リスクを低減させることにつながります。児童・生徒・学生、10～30代の若者に対する支援として、浦添市においては「SOS の出し方に関する教育」の実施に加えて、いじめの防止・早期対応や学校における相談体制の充実、こどもの居場所づくり、貧困対策、ヤングケアラー支援、若者の就労支援、青少年の健全な育成を図るための青少年対策事業等を推進していきます。

■施策の方向

(1)若者の抱える課題に対する児童・生徒・学生などへの支援の充実

- ◆児童・生徒・学生の抱える学校生活における悩み等に対応する、学校内外の相談支援体制の整備に努めます。
- ◆学校生活の悩みを抱える児童・生徒・学生等の学習・集団生活に対する個別支援を行います。
- ◆いじめや不登校の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関による情報共有や連携した取組を推進します。
- ◆いわゆるヤングケアラーなど、家庭生活における悩みを抱える児童・生徒・学生等に対する、学校内外の相談支援体制の整備に努めます。
- ◆こどもの心身の発達と人格形成に重大な影響を与える児童虐待事案に対して、発生予防から虐待を受けたこどもの自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、関係機関との連携や相談支援体制の強化を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
スクールカウンセラー・ スクールソーシャル ワーカー活用事業	心理の専門家であるスクールカウンセラーを活用し、児童生徒や保護者、教職員に対する教育相談活動を行うとともに、社会福祉等の専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。【こども青少年課】
学級満足度調査・ クラスづくりのための 総合質問用紙調査	市内全ての小・中学校において総合質問用紙を用いた調査を実施し、児童生徒の心理面や学級集団を客観的に把握することで、学級運営や授業の改善に役立てます。【学校教育課】
教育相談室 くくむい運営 【基5-(1)再掲】	こどもの教育上の悩みや心配事について、臨床心理士や教育相談員が対面または電話による相談支援を行います。【こども青少年課】
こども支援教室 いまあじ運営	学校へ登校することが困難な児童生徒に対し、集団に適應することができるようになるための支援や学習指導、教育相談、社会的な自立に向けての指導等のきめ細かな対応を行います。【こども青少年課】

●重点施策4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)

自立支援室 ひなた運営	あそび・非行・ひきこもり傾向にある児童生徒の受け入れを行い、居場所づくりや学校生活・社会生活適応の向上を促すため体験活動等の支援を行います。 【こども青少年課】
不登校等児童生徒 対策校内支援体制 づくり研修会	市内小中学校の教育相談担当教諭等が集まり、不登校対策の充実に向けて不登校対策の現状と課題や各学校の実践事例の共有、課題協議等を行います。 【こども青少年課】
青少年問題・いじめ 問題対策連絡協議会	小中学校校長や学識経験者、青少年関連機関や施設の職員など9人の委員によって構成される協議会において、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議を行います。【こども青少年課】
ヤングケアラー への支援の充実 【基4-(6)再掲】	通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、きょうだいなどの世話や介護を日常的に行っている18歳未満のこどもを指す「ヤングケアラー」の支援に向けた相談支援体制の構築に努めるとともに市内の児童生徒における状況把握を図ります。【各学校、学校教育課、こども家庭課、障がい福祉課】
思春期教育	助産師等を講師として市内中学校に派遣し、望まない妊娠や性被害等に関する指導や相談先情報の周知の充実を図ります。【こども家庭課】
要保護児童対策地域 協議会の運営	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等との情報交換・連携・協力や相談支援体制の強化を図ります。【こども家庭課】
教育の場における 性の多様性を尊重 する啓発の推進	セクシャリティに対する不安を感じ始める中学生を対象に、「性の多様性啓発講座」を実施し、性の多様性に関する理解を深め、自分らしさを認め合える環境整備を図ります。【市民協働・男女共同参画課】

(2)経済的困難を抱えるこどもなどへの支援の充実

- ◆経済的理由により就学・進学が困難な児童生徒の保護者に対し、負担軽減等による援助を行います。
- ◆子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭の保護者に対し、生活の安定と自立を図るための支援と制度の周知を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
就学援助と特別支援 教育就学奨励費 に関する事務	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の援助を行います。また、特別支援学級在籍児童生徒等の保護者に対し、就学奨励費を支給します。【学校教育課】
子どもの生活、 学習等支援事業 【基4-(2)再掲】	ひとり親家庭等の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図るとともに、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援します。【こども家庭課】

●重点施策4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)

助産施設入所事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産困難な妊産婦に対し、助産施設での出産に係る費用の一部を負担し、経済的負担を軽減します。 【こども家庭課】
児童扶養手当支給事務	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護する母、生計を同じくする父又は養育者に手当を支給し、生活の安定と自立を支援します。【こども家庭課】
母子及び父子家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。【こども家庭課】

(3)関係機関と連携した子ども・若者への支援の充実

◆子ども・若者が抱える悩みへの支援を充実させるため、県や関係団体と連携・協働して実施する支援策の充実を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
若年者の就労支援	地域若者サポートステーションと連携した若年者の就労相談支援を行います。 【産業振興課】
学校薬剤師	市内の小・中学校において、薬の適正使用や薬物乱用・オーバードーズ(OD)の危険性等についての啓発活動を行います。【学校教育課、沖縄県薬剤師会】

(4)社会全体で子ども・若者の自殺のリスクを減らす取組の推進

◆地域のコミュニティーや浦添市全体で、子ども・若者の健全育成を推進する取組を実施するとともに、心身ともに健やかな暮らしを見守る仕組みの構築を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
人権教育・道徳教育の推進	人権教育や道徳教育の要となる道徳科の授業を中心に、他者の気持ちや考えを自分事として捉え行動しようとする思いやりのこころの育成を図ります。 【学校教育課】
青少年巡回指導員事業	青少年巡回指導員は、学校や関係機関、関係団体と連携を密にし、巡回活動や環境浄化を推進することにより、不登校や非行の未然防止と早期発見、早期対応に努めます。【こども青少年課】

●重点施策4 子ども・若者対策(児童生徒・学生、10～30代)

(5)ICT を活用した相談体制の整備と周知

◆悩みを抱える児童生徒をより効果的に支援に繋げることができるよう、様々な媒体を活用した支援策を検討・実施し、アウトリーチの強化、周知を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
タブレット端末を活用した相談支援	児童生徒に1人1台配備されたタブレット端末を活用した、生活アンケート等を実施します。また、児童生徒が自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につけることができるよう、健康づくり副読本「こころのタネ」デジタルブックの情報を周知します。【学校教育課、健康づくり課】
SNS を活用した相談	国が実施している、LINE や Twitter などの SNS を活用した相談先の周知を図ります。【健康づくり課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
若年者の自殺死亡率 (人口10万人対)	13.3*	8.6	計画全体の数値目標の減少幅に準拠して算出

*「地域自殺実態プロファイル【JSCP2024(2019年～2023年合計)】」をもとに算出

重点施策5 女性への対策

女性は、家庭内において育児や介護等の役割を担うことが多く、コロナ禍以降の社会変化の影響により、孤立・孤独の状況に陥りやすくなりました。ステイホームにより家族不和や家庭内暴力(DV)等の家庭問題も顕在化しています。また男性に比べて非雇用労働者の割合が大きいことや離婚等により経済的問題を抱えやすくなります。

浦添市では、こども家庭センターを設置し、妊娠期から子育て期までのさまざまな悩み等に対して一体的な相談・支援ができる体制づくりを行う等、妊産婦支援をはじめとして、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえ、女性の自殺対策に取り組んでいきます。

■施策の方向

(1)妊産婦への支援の充実

- ◆課題を抱える妊産婦に対して、産後うつ等の防止や育児のストレス等の解消に向けた支援を行います。
- ◆心身の不調または育児不安等を抱える妊産婦に対して、早期に関係機関が連携・支援を図り、産後も安心して子育てができる支援体制を推進します。

取組	取組内容【担当課・団体】
母子保健相談 【基4-(1)再掲】	妊娠・出産に不安を抱える妊産婦や、発育や発達・育児等に関する保護者の相談に対応し、適切な助言を行います。【こども家庭課】
妊婦のための 支援給付交付金	妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦のための支援給付を実施し、妊婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行います。【こども家庭課】
利用者支援事業 (妊婦等包括相談 支援事業型)	妊婦・その配偶者等に対して面談を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。【こども家庭課】
親子(母子)健康手帳 の交付	産後うつ等の予防や早期発見・早期介入を図る観点から、妊娠届出時に保健師等の面接(相談支援サービス紹介等)を実施し、心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、その後の妊娠、出産、子育て期の切れ目ない支援充実に努めます。【こども家庭課】
マタニティスクール・ マタニティ講話	妊娠・出産・育児に対して必要な情報提供や、不安の解消を行うとともに、夫婦で協力して育児に取り組めるよう、マタニティスクールや心理士による講話を行います。【こども家庭課】
産後ケア事業	心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子に対し、助産師によるケアを実施します。【こども家庭課】
乳児家庭 全戸訪問事業	保健師・助産師等による訪問指導を通して、乳児のすこやかな発育・発達の確認、心身の状態確認等を通して、育児に関する悩み・不安の解消を図ります。【こども家庭課】

(2)子育てをしている保護者への支援の充実

- ◆子育てをしている保護者に対して、育児負担、育児ストレス解消に向けた支援を行います。
- ◆近年の社会的要因(少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化など)や、ひとり親家庭などにより、孤立した子育てを余儀なくされている家庭に対して、きめ細かな支援を図ります。
- ◆こどもの成長やリスクの程度などに合わせ、専門職がワンストップで対応する相談体制の仕組みづくり・実施を図ります。
- ◆子育て中の親子の交流や情報交換等の場を提供します。

取組	取組内容【担当課・団体】
ファミリーサポート事業	生後3ヶ月から小学6年生までの家庭を対象とした一時預かりなどの育児支援を通じて、地域における助け合いを促進します。【こども未来課】
多胎ピアサポート事業【基4-(2)再掲】	多胎乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談や仲間づくりをできる場の提供を通じて、育児負担の軽減を図ります。【こども家庭課】
子育て支援事業	就学前の児童と保護者同士が気軽に集まって情報交換や悩み相談、児童同士の交流等ができる場の提供を通して、育児負担の軽減を図ります。【こども未来課】
「子育て支援施設」の整備	こども園の子育て支援事業の推進、妊娠期から出産、育児期において切れ目のない子育て支援の連携強化に取り組んでいきます。【こども未来課】
地域子育て支援拠点事業 ていんさぐ	乳幼児のいる親子のかかわりや交流・情報交換や子育てに関する相談や子育て講座を実施します。また、地域の子育て支援施設の情報発信を行い、関係機関と連携を図ります。【こども未来課】
母子生活支援施設運営事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護するとともに、自立の促進のためにその生活支援を行います。【こども家庭課】
家庭児童相談室	こどもに関する様々な相談(児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等)について、家庭相談員が関係機関と連携して相談に応じます。【こども家庭課】
子育て世帯訪問支援事業	家事、育児に不安・負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぎます。【こども家庭課】

(3)家庭内暴力等に対する支援の充実

- ◆家庭内暴力(DV)や雇用問題など、コロナ禍によって顕在化した女性特有の課題を踏まえ、多方面からのきめ細かな相談支援を図ります。

取組	取組内容【担当課・団体】
女性相談事業	配偶者暴力など女性のあらゆる生活相談支援を行うため、女性相談窓口を設置し、女性相談員による相談支援を行います。【こども家庭課】

●重点施策5 女性への対策

(4)経済的困難を抱える世帯への支援の充実

◆子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱えている人が多いひとり親家庭の保護者に対し、生活の安定と自立を図るための支援と制度の周知を図ります。

◆子育てをしている保護者等に対して、働くことへの支援や貧困対策を行います。

取組	取組内容【担当課・団体】
就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務【重4-(2)再掲】	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の援助を行います。また、特別支援学級在籍者児童生徒等の保護者に対し、就学奨励費を支給します。【学校教育課】
子どもの生活、学習等支援事業【基4-(2)再掲】	ひとり親家庭等の貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うことにより、ひとり親家庭等の生活の向上を図るとともに、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援します。【こども家庭課】
助産施設入所事業【重4-(2)再掲】	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産困難な妊産婦に対し、助産施設での出産に係る費用の一部を負担し、経済的負担を軽減します。【こども家庭課】
児童扶養手当支給事務【重4-(2)再掲】	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者)を監護する母、生計を同じくする父又は養育者に手当を支給し、生活の安定と自立を支援します。【こども家庭課】
母子及び父子家庭等医療費助成【重4-(2)再掲】	ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。【こども家庭課】
じぶんはたらき方講座 男女共同参画に関する講座【重1-(1)再掲】	関係機関が実施する、子育てをしながら、自分らしく働くことを学ぶ講座等について情報発信を行い、ワーク・ライフ・バランスの向上を図ります。【産業振興課・市民協働・男女共同参画課】

■目標

指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)	目標設定の考え方
女性の自殺死亡率 (人口10万人対)	6.4*1	4.2	計画全体の数値目標の減少幅に準拠して算出

*「地域自殺実態プロファイル【JSCP2024(2019年～2023年合計)】」をもとに算出

第6章 自殺対策の推進体制

第1節 計画の周知

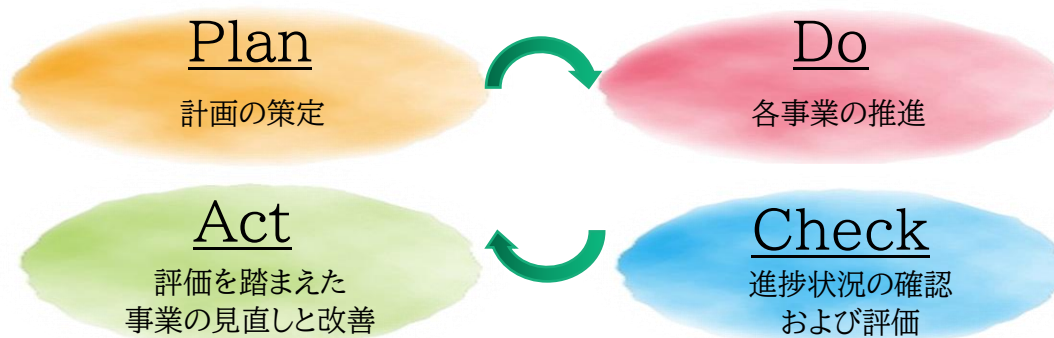
本計画の推進においては、市民一人ひとりが自殺対策の重要性について理解し、各々が求められる役割を全うすることが重要です。そのため、本計画をホームページ等の多様な媒体を活用して広く周知していきます。

第2節 自殺対策の推進体制

浦添市の自殺対策においては、庁内組織である「浦添市自殺対策推進本部」・「浦添市自殺対策推進検討委員会」・「浦添市自殺対策推進作業部会」にて協議・情報共有・連携を図りながら推進していきます。

また、関係機関や民間団体で構成される専門の協議体である「浦添市自殺対策推進専門部会」および「浦添市健康づくり推進協議会」において、PDCA サイクルに基づいて、進捗状況の確認・評価を行うとともに、それぞれの分野で課題の抽出を図りながら事業の推進に努めます。

なお、本計画の取組状況や目標値においては、事務局である健康づくり課にて把握し、計画の適切な進捗管理に努めます。目標の評価にあたっては、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを必要に応じて行うものとします。



第3節 国や県との連携

計画に位置づける取り組みは、法律や新制度に基づいた事業や、仕組みが変わる事業などがあります。国や県などとの連携を深め、必要に応じて協力を要請しながら計画を推進していきます。

また、「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」、「沖縄県自殺総合対策行動計画」が改正された場合に、必要に応じて見直しを行います。

1. 浦添市自殺対策推進専門部会設置要綱

令和6年4月1日
福祉健康部長決裁

(設置)

第1条 浦添市健康づくり推進協議会規則第8条に基づき、本市における自殺対策を総合的に推進するため、浦添市自殺対策計画推進専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

(任務)

第2条 専門部会は、自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、及び関係機関相互の連絡調整を行う。

(組織)

第3条 専門部会の委員は、浦添市健康づくり推進協議会委員および以下の委員で構成する。

- (1)識見を有する者
- (2)民間団体の代表者又は職員
- (3)関係行政機関の職員
- (4)前3号に掲げるもののほか、健康づくり推進協議会長が認める者

(会長及び副会長)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 部会長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 会議の経過及び結果について事務局が健康づくり推進協議会に報告する。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

2. 浦添市自殺対策推進専門部会名簿

任期:令和6年5月8日から令和7年8月2日

(敬称略)

	氏名	選出組織等	分野
会長	山本 和儀 <small>やまもと かずよし</small>	(一社)浦添市医師会 理事	医療・保健・福祉
副会長	赤嶺 洋司 <small>あかみね ようじ</small>	沖縄県公認心理師協会 医療保健領域担当理事	学識・民間団体
委員	國吉 聡 <small>くによし さとし</small>	沖縄県保健医療介護部 地域保健課 課長	県自殺対策
	新垣 香織 <small>あらかき かおり</small>	(医)へいあん平安病院 地域連携室 室長	医療・保健・福祉
	喜納 薫 <small>きな かおる</small>	(医)仁愛会浦添総合病院 医療相談・地域連携支援室 室長	医療・保健・福祉
	宮本 直樹 <small>みやもと なおき</small>	(一社)那覇地区薬剤師会 理事	医療・保健・福祉
	高良 尚子 <small>たから なおこ</small>	沖縄いのちの電話 事務局員	医療・保健・福祉 学識・民間団体
	島袋 達志 <small>しまぶくろ たつし</small>	沖縄弁護士会 弁護士	学識・民間団体
	南 隆功 <small>みなみ りゅうこう</small>	那覇労働基準監督署 署長	労働
	伊波 裕子 <small>いは ゆうこ</small>	沖縄県女性相談支援センター 所長	女性
	上原 毅 <small>うえはら つよし</small> 伊波 竜子 <small>いは りゅうこ</small> ※	浦添市学校保健会 会長	教育
	狩俣 秀輝 <small>かりまた ひでき</small>	浦添警察署生活安全課 課長	警察
	又吉 清人 <small>またよし きよと</small>	浦添市消防本部 警防課長	救急
	砂川 朗之 <small>まながわ あきの</small>	浦添市社会福祉協議会 自立サポートセンターてだこ未来 係長	生活困窮
國場 久美子 <small>こくば くみこ</small>	浦添市地域包括支援センターみなとん 管理者	高齢者	

※団体の役員変更等に伴う委員の変更

3. 浦添市健康づくり推進協議会規則

平成31年3月26日

規則第12号

改正 令和4年2月18日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例(昭和47年条例第4号)第3条の規定に基づき、浦添市健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務について審議する。
(1) 健康・食育うらそえ21の進捗状況の評価に関すること。
(2) 健康づくり事業を具体的に推進するために必要な方策に関すること。
(3) 市民の健康づくり及び疾病予防(以下「健康づくり等」という。)に関する知識の普及・啓発に関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくり等の推進に必要な事項に関すること。
2 協議会は、前項各号に掲げる事務を行うほか、健康づくり等の推進に関し、関係機関及び関係団体相互間の連絡調整を行うものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。
2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1) 学識経験者
(2) 南部保健所の職員
(3) 福祉関係機関及び関係団体の構成者等
3 協議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。
3 臨時委員は、その者の任命に係る特別の事項に関する審議が終了したときは、解任される。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 協議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、協議会における審議の参考に供するため、会議の事案に関する者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(書面による審議)

- 第7条 会長は、緊急の必要があり会議を招集するいとまがない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議案書及び参考書類等を委員に送付し、期日を指定した書面でその意見を聴き、前条の会議に代えることができる。
- 2 書面による審議は、指定した期日内に委員の過半数の回答がなければ成立しないものとする。
 - 3 書面による審議は、書面により回答をした委員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(令4規則3・追加)

(専門部会)

- 第8条 協議会に、特定の事項を審議させるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
 - 3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
 - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
 - 5 専門部会の会議については、前2条の規定を準用する。
 - 6 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果を協議会に報告しなければならない。
(令4規則3・旧第7条繰下・一部改正)

(庶務)

- 第9条 協議会の庶務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。
(令4規則3・旧第8条繰下)

(雑則)

- 第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
(令4規則3・旧第9条繰下)

附 則

この規則は、平成31年4月1日に施行する。

附 則(令和4年2月18日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

4. 浦添市健康づくり推進協議会名簿

任期:令和5年8月3日から令和7年8月2日

(敬称略)

	氏名	選出組織等	分野
会長	もりちか しやうご 森近 省吾	沖縄県南部保健所 所長	南部保健所
副会長	とうやま ゆうこ 富山 裕子	国立大学法人琉球大学 医学部保健学科 地域看護学 准教授	学識・民間団体
委員	すがま もりいち 洲鎌 盛一	一般社団法人 浦添市医師会 会長	市医師会
	たから せいちろう 高良 正一郎	公益社団法人 南部地区歯科医師会 理事	歯科医師会
	うえはら つよし 上原 毅 いは りゆうこ※ 伊波 竜子	浦添市学校保健会 会長	教育
	ひが しんや 比嘉 真也	社会医療法人へいあん 平安病院 地域医療部長	市内医療機関
	かみやま こうせい 神山 高成 きのぎ とみお※ 宜野座 富夫	浦添市自治会長会 会長	自治会
	うえち とくいち 上地 徳一	浦添市老人クラブ連合会 体育部長	老人クラブ
	くがい はつえ 久貝 初枝	浦添市母子保健推進員連絡会 会長	母子保健推進員
	さきやま ひさえ 崎山 久枝	浦添市食生活改善推進員協議会 会長	食生活改善推進員
	こはま みどり かわみつ えいさく※ 小濱 みどり 川満 栄作	浦添市社会福祉協議会 地域福祉課長	社会福祉協議会
	となき もりさと 渡名喜 守聖	浦添市商工会議所 専務理事	商工会

※団体の役員変更等に伴う委員の変更

5. 浦添市自殺対策推進本部設置規程

平成30年10月17日

共同訓令第2号

改正 令和2年3月16日共同訓令第2号

令和3年3月30日共同訓令第1号

令和6年6月14日共同訓令第1号

令和6年12月5日共同訓令第2号

(設置)

第1条 本市における自殺対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、浦添市自殺対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策に係る情報の収集及び共有に関すること。
- (2) 自殺対策に係る市の総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 自殺対策に係る庁内関係部署の連絡調整に関すること。
- (4) その他自殺対策の推進のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

4 本部員は、浦添市市政運営会議規程(平成10年訓令甲第3号)第13条第1項に規定する部長会議の構成員をもって充てる。ただし、副市長は除くものとする。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部を代表し、その事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(令6共同訓令2・一部改正)

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長は会議の議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(令6共同訓令2・一部改正)

(部会)

第6条 本部長は、本部の円滑な運営のため、必要に応じて、本部に部会を置くことができる。

(令6共同訓令2・全改)

(庶務)

第7条 本部の庶務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(令6共同訓令2・旧第8条繰上・一部改正)

●資料編

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。
(令6共同訓令2・旧第9条繰上・一部改正)

附 則

この訓令は、平成30年10月17日から施行する。

附 則(令和2年3月16日共同訓令第2号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月30日共同訓令第1号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月14日共同訓令第1号)

この訓令は、令和6年6月14日から施行する。

附 則(令和6年12月5日共同訓令第2号)

この訓令は、令和6年12月5日から施行する。

自殺対策推進本部委員名簿

本部長	市長	委員	政策調整監、総務部長、財務部長、企画部長、西部開発局長、 市民部長、経済文化局長、福祉健康部長、こども未来部長、 都市建設部長、都市建設部参事、消防本部消防長、 上下水道部長、教育部長、指導部長、議会事務局長
副本部長	副市長		
	教育長		

6. 浦添市自殺対策推進検討委員会設置要綱

令和6年12月5日
福祉健康部長決裁

(設置)

第1条 浦添市自殺対策推進本部設置規程第6条に基づき、本市における自殺対策を庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に推進し、様々な分野における支援策の連動・連携を円滑に行うため、浦添市自殺対策推進検討委員会(以下「検討委員会」という)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(検討委員会)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、福祉健康部長を、副委員長は健康づくり課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる者をもって組織する。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられたものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会に、第2条各号に掲げる事務の具体的な内容を検討するため浦添市自殺対策推進作業部会(以下「作業部会」という)を置く。

- 2 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会長は健康づくり課長を、副部会長は健康づくり課予防係長をもって充てる。
- 3 部会員は、別表第2に掲げる者をもって組織する。
- 4 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のある時、又は欠けたときはその職務を代理する。
- 6 部会長は、必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

●資料編

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。

別表第1(第3条関係) 自殺対策推進検討委員会委員名簿

役 職	部 名	職 名
委 員 長	福祉健康部	部長
副委員長	福祉健康部	健康づくり課長
委 員	福祉健康部	福祉総務課長
	福祉健康部	包括支援体制準備室長
	福祉健康部	障がい福祉課長
	福祉健康部	保護課長
	福祉健康部	いきいき高齢支援課主幹
	福祉健康部	国民健康保険課長
	こども未来部	こども未来課長
	こども未来部	こども家庭課主幹
	総務部	職員課長
	財務部	納税課長
	企画部	国際交流課長
	市民部	市民生活課長
	市民部	市民協働・男女共同参画課長
	経済文化局	産業振興課長
	都市建設部	建築営繕課長
	指導部	学校教育課指導監
	指導部	こども青少年課長
	消防本部	警防課長

別表第2(第6条関係) 自殺対策推進作業部会委員名簿

役 職	部 名	課 名	職 名
委員長	福祉健康部	健康づくり課	課長
副委員長	福祉健康部	健康づくり課	予防係長
委 員	福祉健康部	福祉総務課	管理係長
	福祉健康部	包括支援体制準備室	包括支援体制準備室主査
	福祉健康部	障がい福祉課	支援給付係長
	福祉健康部	保護課	保護第3係長
	福祉健康部	いきいき高齢支援課	在宅支援係長
	福祉健康部	国民健康保険課	徴収係長
	こども未来部	こども未来課	教育保育主査
	こども未来部	こども家庭課	母子保健係長
	こども未来部	こども家庭課	家庭相談係長
	総務部	職員課	人事係長
	財務部	納税課	管理係長
	企画部	国際交流課	広報広聴係長
	市民部	市民生活課	市民生活係長
	市民部	市民協働・男女共同参画課	人権・男女共同参画係長
	経済文化局	産業振興課	雇用創生係長
	都市建設部	建築営繕課	計画工事係主査
	指導部	学校教育課	指導係長
	指導部	こども青少年課	こども育成係長
	消防本部	警防課	救急救助係長

7. 浦添市生きる支援関連施策事業一覧

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
総務部	総務課	情報公開制度	情報公開制度の実施に係る相談及び市政情報センターの運営		
		東日本大震災 避難者生活支援事務	避難者窓口・地域内の避難者支援団体等の窓口等		
	防災危機 管理課	防災事業	地域防災計画の作成及び各種防災対策の推進		
	職員課	職員の研修事業	新任研修、昇任時等研修、ハラスメント防止、LGBT についての研修等		
		職員福利厚生事業	職員の心身健康の保持、健康相談、健診後の事後指 導		
		ハラスメントに関する 苦情相談体制	ハラスメント行為の防止及び排除のための相談体 制の構築		
		メンタルヘルス研修	職員のこころの健康づくりを推進するための研修	基本施策2 (3) 重点施策1 (1)	
		職員ストレスチェック 業務	職員ストレスチェックの実施、高ストレス者への個別 カウンセリング等	基本施策2 (3)	
		長時間労働該当者への 面接指導	産業医面談を実施し、健康障害防止のための保健 指導を行う	基本施策2 (3) 重点施策1 (1)	
	契約検査課	職員メンタルヘルス 支援事業	市民相談対応の職員等を対象に、必要時、公認心理 師等のメンタルヘルス専門職による面談等を実施	基本施策2 (3)	
包括管理業務委託 (電話交換手等業務)		総合案内での庁舎案内業務及び電話交換手業務			
財務部	納税課	納付相談 徴収事務職員	納付が困難な者に対し、納付方法等の相談を実施 自治体税の徴収及び収納事務	基本施策4 (1)	
	市民税課	市民税運営事業	市税(市民税・軽自動車税・たばこ税・入湯税)の運 営に係る報酬、証明発行経費及び負担金		
企画部	企画課	企画調整に関する事務 (人口推移に基づく 総合戦略の策定)	人口推移に基づく総合戦略の策定		
	国際交流課	広報等による情報発信	広報誌、ホームページ、公式SNS、テレビ・ラジオ等 の多様なメディアを活用し、情報発信・周知・啓発を 実施	基本施策3 (3)	
		公式LINEを活用した 自動返信による 相談案内	自動返信にて相談窓口の案内を行う	基本施策3 (3)	
		マスコミとの ティータイム	首長及び各事業実施部署が行政施策や各事業の PRを行い、メディアの報道を通して情報発信する		
		市長と ゆんたくランチ・ナイト	首長が自ら地域住民の活動の場などに出向き、行 政に関する意見・意向等を聴取する		
		外国人の窓口補助 及び情報提供	国際交流員による相談対応や多言語での情報提供 による生活支援	基本施策4 (4)	
		各種国際交流事業	外国籍住民と地域住民の交流を図る国際交流イベ ントを実施する	基本施策4 (4)	
市民部	市民生活課	安心安全 まちづくり事業	安全なまちづくりを総合的に推進し、暴力団排除に 係る広報、啓発を実施する		
		市民相談事業	健康問題・経済問題・家庭問題等の様々な相談に応 じる	基本施策4 (1) 重点施策2 (1)	
		無料法律相談	失業・倒産・多重債務等の問題に対し、弁護士等に よる法律相談を実施	基本施策4 (1) 重点施策2 (1)	
		消費生活相談事業	消費生活に関する相談に応じる	基本施策4 (1)	
		犯罪被害者等相談	犯罪による被害を受けた方や家族、遺族の相談に 応じる	基本施策4 (1) 基本施策4 (4)	

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
市民部	市民協働・男女共同参画課	人権啓発事業	人権擁護委員による相談業務及び連携による啓発を実施する		
		協働人材育成に関する講座	まちづくりに寄与できる人材を育成する講座を開設し、まちづくり生涯学習と市民協働の推進を図る		
		男女共同参画推進事業補助金事業	女性の社会的地位向上など男女共同参画社会の実現を推進。市内で自主的な活動を行う団体又は個人に対し補助金を交付する		
		市民活動団体等との連携構築・推進等	市民活動団体、NPO、企業等への地域課題に関する講座等の実施を通し、市民活動の活性化及び市と市民との協働体制の構築・推進を目指す		
		男女共同参画に関する講座	ワークライフバランスの意識啓発や男性の家事・育児・介護等への参加を促し、性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりを推進するための市民向け講座を開設	基本施策3	(2)
		じぶんはたらき方講座 男女共同参画に関する講座	関係機関が実施する、子育てをしながら自分らしく働くことを学ぶ講座等の情報発信を行う	重点施策1	(1)
		「レインボー都市うらそえ宣言」及び「浦添市性の多様性を尊重する社会を実現するための条例」に基づく施策	性的マイノリティに対する差別や偏見の解消、多様性と人権が尊重される環境づくりを目指す	基本施策3 基本施策4	(2) (4)
		市民協働とまなびのフェスタ浦添	まちづくりに関する活動・成果を発表する場を設け、新たな“まなび”や“つながり”を生み出すことをめざす。まちづくり生涯学習や市民協働に関する情報提供、体験活動の実施		
		ワーク・ライフ・バランスについての周知啓発	ワーク・ライフ・バランスについての情報発信を行う	重点施策1	(1)
		働き方改革、ハラスメント防止に関する周知や相談機関の紹介	働き方改革の適正実施やハラスメント防止に関する周知啓発と相談機関について情報提供を行う	重点施策1	(1)
		LGBTQ+電話相談	性的マイノリティーの方々やその関係者からの電話相談支援を実施	基本施策4	(1)
		若年層に対する暴力の防止に向けた意識啓発	思春期という時期を知り、安心安全な関係作りのヒントやデートDV予防を学ぶ講座を実施する	基本施策5	(1)
		あらゆる暴力の防止に向けた意識啓発	女性に対するあらゆる暴力(DV、性犯罪・性暴力、ストーカー等)、子ども・若年層に対する性的暴力の防止に向けた予防教育・意識啓発を行う	基本施策3	(2)
		多様な人材が働きやすい職場づくりに関する取組の周知	市内事業所の働きやすい職場づくりに関する取組を市ホームページ等で紹介し、職場環境改善に向けた主体的な取り組みを促す	重点施策1	(1)
	教育の場における性の多様性を尊重する啓発の推進	セクシャリティに対する不安を感じ始める中学生を対象に、性の多様性に関する理解を深め、自分らしさを認め合える環境整備を図る	重点施策4	(1)	
	市民課	DV・ストーカー行為等の被害者等に対する住民基本台帳事務に係る支援	DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者等からの申出を受け、相手方等から住民票の写し等の交付請求があった場合の支援措置を行う		
		国民年金受付相談	国民年金の届書、申請書、基礎年金裁定請求書の受付、相談対応等を行う		
		市民課窓口業務	住民異動届、戸籍届、各種証明交付申請等の受付、相談対応等を行う		

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策		
市民部	環境保全課	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る			
		若年者の就労支援	地域若者サポートステーションと連携した若年者の就労相談支援を行う	重点施策4	(3)	
市民部 経済文化局	産業振興課	労働行政情報の配信	労働環境の整備の必要性や働き方改革の推進、高齢者雇用対策、障がい者雇用対策、労働福祉等、行政の各種施策について、ホームページや広報紙等を活用し情報配信を行う			
		地域産業の育成・発展（経営者支援セミナー等）	経営者支援セミナー等の人材育成事業の実施等を行う			
		商工相談	中小企業の様々な経営課題に対応して、各種の専門家を派遣し、解決まで継続して経営上のアドバイスを行い事業者の経営力の向上を図る	重点施策1	(2)	
		中小企業資金融資	融資の機会を通じて、企業の経営状況や従業員等の現状を把握し、必要時、適切な相談窓口へつなぐ	重点施策1	(2)	
		高齢者の生きがいづくり就労支援	シルバー人材センター等と連携を図り、高齢者の就労機会の創出を図る	重点施策3	(4)	
		労働等に関する相談機関の紹介	労働・就職に関する相談に対応するため、専門の相談員による労働相談窓口の情報提供を行う	基本施策4 重点施策1	(1) (1)	
		ワーク・ライフ・バランスについての周知啓発	ワーク・ライフ・バランスについての情報発信を行う	重点施策1	(1)	
		じぶんはたらき方講座 男女共同参画に関する講座	関係機関が実施する、子育てをしながら自分らしく働くことを学ぶ講座等の情報発信を行う	重点施策1	(1)	
		働き方改革、ハラスメント防止に関する周知や相談機関の紹介	働き方改革の適正実施やハラスメント防止に関する周知啓発と相談機関について情報提供を行う	重点施策1	(1)	
		生活困窮者等への就労支援	家庭や健康面・経済面・人間関係等の様々な問題を抱えている生活困窮者に対し、てだこ未来と連携して、就労支援を行う	重点施策2	(4)	
		勤労者のこころの相談	こころの健康に関する相談に対応するため、専門相談員による相談窓口の情報提供を行う	基本施策4 重点施策1	(1) (1)	
		労働相談事業	専門家による労働相談につなげたり、関係機関の紹介を行う	基本施策4 重点施策1	(1) (1)	
		就労支援	ハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通して、就職を希望する生活困窮者等に対して支援を行う	重点施策2	(1)	
		専門家によるこころの健康相談	就職に対する様々な悩みや心理的不安を抱える方を対象に、相談機関について情報提供を行う	重点施策2	(4)	
		文化スポーツ振興課	文化スポーツ振興活動への支援事業	文化事業イベント、スポーツ事業イベント等、年齢を問わず誰でも参加できる参加型イベントの開催		
			体育施設運営事業	健康へのニーズに沿ったイベント等を開催し、スポーツを通じた健康増進を図り、レクリエーションなど誰でも気軽に利用できるコミュニティー施設を目指す		
		福祉健康部	健康づくり課	浦添市自殺対策推進本部	本市の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に自殺対策を推進する	基本施策1
浦添市自殺対策推進検討委員会・作業部会	庁内関係部署の緊密な連携と協力のもと、組織横断的に自殺対策を推進する。また、様々な分野における支援策について情報交換を行う			基本施策1	(1)	

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
福祉健康部	健康づくり課	浦添市健康づくり推進協議会	商工会議所等の関係機関や団体との幅広いネットワークを構築し、地域のネットワーク強化を行う	基本施策1	(1)
		浦添市自殺対策推進専門部会	保健、福祉、医療、労働、警察、消防等の関係者によって構成される専門部会を設置し、自殺対策の推進のために必要な事項について協議する	基本施策1	(1)
		市職員向けゲートキーパー養成講座	職員向けゲートキーパー養成講座の実施	基本施策2	(1)
		新規採用職員ゲートキーパー養成講座	新任期より自殺対策の視点を持って業務にあたる人材を育成する	基本施策2	(1)
		市民向けゲートキーパー養成講座	市民向けゲートキーパー養成講座の実施	基本施策2	(1)
		ゲートキーパー養成講座フォローアップ研修会	地域の支え手となるゲートキーパーとしての役割を継続して担えるよう、フォローアップを実施	基本施策2	(1)
		自殺予防週間・自殺対策強化月間における啓発活動の推進	市役所へのポスター掲示や特設コーナー設置、来庁者へのオリジナルポケットティッシュ配布による啓発を行う	基本施策3	(1)
		こころの健康・自殺対策に関するチラシの配布	こころの健康や自殺予防対策の基本認識についてチラシを作成し、各所に配架する	基本施策3	(1)
		相談窓口周知啓発オリジナルメッセージカードの作成・配布	こころの健康相談窓口や厚生労働省各種相談窓口の周知、こころの健康セルフチェックに関する内容を盛り込んだメッセージカードを作成し、各所に配架する	基本施策3	(1)
		相談窓口一覧カードの作成・配布	様々な悩みに対応する市内の相談窓口に関する情報をまとめたカードを作成し、各所に配架する	基本施策3	(1)
		こころの健康講演会	精神疾患や抗精神病薬、物質依存などの内容を扱う講演会を開催	基本施策3 基本施策4	(2) (3)
		まちづくりふれあい出前講座(こころの健康)	職員が地域に出向いて講座を実施し、自殺対策や精神保健に関する正しい知識の普及啓発を行う	基本施策3 重点施策1	(2) (2)
		広報等による情報発信	広報誌、ホームページ、公式 SNS、テレビ・ラジオ等の多様なメディアを活用し、情報発信・周知・啓発を実施	基本施策3	(3)
		公式LINEを活用した自動返信による相談案内	自動返信にて相談窓口の案内を行う	基本施策3	(3)
		こころの健康相談	当事者の心身の不調及び家族が抱える各種問題に対し、保健師・支援相談員が訪問・来所・電話対応による相談支援を行う	基本施策4	(1)
		専門医や専門病院への紹介・連携	市などの相談機関から専門医療機関や専門医につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつないだりすることで、早期治療につながるよう努める	基本施策1	(2)
		精神障がい者家族会(あおぞら家族会)事務局の案内	精神障がいのある方の家族同士が集い、交流できる場の案内・情報提供を行う	基本施策4	(2)
なかまクラブ事業	精神疾患における病状不安定・治療中断がないが、自宅以外での生活の場が長期に失われている状態の市民に対し、コミュニケーションの機会・場を提供し、こころの健康づくり及び精神保健の向上を図る	基本施策4	(2)		

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
福祉健康部	健康づくり課	断酒会の案内	アルコールに苦しむ人々が集まり、集団治療の場として互いに助け合う断酒会の案内・情報提供を行う	基本施策4	(2)
		各種健(検)診基本健診	疾病等の早期発見、早期治療の推進のため、特定健診・がん検診・歯周病検診等の各種健(検)診を実施	基本施策4 重点施策3	(3) (3)
		保健指導	生活習慣病の発症予防、早期発見、重症化予防のため、健康の保持・増進について助言などを行う	基本施策4 重点施策3	(3) (3)
		健康教育・健康相談	地域の公民館等通いの場にて生活習慣病の重症化予防やフレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施	基本施策4 重点施策3	(3) (3)
		重複頻回多受診者訪問指導	重複受診及び頻回受診、多剤服薬等の国民健康保険被保険者に対して保健指導を行う	基本施策4	(3)
		被災者の心身のケア	自然災害等によって大きな被害を受けた市民に対し、保健師による心身の健康相談とこころのケアを行う	基本施策4	(4)
		自死遺族交流会「分かち合いの会」	市広報紙やホームページへ「分かち合いの会」に関する情報を掲載し、情報提供を行う	基本施策4	(6)
		若年層対策事業	様々な悩み・困難・ストレスに直面したとき、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助希求行動ができるよう、自殺予防の普及啓発を行う	基本施策5	(1)
		教職員向け啓発ちらしの配布	市内教職員を対象に自殺予防のための資料を配布し、普及啓発を行う	基本施策5	(2)
		保護者向け啓発ちらしの配布	思春期特有のSOSサインのとらえ方や、保護者自身の相談先等について周知を行う	基本施策5	(2)
		後期高齢者への個別保健指導	長寿健診の結果等をもとに、低栄養や生活習慣病、フレイル等の重症化リスクのある対象者に対し、保健指導を行う	重点施策3	(3)
		タブレット端末を活用した相談支援	タブレット端末を活用した生活アンケート等を実施。また、自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につけることができるよう、健康づくり副読本「こころのタネ」デジタルブックの情報を周知する	重点施策4	(5)
		SNSを活用した相談	国が実施している、LINEやTwitterなどのSNSを活用した相談先の周知を行う	重点施策4	(5)
	福祉総務課	地域福祉推進	社会福祉協議会に補助金を交付し、地域住民への福祉活動の推進を行う		
		避難行動要支援者支援事業	自力で避難することが困難な市民(高齢者・障がい者など)を、避難行動要支援者として名簿に登録し、日頃からの見守りや災害発生時の支援に活用する		
		民生委員・児童委員による地域における相談・支援	民生委員・児童委員による相談支援等を行い、必要に応じて適切な行政窓口へつなげる	基本施策4	(1)
		浦添市地域福祉計画策定事業	支援を必要とする市民の生活上の解決すべき課題に対応する福祉サービス等の確保及び提供する体制を定める、浦添市地域福祉計画を策定する		
		てだこ障がい者(児)プラン策定事業	障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画の進行管理を行う		
		地域見守りネットワーク事業	見守り協力団体(各団体又は企業等)による気になる地域住民への見守り・安否確認・声かけ等の対応を行う	基本施策4 重点施策3	(1) (4)
		民生委員運営事業	民生委員・児童委員が地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげられるよう活動支援を行う	重点施策3	(4)
	包括支援体制準備室	路上生活者に対する事務	公共施設などの定期巡回を通して路上生活者に関する定期的な状況把握を行い、適切な支援先へつなぐ	重点施策2	(3)

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
福祉健康部	包括支援体制準備室	住居確保給付金事業	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失またはそのおそれのある方を対象に家賃相当分の給付金を支給や就労機会の確保に向けた支援を行う	重点施策2	(3)
		生活困窮者自立支援事業	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対し、相談早期段階から様々な支援を提供する	重点施策2	(2)
		生活困窮者自立相談支援事業(アウトリーチ支援)	生活困窮状態のある方の困りごと・悩みに関する相談に専門の支援員が対応し、適切な支援策の検討を図る	重点施策2	(2)
		生活や仕事での悩みごと相談事業	失業、ひきこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気・介護、障がいなどの課題解決方法について相談者とともに考える	基本施策4 重点施策2	(1) (1)
		就労準備支援事業	雇用による就労が著しく困難な生活困窮者に、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長1年間の計画的かつ集中的なプランに基づいて支援する	重点施策2	(3)
		生活保護受給者等就労自立促進事業	就職支援ナビゲーターや関係機関と連携しながら求職活動支援を行う	重点施策2	(3)
		一時生活支援事業	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所と食事を提供する	重点施策2	(3)
	保護課	生活や仕事での悩みごと相談事業	失業、ひきこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気・介護、障がいなどの課題解決方法について相談者とともに考える	基本施策4 重点施策2	(1) (1)
		生活保護施行に関する事務	生活困窮者に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、生活の安定と自立を支援する	重点施策2	(3)
		生活保護各種扶助事務	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭に関する扶助		
		中国残留邦人等生活支援事業	特定中国残留邦人等とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う		
		就労準備支援事業	雇用による就労が著しく困難な生活困窮者に、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長1年間の計画的かつ集中的なプランに基づいて支援する	重点施策2	(3)
		生活保護受給者等就労自立促進事業	就職支援ナビゲーターや関係機関と連携しながら求職活動支援を行う	重点施策2	(3)
		被保護者就労支援事業	福祉事務所に就労支援員を配置し、ハローワークとの連携による就労支援を行う	重点施策2	(3)
		生活困窮者等への就労支援	家庭や健康面・経済面・人間関係等の様々な問題を抱えている生活困窮者に対し、てだこ未来と連携して、就労支援を行う	重点施策2	(4)
	障がい福祉課	日中一時支援事業	障がい者(児)を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う	基本施策4	(2)
		ひとり暮らし障がい者等安心通報システム設置事業	在宅のひとり暮らしの重度身体障害者等の生活の安全を確保し、障害者の不安を解消する		
		特別障害者手当・障害児福祉手当	在宅の重度心身障がい者で、日常生活において常時介護を必要とする方に手当を支給する		
		障がい児支援に関する事務	児童発達支援・放課後等デイサービス障がい児相談支援を行う		
		訓練等給付に関する事務	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付を行う		
		障害者相談支援事業	来所面談・電話相談・自宅などへの訪問等を行い、様々な問題に対応するために障がい者や家族の相談に応じ、支援を行う	基本施策4	(1)

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
福祉健康部	障がい福祉課	障がいの権利擁護業務	成年後見制度の利用促進、障害者虐待の対応、障害者差別解消法に関する対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の業務を行う	基本施策4	(1)
		ヤングケアラーへの支援の充実	ヤングケアラーの支援に向けた相談支援体制の構築に努め、市内の児童生徒における情報把握を図る	基本施策4 重点施策4	(6) (1)
		サン・アビリティーズうらそえ指定管理運営事業	心身障がい者へ研修、相談、教養、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障がい者相互の交流や地域、ボランティアとのふれあいの場を提供する	基本施策4	(2)
		障がい者自立支援協議会の開催	医療・保健・福祉・教育及び就労等に関する機関とのネットワーク構築を行う		
		基幹相談支援センターの業務	相談支援の拠点として総合的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る	基本施策4	(1)
		手話奉仕員養成事業	日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する		
		手話通訳者等派遣事業	手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの確保、社会参加及び緊急時の支援を行う		
		ガイドブック作成事業	各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布する		
		発達障がいに関する会議の開催	発達障がい(児)者支援関係課連絡会議を開催する		
	いきいき高齢支援課	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し、改善の可能性を助言するなど、介護予防の取組を総合的に支援する		
		高齢者への総合相談事業	健康・介護・福祉等の相談を受け、さまざまな面から、総合的な支援を行う	基本施策4 重点施策3	(1) (5)
		高齢者の権利擁護業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待の対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の業務を行う	基本施策4 重点施策3	(1) (5)
		介護職員人材確保推進事業	地域内の介護事業所等の人材確保の支援や勤務する職員の技術向上を図る		
		健康教育・健康相談	地域の公民館等通いの場にて生活習慣病の重症化予防やフレイル予防に関する健康教育や健康相談を実施	基本施策4 重点施策3	(3) (3)
		家族介護者のつどい	介護相談への対応や介護者同士の交流機会の提供を行う	重点施策3	(2)
		高齢者地域包括支援連絡協議会	民生委員等の関係機関で構成する高齢者の権利擁護を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行う	重点施策3	(1)
		認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成する		
		認知症サポーター・ステップアップ養成講座	認知症の人やその家族のサポーターとして活動できるよう、認知症サポーターに対してステップアップ講座を実施する		
		認知症地域支援・ケア向上事業	認知症地域支援推進員を配置し、認知症の本人とその家族等への相談支援や地域における支援体制を構築する	重点施策3	(1)
		認知症カフェ	地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設し、気分転換や情報交換のできる機会を提供する	重点施策3	(2)
生きがい施策(老人クラブへの活動助成)	老人クラブが各地で行う活動への助成・支援を行い、高齢者の生きがいづくりを推進する	基本施策4 重点施策3	(2) (4)		

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策		
福祉健康部	いきいき 高齢支援課	生活支援体制整備事業	各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置する。地域資源や課題の情報共有・協議を行う協議体を設置し、情報共有・連携強化を図る	重点施策3	(2)	
		認知症初期集中支援推進事業	認知症の疑いのある方(認知症と診断された方)やその家族に対して家庭訪問等を行い、困りごと等について早期対応、早期支援を行う	重点施策3	(2)	
		認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業	認知症高齢者等が行方不明となった場合、早期に発見できるよう関係機関等との支援体制を構築し、認知症高齢者等の見守り及び生命・身体の安全並びに家族等への支援を行う	重点施策3	(2)	
		配食サービス事業	独居高齢者世帯及び高齢者のみ世帯を訪問して配食を提供するとともに、その安否を確認する	重点施策3	(4)	
		高齢者外出支援サービス事業	リフト付き車両により通院時の送迎を行うことで外出支援を図る	重点施策3	(5)	
		一般介護予防事業	自治会集会所や市内スポーツジム等において、介護予防教室を開催し住民主体で介護予防活動ができるよう支援する	重点施策3	(4)	
		老人福祉施設運営事業	高齢者が生きがいを見出すきっかけの場づくりを行う	基本施策4	(2)	
		生きがいと健康づくり関連事業	高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、家族・地域とのつながりを実感できるスポーツ・文化のイベントを実施する	基本施策4 重点施策3	(2) (4)	
		緊急通報システム	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム利用者等に対する安否確認や、高齢者の相談に応じ、高齢者の福祉の増進を図る	重点施策3	(5)	
	国民健康 保険課	葬祭費	被保険者の死亡に対し、一時金を支給する			
		保険税の賦課、 収納、減免	滞納者に対する納付勧奨・減免状況の把握を行う			
		納付相談	納付が困難な者に対し、納付方法等の相談を実施	基本施策4	(1)	
	こども 未来部	こども 未来課	子育て支援 ネットワーク推進事業	多様な情報発信とさまざまな主体による子育て支援の仕組みを整え、多面的な子育て支援を推進する		
			子育て親子向け施策	子育て親子に交流の場を提供し、交流の促進・子育てに関する相談・情報提供・講習会等を実施する		
子育て支援事業			乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場の設置	基本施策4 重点施策5	(2) (2)	
教育・保育の実施 (教育・保育施設など)			教育・保育施設などによる教育・保育、育児相談の実施。保護者の家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談			
「子育て支援施設」 の整備			こども園の子育て支援事業の推進、妊娠期から出産、育児期において切れ目のない子育て支援の連携強化に取り組む	重点施策5	(2)	
地域子育て支援 拠点事業 ていんさぐ			乳幼児のいる親子の関わりや交流・情報交換や子育てに関する相談や子育て講座の実施、地域の子育て支援施設の情報発信を行う	重点施策5	(2)	
保育料等納入促進事業			保育所等による保育料納入相談の実施や保育料の滞納縮減に努めるとともに、納入しやすい環境を整える			
ファミリーサポート事業			生後3ヶ月から小学6年生までの家庭を対象とした一時預かりなどの育児支援を通じて、地域における助け合いを促進する	重点施策5	(2)	
保育コンシェルジュ 配置事業			保育を必要としている世帯の相談に応じ、ニーズに合ったサービスの情報提供を行う			

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
こども未来部	こども未来課	一時預かり事業	保護者の育児疲れのリフレッシュ、冠婚葬祭や急用など、一時的に保育が必要な場合に児童を預かる		
		ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人の会員組織化を行う		
	こども家庭課	児童虐待防止対策の充実	児童虐待防止対策の充実(養育支援訪問事業、子育て世帯訪問支援事業)		
		子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、出張などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行う		
		児童扶養手当支給事務	父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護する母、生計を同じくする父又は養育者に手当を支給する	重点施策4 重点施策5	(2) (4)
		母子及び父子家庭等医療費助成費	母子家庭及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成する	重点施策4 重点施策5	(2) (4)
		母子家庭等自立支援給付金事業	教育訓練給付金対象講座の受講者への受講料や資格取得に係る養成訓練の受講期間の給付金支給により生活支援を行う		
		母子生活支援施設運営事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子と、その監護すべき児童を母子生活支援施設へ入所させ、保護・生活支援を行う	重点施策5	(2)
		母子・父子自立支援員の配置	ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う		
		子どもの生活、学習等支援事業	ひとり親家庭等のこどもが抱える特有の課題に対応し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行うとともに、ひとり親家庭等の地域での生活を総合的に支援する	基本施策4 重点施策4 重点施策5	(2) (2) (4)
		子どもの学習支援事業	生活保護世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言等を行う	重点施策2	(3)
		助産施設入所事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により出産困難な妊産婦に対し、助産施設での出産に係る費用の一部を負担する	重点施策4 重点施策5	(2) (4)
		女性相談事業	女性相談窓口を設置し、女性相談員による相談支援を行う	重点施策5	(3)
		家庭児童相談室	こどもに関する様々な相談(児童の性格、生活習慣、学校生活、非行、家庭の養育環境等)について、家庭相談員が関係機関と連携して相談に応じる	重点施策5	(2)
		親子(母子)健康手帳交付	妊娠届出時に保健師等の面接(相談支援サービス紹介等)を実施し、心身の健康状態や生活環境等の把握を行うとともに、妊産婦健康診査受診票や母子健康手帳交付を行う	重点施策5	(1)
		乳児家庭全戸訪問事業	保健師、助産師等による乳児のすこやかな発育・発達の確認、心身の状態確認等を通して、育児に関する悩み・不安の解消を図る	重点施策5	(1)
		母子保健相談	妊娠・出産に不安を抱える妊産婦や、発育や発達・育児等に関する保護者の相談に対応し、適切な助言を行う	基本施策4 重点施策5	(1) (1)
		マタニティスクール・マタニティ講話	夫婦で協力して育児に取り組めるよう、マタニティスクールや心理士による講話を行う	重点施策5	(1)
		わんぱく相談	心理面など、こども発達相談に対応し、適切な助言を行う		

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
こども未来部	こども家庭課	多胎ピアサポート事業	多胎乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談や仲間づくりをできる場の提供を行う	基本施策4 重点施策5	(2) (2)
		産後ケア事業	心身の不調や育児不安等を抱える母親とその子に対し、助産師によるケアを実施する	重点施策5	(1)
		ベビースクール(離乳食教室)の実施	離乳食の調理のデモンストレーションや試食を含めた、離乳食に関する教室を開催する		
		2歳児歯科健診	幼児の歯科疾患の予防、口腔の健全な発育・発達支援のために歯科健診・歯科保健指導を行う		
		思春期教育	助産師等を講師として市内中学校に派遣し、望まない妊娠や性被害等に関する指導や相談先情報の周知の充実を図る	重点施策4	(1)
		妊婦のための支援給付交付金	妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせ、妊婦のための支援給付を実施し、妊婦の身体的、精神的ケア及び経済的支援を行う	重点施策5	(1)
		利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)	妊婦・その配偶者等に対して面談を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う	重点施策5	(1)
		子どもの貧困緊急対策事業	学校や家でもなく、こども達が安心して過ごすことが出来るこどもの居場所づくりを行う	基本施策4	(2)
		ヤングケアラーへの支援の充実	ヤングケアラーの支援に向けた相談支援体制の構築に努め、市内の児童生徒における情報把握を図る	基本施策4 重点施策4	(6) (1)
		要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童等の早期発見及び適切な保護を図るため、関係機関等との情報交換・連携・協力や相談支援体制の強化を図る	重点施策4	(1)
こども政策課	放課後児童健全育成事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童に放課後及び長期休業中の適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る			
	てだこ・こども計画の推進	てだこ・こども計画の推進を図る			
都市建設部	道路課	土木管理に関する事務	ホームレスへの対応等、道路の適正化指導に関する事務を行う		
	建築営繕課	公営住宅事務	公営住宅の管理事務・公募事務を行う		
		浦添市居住支援協議会の設置検討	住宅確保要配慮者の居住等支援の充実を図るため、検討の場となる協議会の設置を検討する	重点施策2	(1)
美らまち推進課	自然保護事業	自然環境の保護を図るため、保存樹等の保護や自然遊歩道の維持管理を行う			
	公園の管理及び設置に関する事務	公園管理、公園施設の維持補修、公園等の整備に関する事務を行う			
消防本部	警防課	救急法講習	自殺予防パンフレットを救急法講習等で配布し、住民への問題啓発を図る		
		自傷行為における救急対応	情報把握及び関係機関との連携を図ることにより、必要な支援につながるよう努める	基本施策4	(5)
上下水道部	営業課	水道料金収納業務	料金滞納者に対する料金収納業務を行う		
教育部	教育総務課	企画調整に関する事務(教育大綱の策定)	教育大綱(教育振興基本計画)の推進を図る		
		育英会事業	浦添市に住所を有する者の子弟のうち、優秀な学生で経済的理由により修学困難な者に対し、学資の貸与及び給付を行う		

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
教育部	社会教育推進課	社会教育推進事業	社会教育関係団体の育成や支援を行う		
		放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、子ども達と共に学習やスポーツ・文化活動及び地域住民との交流活動等の取り組みを実施する		
		地域学校協働活動推進事業	地域学校協働活動推進員(コーディネーター)を配置し、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の参画を得て、地域と学校が相互パートナーとした連携・協働を推進する		
		中央公民館運営事業	地域・現代的ニーズと市民のニーズを捉えた講座を企画し、学習の機会を提供する。また、自治公民館講座や自主企画まなび助成制度等、市民の主体的な学習活動の支援を図る		
		図書館運営事業	住民の教養・調査研究、レクリエーション活動等生涯学習の場としての読書環境の充実を図る。映画会・お話し会等の開催など教育・文化サービスの提供を行う		
指導部	学校教育課	教職員・研修関係事務	生徒指導関連の研修で、健康づくり副読本「こころのタネ」の活用をはじめ、自殺対策に関する内容やSOSの出し方に関する内容を盛り込む	基本施策5	(2)
		学校職員安全衛生管理事業	職員50人以上の職場では衛生委員会を設置するとともに、嘱託医を任命し、職員の健康管理を行う(50人未満の学校は、健康管理医を任命し、職員の健康管理を行う)		
		多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る		
		保幼小中連携事業	保育園、こども園、小学校、中学校間で連携を行い、希望や目標をもって各学校に入学し、学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てる		
		学校図書館(図書館教育)に関する事務	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る		
		中学校部活動推進事業	学校と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築し、生徒が意欲的に学校生活を送ることができるよう各中学校の部活動の改善と充実を図る		
		就学に関する事務	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う		
		就学援助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等を補助する	重点施策4	(2)
		就学援助と特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援学級在籍児童生徒等の保護者に対し、就学奨励費を支給する	重点施策4	(2)
		教職員ストレスチェックに関する事務	学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図る	基本施策2	(3)
		キャリア教育	中学校で行われている職場実習体験を支援し、望ましい勤労観、職業観を育てる		
		授業改善の推進	児童生徒が主体的で対話的な深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う	基本施策5	(1)
		いじめ防止対策に関する事務	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る	基本施策5	(1)
		若年層対策事業	様々な悩み・困難・ストレスに直面したとき、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助希求行動ができるよう、自殺予防の普及啓発を行う	基本施策5	(1)

担当部	担当課	事業名	事業内容	該当施策	
指導部	学校教育課	教職員向け啓発ちらしの配布	市内教職員を対象に自殺予防のための資材を配布し、普及啓発を行う	基本施策5	(2)
		保護者向け啓発ちらしの配布	思春期特有のSOSサインのとらえ方や、保護者自身の相談先等について周知を行う	基本施策5	(2)
		人権教育・道徳教育の推進	人権教育や道徳教育の要となる道徳科の授業を中心に、他者の気持ちや考えを自分事として捉え行動しようとする思いやりのところを育む	重点施策4	(4)
		タブレット端末を活用した相談支援	タブレット端末を活用した生活アンケート等を実施。また、自分や周りの人が困難・ストレスに直面した時の対処方法を身につけることができるよう、健康づくり副読本「こころのタネ」デジタルブックの情報を周知する	重点施策4	(5)
		学力向上対策事業	学校や関係機関・団体が、取組の発表や情報交換を行うオープンセッションを開催し、地域のこどもを地域で育てることについての理解の深化と、学校や関係団体等の連携を図る		
		学級満足度調査・クラスづくりのための総合質問紙調査	生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善する	重点施策4	(1)
		学校薬剤師	市内小中学校において、薬の適正使用や薬物乱用の危険性等について啓発活動を行う	重点施策4	(3)
		ヤングケアラーへの支援の充実	ヤングケアラーの支援に向けた相談支援体制の構築に努め、市内の児童生徒における情報把握を図る	基本施策4 重点施策4	(6) (1)
		広報活動事業	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、情報を提供する		
		こども青少年課	教育相談室くくむい運営	こどもの教育上の悩みや心配事について、臨床心理士や教育相談員が対面または電話による相談支援を行う	基本施策5 重点施策4
	青少年問題・いじめ問題対策連絡協議会		小中学校校長や学識経験者、青少年関連機関や施設の職員など9人の委員によって構成される協議会において、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議を行う	重点施策4	(1)
	不登校等児童生徒対策校内支援体制づくり研修会		市内小中学校の教育相談担当教諭等が集まり、不登校対策の充実に向けて不登校対策の現状と課題や各学校の実践事例の共有、課題協議等を行う	重点施策4	(1)
	青少年巡回指導員事業		巡回活動や環境浄化を推進し、不登校や非行の未然防止と早期発見、早期対応に努める	重点施策4	(4)
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業		児童生徒や保護者、教職員に対する教育相談活動、児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの活用など多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る	重点施策4	(1)
	こども支援教室いまあじ運営		学校へ登校することが困難な児童生徒に対し、集団に適應できるようになるための支援や学習指導、教育相談、社会的な自立に向けての指導等の対応を行う	重点施策4	(1)
	若年層対策事業		様々な悩み・困難・ストレスに直面したとき、児童生徒が自分や友達の気持ちに気づき、援助希求行動ができるよう、自殺予防の普及啓発を行う	基本施策5	(1)
	学校配置支援員との連携		学校現場に教育相談支援員及び校内自立支援員を配置し、教育相談担当教諭等と連携しながら家庭訪問、登校支援、学習支援等を行う		
	自立支援室ひなた運営		あそび・非行・ひきこもり傾向にある児童生徒の受け入れを行い、体験活動等の支援を行う	重点施策4	(1)

関係機関	事業名	事業内容	該当施策	
浦添市 社会福祉協議会	コミュニティソーシャル ワーク事業	5つの中学校区に設置された地域保健福祉センターにコミュニティソーシャルワーカーを配置し、総合相談業務や地域住民への福祉活動への推進を行う		
	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や障がい者、高齢者世帯等に対し、生活に必要な資金の貸与を行う	重点施策2	(3)
民生委員・ 児童委員	民生委員・児童委員 による相談支援	民生委員・児童委員による地域の相談・支援等の実施	基本施策4	(1)
地域包括 支援センター	高齢者の権利擁護業務	成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待の対応、困難事例への対応、消費者被害の防止等の業務を行う	基本施策4 重点施策3	(1) (5)
	高齢者への 総合相談事業	健康・介護・福祉等の相談を受け、さまざまな面から、総合的な支援を行う	基本施策4 重点施策3	(1) (5)
基幹相談 支援センター	基幹相談支援センター の業務	相談支援の拠点として総合的な相談支援を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を図る	基本施策4	(1)
委託相談 支援事業所	障害者相談支援事業	来所面談・電話相談・自宅などへの訪問等を行い、様々な問題に対応するために障がい者や家族の相談に応じ、支援を行う	基本施策4	(1)
自立サポート センター・ てだこ未来	生活や仕事での 悩みごと相談事業	失業、ひきこもり、家賃の滞納、多重債務、子育て、家族の病気・介護、障がいなどの課題解決方法について相談者とともに考える	基本施策4 重点施策2	(1) (1)
	生活困窮者 自立支援事業	暮らしや仕事等の生活面で困っている人に対し、相談早期段階から様々な支援を提供する	重点施策2	(2)
	生活困窮者 自立相談支援事業 (アウトリーチ支援)	生活困窮状態のある方の困りごと・悩みに関する相談に専門の支援員が対応し、適切な支援策の検討を図る	重点施策2	(2)
	路上生活者 に対する事務	公共施設などの定期巡回を通して路上生活者に関する定期的な状況把握を行い、適切な支援先へつなぐ	重点施策2	(3)
	住居確保給付金事業	離職または自営業を廃業した方で、就労能力及び意欲のある人のうち住宅を喪失またはそのおそれのある方を対象に家賃相当分の給付金を支給や就労機会の確保に向けた支援を行う	重点施策2	(3)
	一時生活支援事業	住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所と食事を提供する	重点施策2	(3)
	就労準備支援事業	雇用による就労が著しく困難な生活困窮者に、一般就労に必要な基礎能力の形成を、最長1年の間計画的かつ集中的なプランに基づいて支援する	重点施策2	(3)
	生活保護受給者等 就労自立促進事業	就職支援ナビゲーターや関係機関と連携しながら求職活動支援を行う	重点施策2	(3)
就労支援コーナー てだこ	生活困窮者等への 就労支援	家庭や健康面・経済面・人間関係等の様々な問題を抱えている生活困窮者に対し、てだこ未来と連携して、就労支援を行う	重点施策2	(4)
各学校	ヤングケアラーへの 支援の充実	ヤングケアラーの支援に向けた相談支援体制の構築に努め、市内の児童生徒における情報把握を図る	基本施策4 重点施策4	(6) (1)
浦添市医師会	専門医や専門病院への 紹介・連携	市などの相談機関から専門医療機関や専門医につないだり、かかりつけ医から必要時、専門医療機関などにつないだりすることで、早期治療につながるよう努める		
浦添総合病院、 牧港中央病院、 同仁病院、 平安病院、 精神科救急 医療情報センター	救急搬送された 自殺未遂者への対応	救急搬送された自殺未遂者への医療ケア及びその後の個別支援、医療機関や行政との連携を図る	基本施策4	(5)
沖縄県薬剤師会	学校薬剤師	市内小中学校において、薬の適正使用や薬物乱用の危険性等について啓発活動を行う	重点施策4	(3)

8. こころの健康に関するアンケート調査

アンケート調査票

浦添市「こころの健康に関するアンケート調査」

～第2期自殺対策計画策定にあたって～

アンケート調査へのご協力をお願い

平素より市民の皆様には、市政発展のために深いご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本市では、国の自殺対策基本法に基づき、自殺総合対策大綱や地域の実情を勘案し、平成31年3月に「いのち支える浦添市自殺対策行動計画」を策定しました。本計画は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、誰もが「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を受けられることを目的として策定されたものです。

今回のアンケート調査は、この取り組みの一環として実施するものであり、ご記入いただいた内容については、次期計画の策定および今後の自殺対策のための資料とするもので、それ以外の目的で使用することはありません。

なお、アンケートは無記名でご回答いただきます。回答については特定の個人が識別されないよう統計的に処理されます。また、回答の内容により、個人に不利益が生じることは一切ありません。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年8月吉日

浦添市長 松本 哲治

※この調査票は、本市在住の16歳以上の方の中から、3,300人を無作為に選定し、送付しております。

※5～10分ほどでご回答いただけます。

ご回答にあたってのお願い

- ご回答いただいた内容は、統計的に集計分析するために使用し、本アンケートの調査目的以外に使用することはありません。調査票、返信用封筒にお名前は記入しないでください。
- 調査票には、宛名のご本人がお答えください。なお、ご本人が病気・長期不在などでご記入できない場合は、そのまま調査票をご返送(投函)ください。
- ご回答は質問ごとに、ご自身のお考えに近い選択肢の番号に○をつけてください。複数回答の場合もあります。「その他()」を選択された場合は、可能な範囲で具体的にご記入ください。
- 回答はWEBからでもご回答いただけます。
インターネット/スマートフォン・タブレットの場合はこちら⇒
<https://src3.webcas.net/form/pub/src4/urasoe>
- 郵送またはインターネットによる回答期限は、**9月20日(金)**までとなります。



◆アンケート調査票◆

問1 あなたの性別について、教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------|-------|
| 1. 男性 | 2. 女性 |
| 3. その他 | |

問2 あなたの年齢について、教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|----------|--------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 |
| 4. 40代 | 5. 50代 | 6. 60代 |
| 7. 70代以上 | | |

問3 あなたのお住いの地域について、教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 浦添中学校区 | 2. 神森中学校区 | 3. 仲西中学校区 |
| 4. 港川中学校区 | 5. 浦西中学校区 | |

<参考> 注)こちらに○はつけないでください。

地区	浦添中学校区	神森中学校区	仲西中学校区	港川中学校区	浦西中学校区
行政区	仲間/安波茶/経塚/前田/茶山/浦添ユータウ/浦添グリーンハイ/前田公務員宿舎/浦添ハイツ/県営経塚団地	小湾/勢理客/内間/沢岬/神森/県営沢岬高層住宅	城間/屋富祖/宮城/仲西/大平/浅野浦	伊祖/牧港/港川/緑ヶ丘/浦城/牧港ハイツ/港川崎原/上野/マチナタウン/浦添市街地住宅/県営港川団地	西原一区/西原二区/当山/広栄/浦西/安川/当山ハイツ/陽迎橋

問4 現在、あなたと同居している人を教えてください。

同居人ありの方は、同居人として、あてはまるものすべてに○をつけてください。

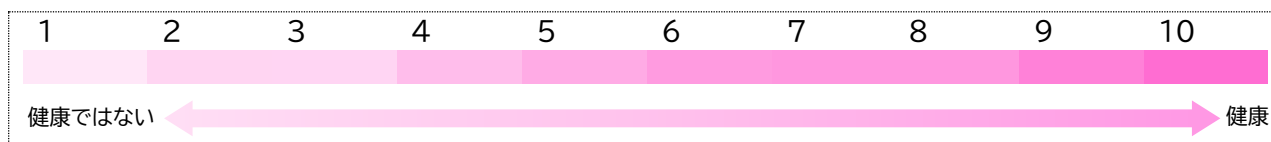
- | |
|--|
| 1. 同居人あり【 親 ・ 兄弟姉妹 ・ 子 ・ 祖父母 ・ 孫 ・ 配偶者 ・ パートナー 】
【 その他() 】 |
| 2. 同居人なし |

問5 あなたのお仕事の状況について、教えてください。(○は1つ)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 1. 勤めている(管理職・会社団体等の役員) | 2. 勤めている(管理職・役員以外の職員) |
| 3. 勤めている(派遣・パート・アルバイト) | 4. 自営業(事業経営・個人商店など) |
| 5. 自由業(個人で、自分の専門的知識や技術を生かした職業に従事) | 7. 学生 |
| 6. 家事・育児・介護など | 9. 無職(仕事をしたいが、現在は求職していない) |
| 8. 無職(求職中) | 11. その他 () |
| 10. 無職(仕事をしたいと思っていない) | |

健康・睡眠状態およびストレスの程度について、うかがいます

問6 現在のあなたの健康状態について、1～10で表したときの程度を教えてください。(○は1つ)



問7 ここ1か月間のあなたの平均睡眠時間について、教えてください。(○は1つ)

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1. 4時間未満 | 2. 4時間以上5時間未満 | 3. 5時間以上6時間未満 |
| 4. 6時間以上7時間未満 | 5. 7時間以上8時間未満 | 6. 8時間以上 |

問8 あなたの日常生活で感じるストレス(不安・不満・悩み)の程度について、教えてください。(○は1つ)

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 日常生活で感じるストレスは多いと思う (問9、問10へ) |
| 2. 日常生活で感じるストレスは普通だと思う |
| 3. 日常生活で感じるストレスは少ないと思う |

問9 問8で、「1. 多いと思う」と回答した方にうかがいます。

ストレスは十分解消できていると感じていますか。(○は1つ)

- | | | |
|------------|-------------|--------------|
| 1. 解消できている | 2. 解消できていない | 3. どちらともいえない |
|------------|-------------|--------------|

問10 問8で、「1. 多いと思う」と回答した方にうかがいます。
 悩みやストレスの原因となるものについて、教えてください。(〇はいくつでも)

1. 健康に関すること (身体の病気の悩み、こころの病気の悩み、身体障がいの悩み等)
2. 家庭に関すること (家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病、虐待、DV、家族の死等)
3. 勤務に関すること (職場環境の変化、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等)
4. 経済・生活に関すること (倒産、事業不振、負債、失業、就職失敗、生活苦等)
5. 交際に関すること (失恋、結婚をめぐる悩み、交際相手からの暴力・暴言等)
6. 学校に関すること (いじめ、学業不振、生徒同士や教師との人間関係、入試・進路の悩み等)
7. その他 ()

**「うつ病」についての認知度や
医療機関等への受診状況について、うかがいます**

問11～問14にご回答いただく前に、以下をお読みください。

以下に挙げた症状を「うつ病のサイン」といいます。
 このような症状が2週間以上続く場合、うつ病の可能性あります。

「うつ病のサイン」

○自分が気づく変化

悲しい、気分が沈む、心配事が頭から離れない、イライラする、集中力がない、気力がない、
 何事にも興味が持てない・楽しめない、人との接触を避ける、自分を責める、決断ができない、物事を悪い方へ考える

○周りから見てわかる症状

表情が暗い、涙もろい、元気がない、口数が減る、周囲との交流を避ける、落ち着きがない、
 遅刻・早退・欠勤(欠席)が増える、趣味・スポーツ・外出をしなくなる、体調不良の訴えが増える、飲酒量が増える

○身体に出る症状

眠れないまたは寝すぎる、食欲が低下するまたは食べ過ぎる、だるい、疲れやすい、頭痛、頭が重い、胃の不快感、
 吐き気、めまい、下痢・便秘が続く

出典：厚生労働省「こころの耳」「うつ病を知っていますか?」「子どものSOSサイン」

問11 この1週間であなたのからだやこころの状態、物事の見え方などを教えてください。
 次の①～⑬について、それぞれあてはまるものに〇をつけてください。

	① ほとんど なかった	② 少しは あった	③ 時々 あった	④ たいてい そうだった
① 普段はなんでもないことがわずらわしい	1	2	3	4
② 食べたくない、食欲が落ちた	1	2	3	4
③ 家族や友人から励ましてもらっても、気分が晴れない	1	2	3	4
④ 他の人と同じ程度には、能力があると思う	1	2	3	4
⑤ 物事に集中できない	1	2	3	4
⑥ ゆううつだ	1	2	3	4
⑦ 何をするのも面倒だ	1	2	3	4
⑧ 先のことについて積極的に考えることができる	1	2	3	4
⑨ 過去のことについてくよくよ考える	1	2	3	4
⑩ 何か恐ろしい気持ちがある	1	2	3	4
⑪ なかなか眠れない	1	2	3	4
⑫ 生活について不満なく過ごせる	1	2	3	4
⑬ ふだんより口数が少ない、口が重い	1	2	3	4

⑭ひとりぼっちで寂しい	1	2	3	4
⑮皆がよそよそしいと思う	1	2	3	4
⑯毎日が楽しい	1	2	3	4
⑰急に泣き出すことがある	1	2	3	4
⑱悲しいと感じる	1	2	3	4
⑲皆が自分を嫌がっていると感じる	1	2	3	4
⑳仕事(学習)が手につかない	1	2	3	4

問12 あなたは、「うつ病」に関する以下の事柄について知っていますか。
次の設問①～⑨について、それぞれあてはまるものに○をつけてください。

設問	知っている	聞いたことがある	知らない
①わが国では、一生のうち約15人に1人がかかると言われていること	1	2	3
②「うつ病」と「なまけ」は違うものであること	1	2	3
③「うつ病」の症状として身体の不調や痛みがあることが多いこと	1	2	3
④「がんばれ」と励ましの言葉をかけると本人を追い込むことがあること	1	2	3
⑤「うつ病」の回復のためには休息が必要であること	1	2	3
⑥「うつ病」は自殺(自死)と関係があること	1	2	3
⑦「うつ病」には予防策があること	1	2	3
⑧アルコール飲料が「うつ病」の症状を悪化させることがあること	1	2	3
⑨「うつ病」の回復のために、無理や焦りは禁物であること	1	2	3

出典：厚生労働省「うつ病を知っていますか?」「ストレスとこころ」「ゲートキーパー養成研修用テキスト」

問13 もし仮に、自分自身の「うつ病のサイン」に気づいたとき、あなたは以下の専門の相談窓口のうち、**どちらを利用したい**と思いますか。(○はいくつでも)

1. 精神科や心療内科などの専門の医療機関を受診する
2. 精神科や心療内科以外の医療機関を受診する
3. 公的機関の相談窓口(市役所・保健センター等)に相談する
4. 民間の相談窓口(いのちの電話等)に相談する
5. その他()
6. 何も利用しない (問14へ)

問14 問13で、「6. 何も利用しない」と回答した方にうかがいます。
利用しない理由について、教えてください。(○はいくつでも)

1. お金がかかることは避けたいから
2. 精神科や心療内科を受診することに抵抗があるから
3. 精神的な悩みを話すことに抵抗があるから
4. 時間の都合がつかないから
5. どれを利用したらよいかわからないから
6. 過去に利用して嫌な思いをしたことがあるから
7. 「うつ病」は特別な人がかかる病気なので、自分には関係ないと思うから
8. 治療をしなくても、ほとんどは自然に治ると思うから
9. その他 ()

不安や悩み、つらい気持ちを抱えたときの相談相手、
誰かに相談することへの考えについて、うかがいます

問15 あなたが不安や悩み、つらい気持ちを抱えているとき、それを相談できる人はいますか。(○はいくつでも)

1. 実際に会って、個人的に相談できる人がいる
2. 電話で、個人的に相談できる人がいる
3. メールやSNS(LINE ほか)等で、個人的に相談できる人がいる
4. 対面や電話による相談機関に、相談できる
5. メールやSNS(LINE ほか)等による相談機関に、相談できる
6. いない

問16 あなたが悩みを抱えたときやストレスを感じたとき、誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらいがありますか。(○は1つ)

- | | | |
|---------------|--------------|--------------|
| 1. ためらいがある | 2. ややためらいがある | 3. どちらともいえない |
| 4. あまりためらいはない | 5. ためらいはない | |

問17 問16で、「1. ためらいがある」「2. ややためらいがある」「3. どちらともいえない」と回答した方にうかがいます。

誰かに相談したり、助けを求めたりすることにためらう理由について、教えてください。(○はいくつでも)

1. 家族や友人など身近な人には、相談したくない悩みだから
2. 相談することで相手に迷惑がかからないか心配、どう思われるか不安だから
3. 自分の悩みを解決できるところはないと思っているから
4. 病院や支援機関等(行政の相談窓口、保健所など)の専門家に相談したいと思っているが、相談するハードルが高く感じるから
5. 過去に、身近な人に相談したが、解決しなかった(嫌な思いをした)から
6. 過去に、病院や支援機関等に相談したが、解決しなかった(嫌な思いをした)から
7. その他 ()

問18 あなたは過去1年間で、「死にたい」、またはそれに近いことを考えたことがありますか。(○は1つ)

- | | |
|--------------------|---------------------|
| 1. ない | 2. たびたびあった (問19△) |
| 3. まれにあった (問19△) | 4. 答えたくない |

問19 問18で、「2. たびたびあった」「3. まれにあった」と回答した方にうかがいます。

そのように考えたとき、誰かに相談しましたか。相談相手を教えてください。(○はいくつでも)

- | | | |
|----------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 同居の親族(家族) | 2. 同居以外の親族(家族) | 3. 友人 |
| 4. 近所の知り合い | 5. 医療機関 | 6. カウンセラー |
| 7. 職場関係者 | 8. 学校の先生 | 9. 電話相談員 |
| 10. 保健所や市役所等の公的機関の職員 | 11. 見ず知らずの人(SNS 相談等) | |
| 12. その他 () | 13. 相談したことはない(問20△) | |

◆「自殺」「自死」に関する表現について

法律用語・医学用語として使用される「自殺」という言葉は、亡くなられた遺族の尊厳を傷つけることがあると指摘する意見もあります。自殺は「追い込まれた末の死である」という認識から、行為を表現するときは「自殺」、遺族や遺児支援の分野では「自死」という言葉を用いています。



問20 問19で、「13. 相談したことはない」と回答した方にうかがいます。
誰にも相談しなかった理由について、教えてください。(〇はいくつでも)

1. 相談することで相手に迷惑をかけてしまうと思ったから
2. 自分で問題を解決できると思ったから
3. 「死にたい」と話すことに抵抗感があったから
4. 相談機関に相談できると知らなかったから
5. 相談できる相手がいなかったから
6. 相談してもその場限りの対応をされるだけだから
7. 以前相談したときに余計につらくなることを言われたから
8. 相談する選択肢が頭に思い浮かばなかったから
9. 相談するのが恥ずかしかったから
10. 相談しても解決しないと思ったから
11. その他 ()

問21 あなたが、仮に「死にたい」、またはそれに近いことを考えたとき、相談しやすいと思う方法について教えてください。(〇はいくつでも)

- | | | |
|------------|------------|-----------------|
| 1. 対面による相談 | 2. 電話による相談 | 3. メール・SNSによる相談 |
| 4. 手紙による相談 | 5. 相談はしない | 6. その他 () |

問22 あなたが、仮に身近な人から「死にたい」と打ち明けられた場合、どのように対応するのが良いと思いますか。(〇はいくつでも)

- | | |
|--------------------------|------------------------|
| 1. ひたすら耳を傾けて話を聴く | 2. 「死んではいけない」と説得する |
| 3. 「医師などの専門家に相談しよう」と提案する | 4. 「がんばって生きよう」と励ます |
| 5. 死にたいくらいつらい気持ちに共感を示す | 6. 「つまらないことを考えるな」と忠告する |
| 7. 相談にのらない、もしくは話題を変える | 8. その他 () |
| 9. わからない | |

自殺対策の現状、相談窓口の認知度について、うかがいます

ご回答いただく前に、以下をお読みください。

我が国では毎年2万人を超える方々が自殺で亡くなっている。自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者)はG7諸国(フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、日本、イタリア、カナダ)の中で最も高い水準となっている。

出典：厚生労働省「令和5年度版自殺対策白書」

問23 あなたは、毎年このように多くの方が自殺で亡くなっていることを知っていますか。(〇は1つ)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問24 あなたは、「ゲートキーパー*」を知っていますか。(〇は1つ)

※ゲートキーパーとは…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「いのちの門番」とも位置づけられる人のこと。

出典：厚生労働省「ゲートキーパー養成研修用テキスト」

- | | | |
|----------|-------------------------|---------|
| 1. 知っている | 2. 聞いたことはあるが具体的なことは知らない | 3. 知らない |
|----------|-------------------------|---------|

問25 あなたは、「自殺対策」に関する以下の事柄について知っていますか。
次の設問①～⑤について、それぞれあてはまるものに○をつけてください。

設問	知っている	聞いたことがある	知らない
①毎年9月10日から16日は「自殺予防週間」である	1	2	3
②毎年3月は「自殺対策強化月間」である	1	2	3
③自殺予防週間や自殺対策強化月間において、浦添市はパネル展や広報誌・ホームページによる啓発事業を行っている	1	2	3
④浦添市は相談連絡先のオリジナルメッセージカードやポケットティッシュを作成し、配布している	1	2	3
⑤浦添市は毎年、「ゲートキーパー養成講座」を開催している	1	2	3

問26 あなたは、**地域の悩みの相談機関**について知っていますか。(○はいくつでも)

1. 沖縄県立総合精神保健福祉センター (県のこころの電話・ひきこもり相談)	2. 沖縄県南部保健所 (県の精神保健福祉相談)	3. 浦添市保健相談センター (市のこころの健康相談)
4. 沖縄県精神科救急医療情報センター (休日・夜間電話相談)	5. 沖縄いのちの電話 (休日・夜間電話相談)	6. 浦添市地域包括支援センター (高齢者総合相談)
7. 浦添市基幹相談支援センター (ピアラルうらそえ) (障がい者(児)総合相談)	8. 浦添市家庭児童相談室 (子どもに関する相談)	9. 浦添市女性相談室 (女性に関する相談)
10. 沖縄県男女共同参画センターにいるる (女性問題に関する相談)	11. 市役所法律相談 (弁護士・司法書士相談)	12. いのちみつめる無料法律相談 (弁護士による電話相談)
13. 浦添市自立サポートセンター・てだこ未来 (生活困窮に関する相談)	14. 沖縄労働局 (労働相談)	15. 沖縄産業保健総合支援センター (産業医のメンタルヘルス相談)
16. その他()	17. 相談できるところを知らない	

問27 あなたは、**自死遺族の「分かち合いの会[※]**」を知っていますか。(○は1つ)

※自死遺族「分かち合いの会」とは…身近な人(配偶者、親、子ども、きょうだい)を自殺で亡くされた家族が抱える悲しみや苦しみ、悩みを共有することによって癒され、自分のペースで回復していくことを目指し、安心して自らの痛みと向き合うことのできる「分かち合い」の場。

出典：沖縄県「自死遺族の分かち合いの会」

1. 知っている	2. 知らない
----------	---------

問28 あなたは、「人が困難に直面した時に、乗り越えられる力になるもの」とは、どのようなものだと思いますか。(○はいくつでも)

1. 自己肯定感・自分を大切にす気持ち	2. 大切にされていると感じること
3. 居場所・安心できる心よりどころがある	4. 夢・目標・打ち込めるもの
5. 認めてくれる人の存在	6. 話を聞いてくれる人の存在
7. 自ら助けを求められる力	8. その他()

問29 今後の子ども・若者向けの自殺対策の取り組みとして、あなたが効果的だと思うことについて、すべて教えてください。(〇はいくつでも)

1. 悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育(SOS の出し方教育)
2. 子どもが出した SOS に気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施
3. 学校における、児童・生徒に対するゲートキーパー研修の実施
4. 学校における、積極的な相談窓口の周知・啓発(プリント配布、ポスター掲示など)
5. いじめ防止対策の強化
6. 家族や友人関係などに悩む若者向けの相談先や居場所支援、虐待対策
7. ホームページや SNS 等 での広報・啓発
8. 一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや、自殺の動画等を配信した者に対する取り締まりや支援情報の案内などのネットパトロール
9. ネット上での誹謗中傷に関する対策
10. ネット上で「死にたい」などと検索した際に相談窓口の情報を表示する取り組み
11. その他()

問30 今後の自殺対策の取り組みとして、あなたが効果的だと思うことについて、すべて教えてください。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 地域での「こころの健康相談」 | 2. 自殺(自死)の予防に関する電話相談 |
| 3. 自殺(自死)未遂者への支援 | 4. 自死遺族相談 |
| 5. うつ病や自殺防止に関する啓発 | 6. ストレス対処法の啓発 |
| 7. 医療機関の診療体制の強化 | 8. 学校での「いのちの教育」 |
| 9. 女性のための相談体制・支援の充実 | 10. 生活困窮者への相談体制・支援の充実 |
| 11. 高齢者の生きがいづくりの促進 | 12. 債務や労働問題等の法律相談 |
| 13. 職場でのメンタルヘルス対策 | 14. 孤立しやすい人を見守るネットワークづくり |
| 15. その他() | |

問31 こころの健康や自殺予防の対策などについて、お気づきの点やご意見などがございましたら、ご記入ください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

9. 評価項目一覧

施策		指標	現状値	目標値	
●基本施策1	地域におけるネットワーク強化	浦添市自殺対策推進本部の開催	年1回以上	年1回以上	
		浦添市自殺対策推進検討委員会・作業部会の開催	—	年1回以上	
		浦添市健康づくり推進協議会自殺対策推進専門部会の開催	年1回以上	年1回以上	
●基本施策2	自殺対策を支える人材の育成	市民向けゲートキーパー養成講座の開催回数	年1回以上	年2回以上	
		市民向けゲートキーパー養成講座の受講者数	延1240人	延1650人	
		市職員向けゲートキーパー養成講座の受講者数	延153人	延400人	
●基本施策3	市民への普及啓発	自殺予防週間について聞いたことがある人の割合	13.9%*1	30%以上	
		自殺対策強化月間について聞いたことがある人の割合	10.9%*1	30%以上	
		ゲートキーパーを知っている人の割合	10.9%*1	20%以上	
		こころの健康講演会の開催回数	年1回以上	年1回以上	
●基本施策4	生きることの促進要因への支援	浦添市こころの健康相談を知っている人の割合	19.6%*1	30%以上	
		地域の相談機関を知っている人の割合	64.8%*1	80%以上	
●基本施策5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進	市内全小・中学校におけるSOSの出し方に関する教職員への研修会	年1回以上	年1回以上	
●重点施策1	勤務者・経営者対策	勤務・経営者の自殺死亡率(人口10万人対)	11.3*2	7.3	
●重点施策2	生活困窮者・無職者・失業者対策	無職者・失業者の自殺死亡率(人口10万人対)	36.5*2	23.7	
		生活保護受給者等就労自立促進事業による就職者数	生活保護受給者	31人/年	45人/年
			生活困窮者(てだこ未来)	63人/年	45人/年
●重点施策3	高齢者対策	高齢者の自殺死亡率(人口10万人対)	15.8*2	10.3	
●重点施策4	子ども・若者対策	若年者の自殺死亡率(人口10万人対)	13.3*2	8.6	
●重点施策5	女性への対策	女性の自殺死亡率(人口10万人対)	6.4*2	4.2	

*1:令和6年度「浦添市こころの健康に関するアンケート調査」より算出

*2:「地域自殺実態プロファイル【JSCP2024(2019年～2023年合計)】」をもとに算出

10. 計画策定の経過



年 月 日		内 容	
令和4年度	令和5年1月 10日	市長、部長会議にて副市長・各部長へ説明 いのち支える浦添市自殺対策行動計画の計画期間の延長について	
令和5年度	令和5年 8月～9月	8月16日～ 9月5日	いのち支える浦添市自殺対策行動計画見直しに係る関連事業・施策事例集の確認
	12月	28日	市長・教育長へ説明 浦添市の自殺の現状 / 計画策定の概要について
	令和6年1月	9日	部長会議にて副市長・各部長へ説明 浦添市の自殺の現状 / 計画策定の概要について
	2月	1日	第2回浦添市健康づくり推進協議会 ・浦添市の自殺の現状 / 計画策定の概要について ・自殺対策推進専門部会の設置について
	2月～3月	2月13日～ 3月5日	次期計画基本施策・重点施策該当課へのヒアリング ・施策の評価 / 現状・課題の整理 等
令和6年度	5月	8日	第1回浦添市自殺対策推進専門部会 ・浦添市の自殺の現状,計画策定の概要,計画の構成案について ・こころの健康に関するアンケート調査の実施について
	7月	26日	第1回浦添市自殺対策推進検討委員会 ・浦添市の自殺の現状,計画策定の概要 / 計画案について ・こころの健康に関するアンケート調査の実施について
	8月	2日	第1回浦添市自殺対策推進作業部会 ・浦添市の自殺の現状,計画策定の概要 / 計画案について ・こころの健康に関するアンケート調査の実施について
	8月～9月	8月26日～ 9月20日	浦添市こころの健康に関するアンケート調査実施
	10月	26日	第1回浦添市健康づくり推進協議会 ・計画案について / こころの健康に関するアンケート調査の進捗報告
	11月	26日	第2回浦添市自殺対策推進検討委員会・作業部会 合同会議 ・計画案について / 評価方法の検討について
	令和7年1月	7日	市長より浦添市健康づくり推進協議会へ諮問
		20日	第3回浦添市自殺対策推進検討委員会・作業部会 合同会議 ・計画案について / こころの健康に関するアンケート調査結果報告
		22日	第2回浦添市自殺対策推進専門部会 ・計画案について / こころの健康に関するアンケート調査結果報告
		27日	第1回浦添市自殺対策推進本部 ・計画案について / こころの健康に関するアンケート調査結果報告
2月	3日～17日	パブリックコメントの実施	
	20日	第2回浦添市健康づくり推進協議会 ・計画案について / こころの健康に関するアンケート調査結果報告 浦添市健康づくり推進協議会より市長へ答申	

11. 浦添市 地域の困りごと相談窓口一覧表(令和6年12月時点)

1. こころやからだの健康に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	眠れない, 気分が沈む, 不安でイライラするなどのこころの健康相談	健康づくり課 (保健相談センター) ころの健康相談	☎098-875-2100	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00-11:00/13:00-16:00
		南部保健所 精神保健班 ころの相談	☎098-851-3458	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00-11:00/13:00-16:00
		県立総合精神保健福祉センター ころの電話	☎098-888-1450	月・水・木・金 9:00-11:30/13:00-16:30
2	身体の健康に関する相談	健康づくり課 (保健相談センター)	☎098-875-2100	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00-11:00/13:00-16:00
3	自殺予防いのちの電話	日本いのちの電話連盟	☎0120-783-556	毎月10日 8:00～翌8:00 毎日 16:00～21:00
		沖縄いのちの電話	☎098-888-4343	年中無休 10:00-23:00
4	緊急な精神科受診など 早急な対応に関する相談	精神科救急医療相談窓口	☎098-889-8893	平日 17:00-翌9:00 土日・祝日 9:00-翌9:00
5	社会経済的な悩みに関する相談	いのちみつめる無料法律相談 沖縄弁護士会	☎098-943-3748	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:30-16:00
6	職場のメンタルヘルス 対策に関する相談	沖縄産業保健総合支援センター	☎098-859-6175	平日 8:30-17:15
7	事業所における総合健康相談 (メンタルヘルス含む)	那覇地域産業保健センター	☎098-866-8804	お問い合わせの上ご利用ください
8	感染症に関する相談	南部保健所 健康推進班	☎098-851-3555	月～金 (祝日・年末年始除く) 9:00-11:00/13:00-17:00
9	どんなひとの、どんな 悩みにもよりそう相談	よりそいホットライン (一社) 社会的包摂サポートセンター	☎0120-279-338	365日、24時間
10	LGBTQ+電話相談窓口	市民協働・男女共同参画課 (浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター)	☎070-5491-3228	毎月第3水曜 17:00-20:00 (祝日の場合、第2水曜に実施)
11	LGBTQ+にじいろ相談	沖縄県男女共同参画センター ているる	☎098-880-8434	毎週土曜 10:00-17:00 (年末、年始を除く)
12	LGBTQ に関する相談	LGBTQ 無料電話法律相談 沖縄弁護士会	☎080-7986-3595	第1火曜 (祝日・年末年始除く) 17時～19時 第3金曜 (祝日・年末年始除く) 12時～14時

2. SNS 相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	LINE などの SNS やチャットでの悩みの相談 (相談先の検索サイト)	 まもろうよこころ	ホームページは  はこちら →	365日、24時間 (相談時間は相談先によって異なります)

3. ひきこもりに関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	ひきこもりで悩んでいるご家族・ご本人の相談	沖縄県ひきこもり専門支援センター	☎098-888-1455	平日 10:00-12:00/13:00-16:00

4. 大切な人を自死(自殺)で亡くされた方の相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	身近な人を自死(自殺)で亡くした方	全国自死遺族総合支援センター	☎03-3261-4350	木 10:00-19:00 日 10:00-17:00(祝日除く)
		県立総合精神保健福祉センター 自死遺族「分かち合い」の会	☎098-888-1443	第3土曜日 14:00-16:00(13:30~受付)
		自死遺族傾聴電話(悲しみの傾聴) NPO 法人グリーンケア・サポートブラザ	☎03-3796-5453	毎週木・土曜 12:00-16:00

5. 依存症(アルコール・ギャンブル等)

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	お酒をやめようと思ってもなかなかやめられず悩んでいる方又はその家族で、自助グループに参加したい方	沖縄県断酒会事務局	☎090-5083-1012	参加ご希望のエリア・日時についてはお問い合わせください
2	アルコール依存症の当事者、又はその家族・支援者が参加できるミーティング	AA (アルコールクス・アノニマス)	☎080-4315-7132 AA コザグループ ともやさん	参加ご希望のエリア・日時についてはお問い合わせください
3	あらゆる依存症の当事者や家族・支援者が参加できる自助グループ	依存症リカバリーサークル	☎090-6858-3688 ホームページは こちら → 	お問い合わせの上ご利用ください
4	ギャンブルをやめたいがやめられず悩んでいる方又はその家族で、自助グループに参加したい方	GA (ギャンブラーズ・アノニマス) 那覇グループ	直接会場に お越しください	アルプスセンター 那覇市前島 3-19-8 19:00-20:30(火・金)
		かいグループ		START 豊見城市字真玉橋 135NPK ビル 2-A 19:00-20:30(水)
5	依存症に関する総合的な相談	南部保健所 精神保健班	☎098-851-3458	月～金(祝日・年末年始除く) 9:00-11:00/13:00-16:00
		県立総合精神保健福祉センター こころの電話	☎098-888-1450	月・水・木・金 9:00-11:30/13:00-16:30

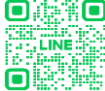
6. 生活困難で各種貸付や生活保護に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	母子家庭の母, 父子家庭の父が経済的な自立に効果的な資格を取得するなどの給付や貸付の相談	こども家庭課 母子世帯等の自立支援対策	☎098-876-1730	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
2	経営の安定等を図るための融資制度に関する相談	産業振興課	☎098-876-1299	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
3	経済的な理由などで生活に困っているさまざまな相談	自立サポートセンター てだこ未来	☎098-875-5065	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-12:00/13:00-17:00
4	資産や能力等を全て活用しても生活が困窮している方の相談	保護課	☎098-876-1262	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
5	労働者側の労働に関する相談, または生活保護に関する相談	弁護士による労働・生活保護の無料法律相談 沖縄弁護士会	☎098-865-3737	月～金（祝日・年末年始除く） 9:15-12:00/13:00-17:00

7. 女性の悩み・DV・性暴力に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	配偶者・パートナーからの暴力, 離婚等に関する相談	こども家庭課 女性相談室	☎098-874-0874	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00(受付は16時まで)
		沖縄県女性相談支援センター	☎098-854-1172	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-12:00/13:00-16:30
2	パートナーや家族のこと, 離婚, DV, 人間関係等に関する相談	沖縄県男女共同参画センター ていりる相談室	☎098-868-4010	火～土（年末年始を除く） 10:00-17:00
3	痴漢の被害など女性への暴力相談・性犯罪	警察安全相談	☎098-863-9110 または（#9110）	365日、24時間
		性犯罪被害者専用相談	☎0120-656-110 または（#8103）	
		浦添警察署	☎098-875-0110	
4	差別問題・悩みごと	人権相談 那覇地方務局	☎0570-003-110	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
5	女性へのDV・セクハラ・ストーーカーに関する相談	女性のための法律相談 沖縄弁護士会	☎098-865-3737	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30-17:00

8. こども・青少年に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	妊娠, 出産, 育児, 子どもの発育・発達についての悩みや不安の相談	こども家庭課 (こども家庭センター) 母子保健係	☎098-876-6825	月～金(祝日・年末年始除く) 8:30-17:15
2	家庭や児童, 子育てに関する悩みや不安に関する相談, 児童虐待相談	こども家庭課 (こども家庭センター) 家庭相談係	☎098-876-1707	
3	親子のための相談 LINE	こども家庭庁	LINE 相談は こちら→ 	月～土(祝日, 元旦除く) 8:30-17:15
4	子どもに関するさまざまな問題の相談	中央児童相談所	☎098-886-2900	月～金(祝日・年末年始除く) 8:30-17:15
5	児童虐待かと思った時の相談	おきなわ子ども虐待 ホットライン	☎098-886-2900	月～金 17:15～翌日 8:30 土日祝 24 時間
		児童相談所虐待対応ダイヤル (全国共通)	☎189	365 日、24 時間
6	こどもの教育上の悩みや心配事, 不登校や居場所づくりに関する相談	こども青少年課	☎098-876-1296	月～金(祝日・年末年始除く) 8:30-17:15
7	少年の悩みごとや保護者が抱えている少年問題についての相談	ヤングテレホン	☎0120-276-556 (フリーダイヤル)	月～金(祝日・年末年始除く) 8:30-17:15
		少年サポートセンター	☎098-862-0110	
8	いじめや不安など子どもたちの相談	24 時間子ども SOS ダイヤル	☎0120-0-78310	365 日、24 時間
9	ニート, ひきこもり, 不登校などの相談	子ども若者みらい相談プラザ 「sorae なは」	☎098-943-5335	火～土(祝日・年末年始除く) 10:00-18:00
10	こどもの人権に関する相談	こどもの人権 110 番(法務省)	☎0120-007-110 LINE 相談は こちら→ 	月～金 8:30-17:15
11	18 歳までの子ども専用電話	チャイルドライン	☎0120-99-7777 チャットページは こちら → 	毎日 16:00-21:00
12	いじめ・不登校・家族や学校での暴力など子どもに関する相談	子どもの悩み事 110 番 沖縄弁護士会	☎098-865-3737	月～金(祝日・年末年始除く) 9:15-12:00/13:00-17:00

9. 労働・経営・職場問題に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	賃金・残業・雇用・セクハラ等あらゆる労働に関する相談	総合労働相談コーナー 那覇労働基準監督署	☎098-868-8008	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
		総合労働相談コーナー 沖縄労働局雇用環境・均等室内	☎098-868-6060	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
		労働条件相談ほっとライン 厚生労働省委託事業	☎0120-811-610	月～金 17:00-22:00 土日祝日 9:00-21:00 （年末年始除く）
2	働くことについて悩みを抱えている若年無業者（15～49歳）の就職に関する相談	地域若者サポートステーション 琉球	☎098-917-2086	月～金、第2土 10:00-17:00 （祝日・年末年始・慰霊の日を除く）
3	労働条件・解雇・賃金不払いに関する相談	那覇労働基準監督署	☎098-868-8033	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
4	労働時間、賃金、退職や社会保障制度等の労働問題に関する相談	労働相談事業 沖縄県女性就業・労働相談センター	☎0120-610-223	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
5	仕事をしたい・している女性に対し就職や転職、働き方等に関する相談	働く女性応援事業 沖縄県女性就業・労働相談センター	☎0120-633-993	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
6	求人情報の提供、職業相談、職業紹介、応募書類の作成の仕方、職業訓練制度及び雇用保険制度（失業給付）に関する相談	ハローワーク那覇	☎098-866-8609	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
		浦添市ふるさとハローワーク （職業相談、職業紹介）	☎098-876-0734	月～金（祝日・年末年始除く） 9:30-17:00
7	経営者の経営上の悩みやリスク管理に関する相談	沖縄県よろず支援拠点 沖縄産業支援センター	☎098-851-8460 ※要予約	月～金 9:00-19:00 土 9:00-17:00 （祝日・年末年始除く）
		浦添市出張相談会 浦添市役所1階ロビー	☎098-876-1299 ※要予約	毎月第2、第4金曜日 9:00-17:00（祝日・年末年始除く）
8	保険料の申告・納付等に関する相談	沖縄労働局労働保険徴収室	☎098-868-4038	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
9	労災保険、労災年金受給者の年金・介護に関する相談	沖縄労働局労災補償課	☎098-868-3559	月～金（祝日・年末年始除く） 9:00-17:00
10	助成金に関する総合的な相談	沖縄助成金センター	☎098-868-1606	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15

10. 法律・消費生活に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	離婚, 多重債務, 相続, 損害賠償, 金銭, 不動産などの法的トラブルの相談	無料法律相談 (市民相談室) ※1回あたり30分	☎098-851-5059 ※要予約	弁護士相談 火 14:00-16:30 司法書士相談 水 14:00-16:30
		日本司法支援センター 法テラス	☎0570-078374	月～金 9:00-21:00 土 9:00-17:00 (祝日・年末年始を除く)
		日本司法支援センター 沖縄地方事務所 法テラス沖縄	☎050-3383-5533	毎週水・金 10:00-12:00/14:00-16:00 (祝日・年末年始を除く)
2	弁護士による法律相談, 多重債務相談	沖縄弁護士会法律相談センター (那覇)	☎098-865-3737 ※要予約	月～金 9:30-11:45/13:30-15:45
3	契約トラブル, 悪徳商法, 詐欺などの被害, 多重債務, 製品事故など消費生活に関する相談	消費生活相談 (市民相談室)	☎098-851-5059	月・水・金 10:00-12:00/13:00-16:00 (祝日・年末年始・慰霊の日を除く)

11. 障がい者に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	障がい者福祉に関する こと	障がい福祉課	☎098-876-1267	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30-17:15
2	障がい者, 障がい児に対する 総合相談, 専門相談	障がい者 (児) 基幹相談 支援センター てだこの森	☎098-942-7601	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30-17:15

12. 権利擁護に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	認知症や知的・精神障害などで 判断能力が不十分な人の 成年後見制度の利用に関する 相談	浦添市成年後見制度中核機関 うらそえ core	☎098-870-4789 (相談支援事業所 ゆんたく兼)	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30-17:15
2	認知症や知的・精神障害などで 金銭管理に不安がある方の 相談	社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 (日常生活自立支援事業所) りんどう	☎098-877-8226	月～金 (祝日・年末年始除く) 8:30-17:15

13. 若年性認知症に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	医療機関の案内, 利用できる 制度やサービスの利用	新オレンジサポート室	☎098-943-4085	月～金 (祝日・年末年始除く) 10:00-15:00

14. 高齢者に関する相談

	相談内容	相談先	電話番号等連絡先	受付時間
1	介護予防・認知症・高齢者虐待・成年後見制度・権利擁護などの相談	地域包括支援センター みなとん（港川中学校区）	☎098-876-3710	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
		地域包括支援センター ていだ（神森中学校区）	☎098-870-0150	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
		地域包括支援センター さっとん（浦添中学校区）	☎098-877-3103	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
		地域包括支援センター ゆいまある（浦西中学校区）	☎098-917-5320	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
		地域包括支援センター ライフサポート（仲西中学校区）	☎098-875-2560	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
2	介護サービス に関すること	いきいき高齢支援課	☎098-876-1291	月～金（祝日・年末年始除く） 8:30-17:15
3	要介護認定の申請 に関すること		☎098-876-1297	
4	認知症初期集中支援 チームに関すること		☎098-876-1292	



いのち支える第2次浦添市自殺対策行動計画 (令和7年3月発行)

編集・発行 浦添市福祉健康部健康づくり課
〒901-2103 浦添市仲間1-8-1
(浦添市保健相談センター内)
TEL 098-875-2100



 **TED**  **AKO** 